

# 港区の環境リサイクル

令和5年度（2023年度）版 事業概要

港区環境リサイクル支援部

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# 目 次

## 総 説

港区基本構想について .....	3
港区基本計画について .....	4
環境リサイクル支援部の組織 .....	8
環境リサイクル支援部の主な事務 .....	9
環境清掃費事業別歳出決算額 .....	10

## 環境及び廃棄物処理に関する計画

港区環境基本計画 .....	15
港区一般廃棄物処理基本計画 .....	20
港区災害廃棄物処理基本方針 .....	22

## 環 境 課

環境審議会 .....	25
環境影響調査（環境アセスメント） .....	26
環境影響調査審査会 .....	29
地域環境美化・みなとタバコルール推進 .....	30
公害の規制・指導	
（1）工場・指定作業場 .....	40
（2）特定施設（騒音規制法・振動規制法） .....	41
（3）特定建設作業 .....	42
（4）アスベスト(石綿) .....	43
（5）土壌汚染 .....	44
（6）適正管理化学物質 .....	45
（7）事業場の臭気調査 .....	46
（8）公共用水域放流事業場排水調査 .....	47
（9）地下水揚水施設 .....	48
（10）自動車騒音・振動 .....	49
（11）公害苦情・相談 .....	50
羽田空港の機能強化に関する対応 .....	51
環境調査	
（1）大気汚染環境総合測定局監視システム .....	52
（2）光化学スモッグ .....	57
（3）古川・運河の水質調査 .....	58
（4）雨天時における運河等の水質調査 .....	59
（5）台場水質調査 .....	62
（6）ダイオキシン類調査 .....	63
（7）運河等の臭気調査 .....	64
アスベスト対策費助成 .....	66
緑化推進	
（1）緑化推進事業 .....	67
（2）みどりの保護 .....	68
（3）みどりの育成 .....	71
（4）みどりの普及・啓発 .....	75
（5）自然環境の保全と再生 .....	77
（6）港区みどりの実態調査 .....	79
ハクビシン等対策 .....	81

## 地球温暖化対策担当

区有施設の二酸化炭素排出量の削減	85
エコプラザ管理運営	87
エコライフ・フェアMINATO	89
小・中学生の環境に関する自主研究	90
環境にやさしい行動推進	91
集合住宅向け省エネ取組支援	93
みなと環境にやさしい事業者会議	94
みなとエコ宣言登録	98
緑のカーテンプロジェクト	99
みなと区民の森づくり	100
環境学習設備	102
クールルーフ推進	103
創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	104
庁有車の電動車導入推進	107
建築物低炭素化促進制度	108
地球温暖化対策報告書制度	110
ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度	111
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	112
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度表彰	115
みなと森と水会議	117
再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」	118
「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート	119
みなと全国連携エネルギー登録制度	120

## みなとりサイクル清掃事務所

区の清掃施設	123
清掃一部事務組合・清掃協議会分担金	124
可燃・不燃ごみの収集	125
粗大ごみの収集・直接持込み	127
資源の回収	129
ごみ排出実態調査	133
3R推進事業	135
食品廃棄物・食品ロス削減推進事業	137
清掃事業普及・啓発	139
清掃協力会支援事業	141
みなとエコショップ表彰制度	142
廃棄物処理手数料	143
家具のリサイクル展	146
大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導	147
事業用大規模建築物に対する排出指導	148
優良集積所等表彰制度	150
港資源化センターの運営	151
障害者就労支援施設との連携によるリサイクルの推進	152
きめ細かい清掃事業の展開	153
動物死体の引取り	155
一般廃棄物処理業の許可・指導	156
浄化槽清掃業の許可・指導	157
資源持ち去り防止パトロール	158
プラスチックごみの発生抑制	159

# 総 説



## 港区基本構想について

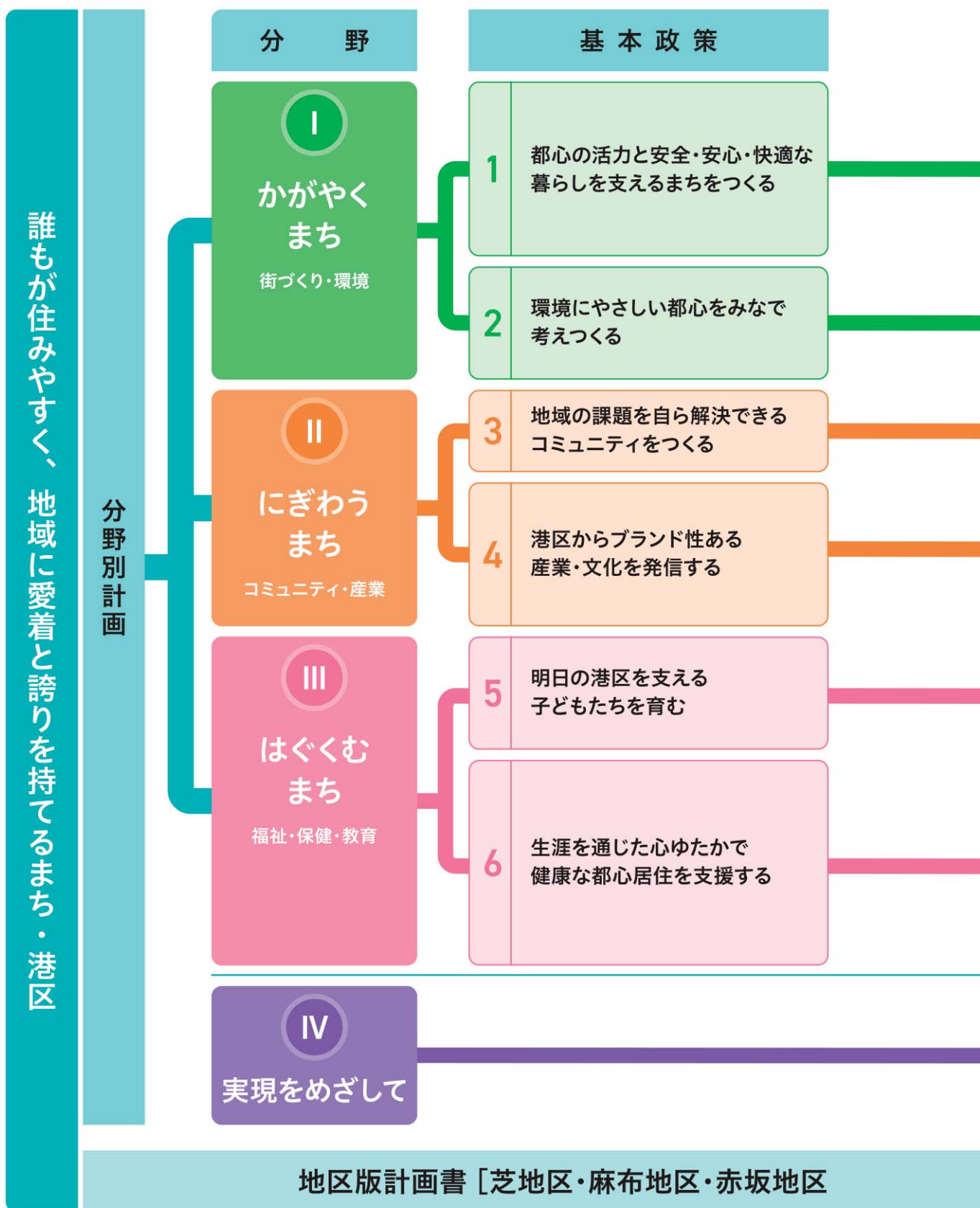
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。



## 港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。





## 政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

## 港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

### SDGsの17のゴール

 <b>1 貧困をなくそう</b>	<b>目標1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 <b>2 飢餓をゼロに</b>	<b>目標2 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 <b>3 すべての人に健康と福祉を</b>	<b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 <b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b>	<b>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 <b>8 働きがいも経済成長も</b>	<b>目標8 働きがいも経済成長も</b> すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	 <b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	<b>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 <b>13 気候変動に具体的な対策を</b>	<b>目標13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 <b>14 海の豊かさを守ろう</b>	<b>目標14 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 <b>15 陸の豊かさを守ろう</b>	<b>目標15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

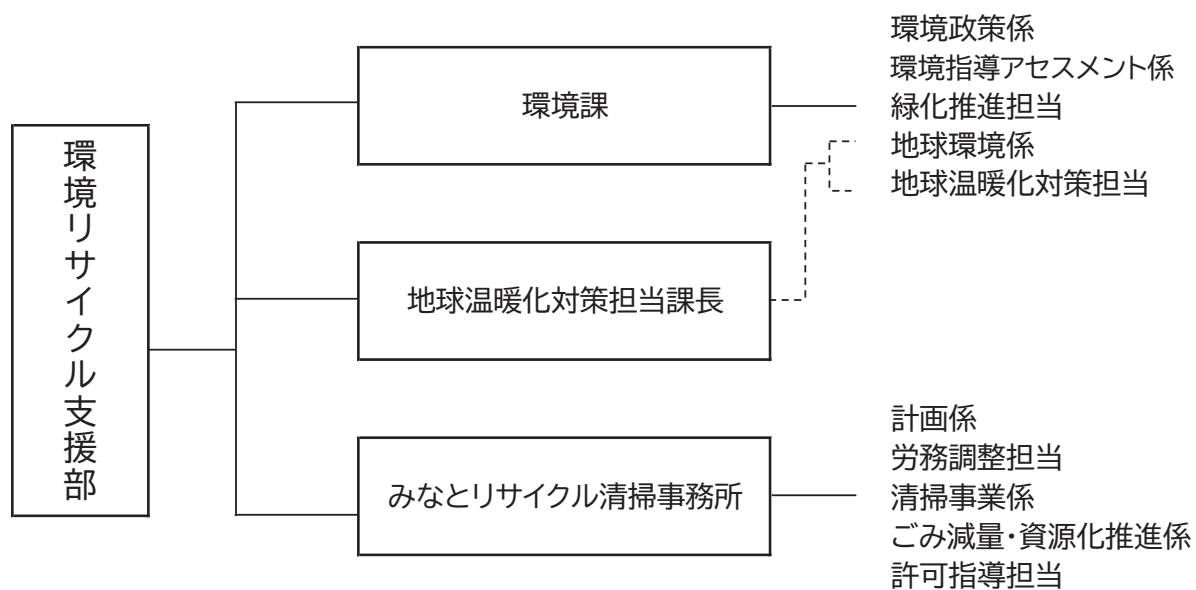
### 港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市をつくる	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう							
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3 持続可能な健康を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市をつくる	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3 持続可能な健康を	11 持続可能な都市をつくる	17 パートナーシップで目標を達成しよう								
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1 貧困をなくそう	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	11 持続可能な都市をつくる	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1 貧困をなくそう	4 質の高い教育をみんなに	10 公平な社会と発展を	11 持続可能な都市をつくる	12 つぶやみ・循環を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正を	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2 飢餓をゼロに	3 持続可能な健康を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市をつくる	12 つぶやみ・循環を	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市をつくる	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3 持続可能な健康を	4 質の高い教育をみんなに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 持続可能な都市をつくる	12 つぶやみ・循環を	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11 持続可能な都市をつくる	17 パートナーシップで目標を達成しよう									
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3 持続可能な健康を	4 質の高い教育をみんなに	10 公平な社会と発展を	16 平和と公正を	17 パートナーシップで目標を達成しよう						
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう							
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つぶやみ・循環を	17 パートナーシップで目標を達成しよう						
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8 働きがいも経済成長も	12 つぶやみ・循環を	17 パートナーシップで目標を達成しよう								





環境リサイクル支援部の組織（令和5年4月1日現在）



		部長級	課長級	係長級	係員	計
環境課	環境政策係	1	1	1	4	7
	環境指導アセスメント係			2	4	6
	緑化推進担当			1	3	4
	地球環境係			1	4	5
	地球温暖化対策担当			2	3	5
地球温暖化対策担当課長		1			1	
みなとりサイクル 清掃事務所	計画係		1	1	5	7
	労務調整担当			1		1
	清掃事業係			1	106	107
	ごみ減量・資源化推進係			2	8	10
	許可指導担当			1		1
計		1	3	13	137	154

## 環境リサイクル支援部の主な事務

### 環境課、地球温暖化対策担当

環境政策係	環境に係る企画、計画及び調整に関すること。港区環境審議会に関すること。環境美化推進の支援に関すること。部の予算及び決算に関すること。部の調整及び管理運営に関すること。
環境指導アセスメント係	環境関係法令に基づく規制及び指導に関すること。環境及び公害の苦情処理及び相談の支援に関すること。環境に係る調査及び監視等に関すること。環境影響評価に関すること。
緑化推進担当	自然環境の保全に関すること。緑化推進事業の計画及び調整に関すること。公共及び民間緑化の推進に関すること。
地球環境係	地球環境負荷低減に関すること。環境の普及啓発の支援に関すること。環境情報の収集及び提供に関すること。ヒートアイランド対策の推進に関すること。エコプラザに関すること。
地球温暖化対策担当	地球温暖化対策に係る企画、計画及び調整に関すること。脱炭素化推進に関すること。省エネルギーの取組の促進に関すること。国産木材の利用の促進に関すること。環境マネジメントシステムに関すること。

### みなとリサイクル清掃事務所

計画係	清掃事業に係る企画、調査及び調整に関すること。廃棄物処理の基本方針に関すること。東京二十三区清掃一部事務組合等との連絡調整に関すること。所及び清掃関連施設の維持管理に関すること。職員の給与、服務、福利厚生その他人事に関すること。文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。廃棄物処理手数料に関すること。廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。清掃協力会に関すること。
労務調整担当	労務調整に関すること。労務管理に関すること。その他清掃事業の調整に関すること。
清掃事業係	廃棄物及び資源の収集及び運搬に関すること。廃棄物及び資源の収集作業計画等に関すること。清掃関連施設の運営及び計画に関すること。廃棄物の処理量の算定に関すること。廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること（計画係に属するものを除く。）。動物の死体処理に関すること。大規模建築物の廃棄物及び資源の保管場所等に関すること。作業の統計に関すること。自動車の運営管理及び修理に関すること。自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること。自動車運行の統計に関すること。作業用燃料の管理に関すること。所の労働安全衛生に関すること。その他清掃作業に関すること。
ごみ減量・資源化推進係	ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。分別収集計画に関すること。資源の分別回収及び集団回収に関すること。資源の持ち去りの防止に関すること。資源化センターに関すること。プラスチック資源の循環に関すること。食品ロスの削減の推進に関すること。廃棄物処理の許可及び指導に関すること。
許可指導担当	大規模排出事業者等の排出指導に関すること。一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。し尿及び浄化槽に係る指導に関すること。

令和4年度 環境清掃費事業別歳出決算額

単位：円

項 目	中事業	小事業	決算額
環境費			1,552,602,021
環境総務費			1,436,147,122
	職員人件費		204,353,058
	一般職員		204,353,058
	多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる		1,129,960
	環境影響評価		1,129,960
	人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる		402,964,057
	泳げるお台場の海創生事業		40,759,605
	緑化指導		688,642
	緑化助成		0
	芝地区保護樹木・樹林助成		1,210,060
	麻布地区保護樹木・樹林助成		1,427,200
	赤坂地区保護樹木・樹林助成		964,410
	高輪地区保護樹木・樹林助成		1,712,400
	芝浦港南地区保護樹木・樹林助成		169,440
	麻布地区親子でエコっとプロジェクト		1,976,275
	高輪地区高輪みどりでつながるプロジェクト		3,337,928
	芝浦港南地区バイエリアみどりでつなぐプロジェクト		3,135,240
	生物多様性推進事業		14,239,742
	ハクビシン等対策		923,785
	省エネルギー活動普及啓発		106,645
	集合住宅向け省エネ取組支援		7,651,875
	創エネルギー・省エネルギー機器等助成		101,701,036
	区有施設の再生可能エネルギー電力導入拡大事業		142,930,000
	庁有車の電動車導入推進		21,250,345
	「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート事業		200,000
	建築物低炭素化促進		4,378,000
	環境率先実行計画推進		5,362,500
	地球温暖化等対策基金利子積立金		62,896
	みなとモデル森林整備促進		30,658,651
	みなと森と水会議		2,965,500
	環境基本計画改定		7,488,428
	緑のカーテンプロジェクト		2,940,454
	クールルーフ推進		4,723,000
	環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる		827,700,047
	環境課運営		1,118,009
	環境審議会		475,342
	みなと環境にやさしい事業者会議		4,456,000
	みなとタバコルール推進		483,992,663
	芝地区みなとタバコルール推進		49,874,686
	麻布地区みなとタバコルール推進		16,341,789
	赤坂地区みなとタバコルール推進		52,182,908
	高輪地区みなとタバコルール推進		14,985,300
	芝浦港南地区みなとタバコルール推進		49,852,005



項	目	中事業	小事業	決算額
			環境美化啓発	2,168,822
			芝地区環境美化啓発	2,381,500
			麻布地区環境美化啓発	148,544
			赤坂地区環境美化啓発	48,488
			高輪地区環境美化啓発	41,571
			芝浦港南地区環境美化啓発	10,720
			芝地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	6,426,425
			麻布地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	8,823,760
			赤坂地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	5,042,950
			飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	521,840
			みなと区民の森づくり	30,090,106
			全国連携による環境学習	294,602
			環境にやさしい行動推進	1,753,900
			エコプラザ管理運営	87,536,113
			芝地区エコ芝教室	250,820
			お台場ふるさとの海づくり	2,969,325
			環境保全啓発	5,911,859
			<b>公害対策費</b>	<b>116,454,899</b>
			環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	116,454,899
			芝地区環境改善	0
			麻布地区環境改善	0
			赤坂地区環境改善	0
			高輪地区環境改善	0
			芝浦港南地区環境改善	0
			公害防止指導	59,127,667
			芝地区公害防止指導	71,500
			麻布地区公害防止指導	17,939
			赤坂地区公害防止指導	5,962
			高輪地区公害防止指導	0
			芝浦港南地区公害防止指導	0
			アスベスト対策	7,459,000
			環境監視施設維持管理	13,534,431
			一の橋環境総合測定局の局舎更新作業	23,258,400
			環境測定調査分析	2,508,000
			台場水質調査	682,000
			航空機騒音測定調査	9,790,000

項目	中事業	小事業	決算額
清掃費			5,064,967,811
清掃管理費			2,298,070,972
職員人件費			1,029,832,440
一般職員			1,029,832,440
持続可能な循環型の都心づくりを進める			1,268,238,532
ごみ排出実態調査			5,901,500
麻布地区清掃事業普及・啓発			0
赤坂地区清掃事業普及・啓発			15,080
清掃事業普及・啓発			4,158,625
食品廃棄物・食品ロス削減推進事業			4,546,990
みなとりサイクル清掃事務所運営			4,296,183
清掃一部事務組合・清掃協議会分担金			1,243,103,000
清掃車両等運営			6,217,154
廃棄物対策費			1,056,590,116
持続可能な循環型の都心づくりを進める			1,056,590,116
大規模事業所ごみ排出指導			1,732,414
廃棄物処理手数料			28,525,008
可燃ごみ・不燃ごみ収集			699,721,684
粗大ごみ収集			310,416,920
動物死体処理			16,194,090
清掃事務所費			154,161,009
持続可能な循環型の都心づくりを進める			154,161,009
安全衛生管理			9,372,213
作業連絡所維持管理			2,130,508
新堀中継所維持管理			1,532,152
芝浦作業所維持管理			66,261,469
みなとりサイクル清掃事務所維持管理			74,864,667
リサイクル推進費			1,556,145,714
持続可能な循環型の都心づくりを進める			1,556,145,714
拠点リサイクル			29,753,998
資源回収			509,693,688
リサイクルを通じた障害者の就労支援			4,027,364
芝地区リサイクル団体助成			5,835,019
麻布地区リサイクル団体助成			5,289,940
赤坂地区リサイクル団体助成			4,624,907
高輪地区リサイクル団体助成			8,750,768
芝浦港南地区リサイクル団体助成			12,540,700
リサイクル活動			37,199,893
3R推進事業			4,771,038
容器包装リサイクル			2,199,068
ペットボトル回収			103,509,978
資源プラスチック回収			224,725,078
CO2削減のためのプラスチック分別徹底事業			2,847,350
資源化センター管理運営			248,594,913
資源化センター機能強化			351,782,012



# 環境及び廃棄物処理に関する計画

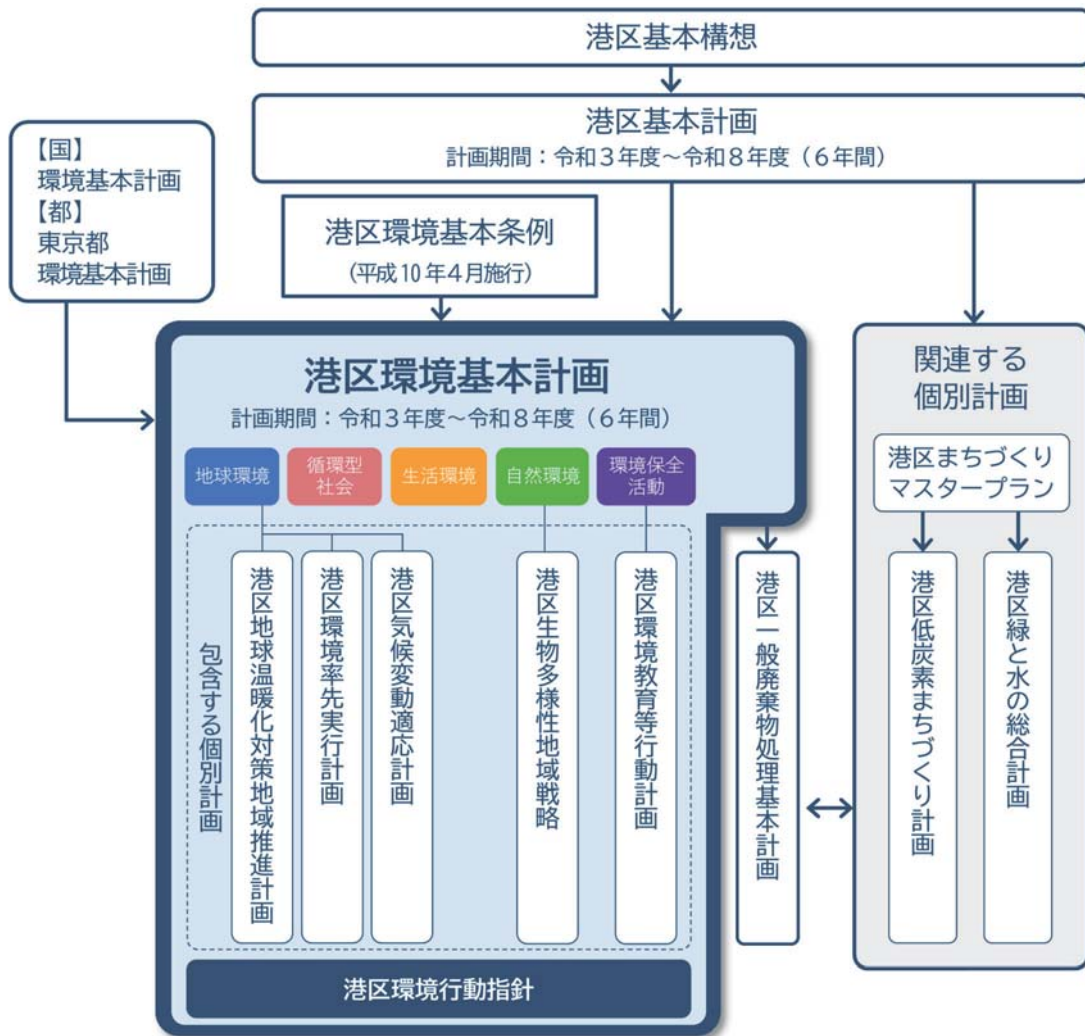


# 港区環境基本計画

## 計画の位置付け

港区環境基本計画は、「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区、区民、事業者等が、めざす環境像の実現に向けて積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」についても、本計画の中に位置付けます。



## 計画期間

令和3年度～令和8年度

## 計画の対象範囲

- ① 地球環境
- ② 循環型社会
- ③ 生活環境
- ④ 自然環境
- ⑤ 環境保全活動

## めざす環境像

多様な暮らし・活気・自然が調和する  
持続可能な都市 みなと

## 個別計画の位置付け

本計画に包含する各個別計画の位置付けは、以下のとおりです。

なお、個別計画に関連する現状と課題の分析、取組ごとの事業予定又は取組の概要等の詳細は、「港区環境基本計画（別冊）」にまとめています。

<p>港区地球温暖化対策 地域推進計画</p>	<p>区内で排出される温室効果ガスのうち、最も多くを占める二酸化炭素を削減する施策を講じるために策定するものです。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」といいます。）第19条第2項に基づき、市町村が策定・実施するよう努めるものとされている「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」に該当します。</p>
<p>港区環境率先実行計画</p>	<p>区が事業者として温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するため、「港区環境基本条例」に基づく環境行動指針に定める区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行するために策定するものです。</p> <p>温対法第21条に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、温室効果ガス排出量の削減のための措置に該当します。</p>
<p>港区気候変動適応計画</p>	<p>「気候変動適応法」第12条に基づき、市町村が策定するよう努めるものとされている「地域気候変動適応計画」に該当します。</p>
<p>港区生物多様性地域戦略</p>	<p>「生物多様性基本法」第13条に基づき、都道府県及び市町村が定めるよう努めなければならないとされている「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）に該当します。</p>
<p>港区環境教育等行動計画</p>	<p>「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」といいます。）第8条に基づき、市町村が作成するよう努めるものとされている「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」に該当します。</p>

## 基本目標

めざす環境像の実現に向け、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した5つの基本目標を定め、施策・取組を推進します。

### 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち

気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を区民、事業者をはじめ、国や東京都とも連携して進め、2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、安全に安心して快適に暮らし働くことのできるまちの実現をめざします。

### 基本目標2 ごみを減らして資源が循環するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしています。区民・事業者自身が「ごみの排出者」としてこれらの問題の原因をつくっているという認識を共有し、ごみを減らす、排出ルールを守るという責任ある行動を促していくことで、ごみを減らして資源が循環するまちの実現をめざします。

### 基本目標3 健康で快適に暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける周辺的生活環境への配慮を促すこと、区民・事業者等と協働して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現をめざします。

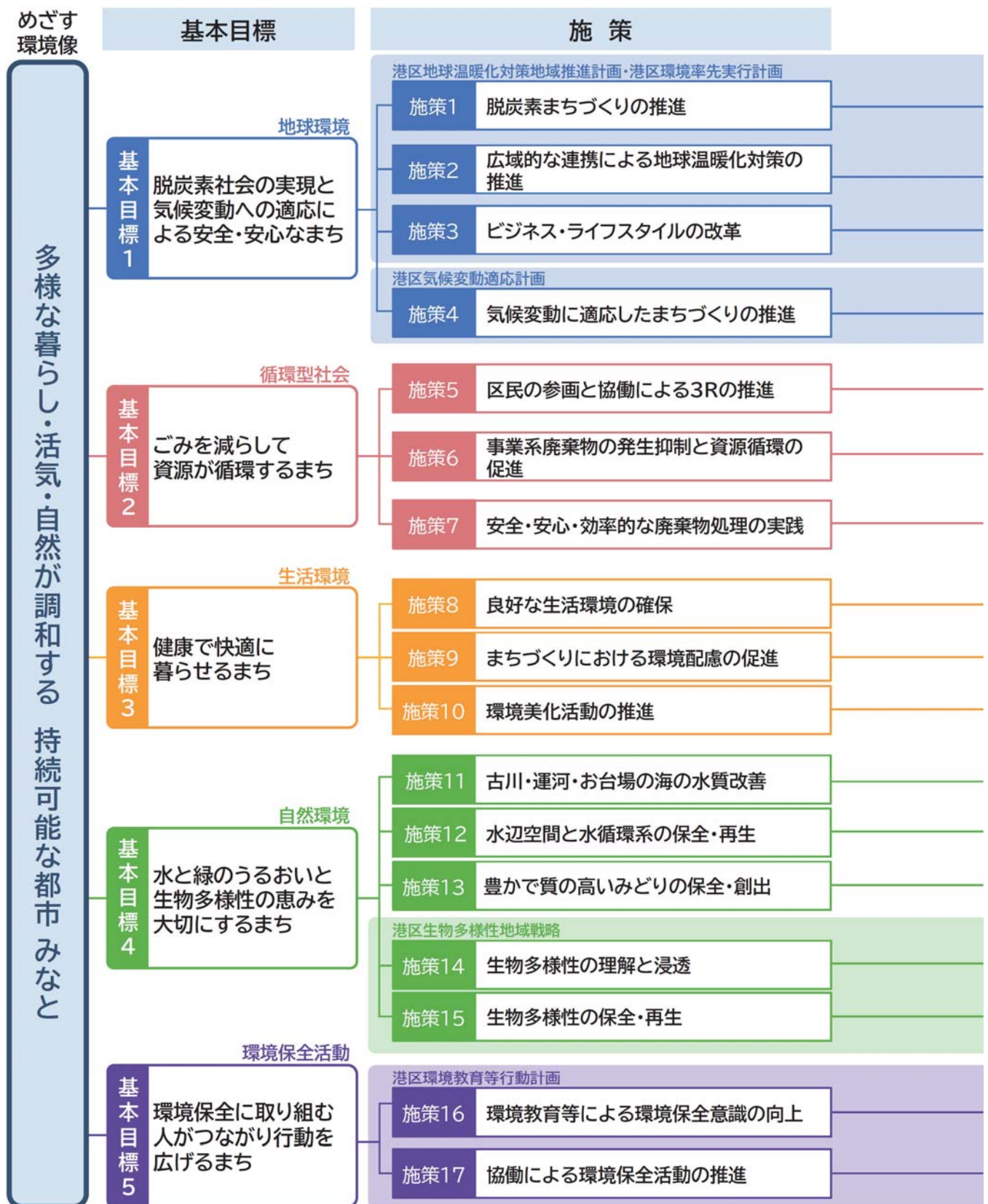
### 基本目標4 水と緑のうらおいと生物多様性の恵みを大切にするまち

2,000種以上もの多様な生きものがすむ大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものがともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうらおいと生物多様性の恵みを大切にするまちの実現をめざします。


### 基本目標5 環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち

現在生じている様々な環境問題による負荷を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまちの実現をめざします。

# 計画の体系図





取組	関連するSDGsのゴール
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化</li> <li>② 再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>③ 多様な交通手段による移動の分散化</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国産木材の活用促進</li> <li>② 森林整備による二酸化炭素の吸収</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職場や家庭における省エネルギー行動の促進</li> <li>② 創エネルギー・省エネルギー機器等導入促進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然災害のリスク軽減</li> <li>② 健康への影響に関する普及・啓発</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① プラスチックの使用抑制と資源循環</li> <li>② 食品ロスの削減</li> <li>③ 資源回収の拡大</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大規模建築物の自己処理責任の強化</li> <li>② 事業者に対する適切な指導と普及・啓発</li> <li>③ 食品廃棄物の削減</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域特性に応じた収集サービスの展開</li> <li>② みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 良好な大気環境の保全</li> <li>② 騒音・振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境アセスメントの推進</li> <li>② 環境に配慮した適切なまちづくりの誘導</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の環境美化活動の普及・啓発</li> <li>② みなとタバコルールの推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 古川の水環境改善</li> <li>② お台場の海及び運河の水質改善</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 親水空間の充実</li> <li>② 健全な水循環系の保全・再生</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 区民との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物多様性の普及・啓発</li> <li>② 生物多様性の学びをととした環境学習の推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 区民との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発</li> <li>② 民有地における多様な緑化の推進</li> <li>③ 公共空間における緑化の推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成</li> <li>② 生きものに配慮したまちづくりの推進</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境教育の推進と人材育成</li> <li>② 環境情報の発信と環境保全意識の向上</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境保全活動の推進</li> <li>② 区民や事業者等の活動支援</li> </ul>	

統合的課題解決に向けた施策の展開

# 港区一般廃棄物処理基本計画

## 内 容

### 1 計画策定の目的

区内から発生する廃棄物の発生抑制を最優先に、再使用、再生利用を推進するとともに、廃棄物の適正処理などによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、区民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

### 2 計画の改定

平成 12 年 4 月からの清掃事業の区移管に伴い、平成 12 年度から平成 23 年度までの 12 年間の計画を策定しました。平成 16 年 4 月に、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するための施策を再構築し、より地域特性にあった清掃・リサイクル事業を展開するため、「港区一般廃棄物処理基本計画」を改定し、計画期間を平成 16 年度から平成 23 年度までとしました。

平成 20 年 4 月には、プラスチックなどの資源化や 3 R の推進など、社会情勢の変化を踏まえ、「港区一般廃棄物処理基本計画」を見直しました。

平成 23 年度には、「排出者責任」の考え方と「拡大生産者責任」の考え方を重要視し、区民や事業者がともに推進する計画として、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間の計画期間となる「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」（以下「前回計画」といいます。）を策定しました。

令和 2 年度には、前回計画に基づく取組の成果と課題に加え、より時代に即した施策を展開するため、改定時期を 1 年前倒し、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に定める「食品ロス削減推進計画」を包含した令和 3 年度を初年度とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」を策定しました。

### 3 計画期間

令和 3 年度～令和 14 年度

### 4 港区一般廃棄物処理基本計画の位置付け

「港区基本構想」、「港区基本計画」などを踏まえて策定しています。

また、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「港区一般廃棄物処理実施計画」、容器包装リサイクル法に基づく「港区分別収集計画」との整合を図っています。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

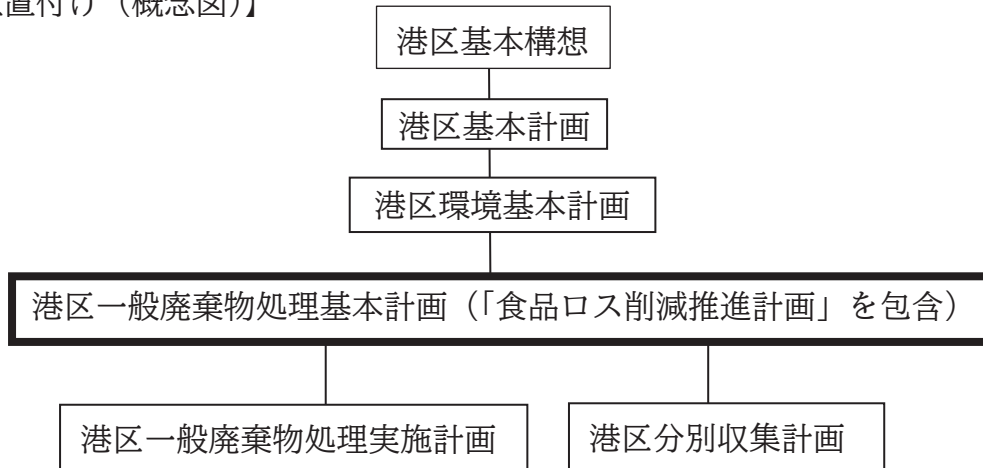
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

食品ロスの削減の推進に関する法律

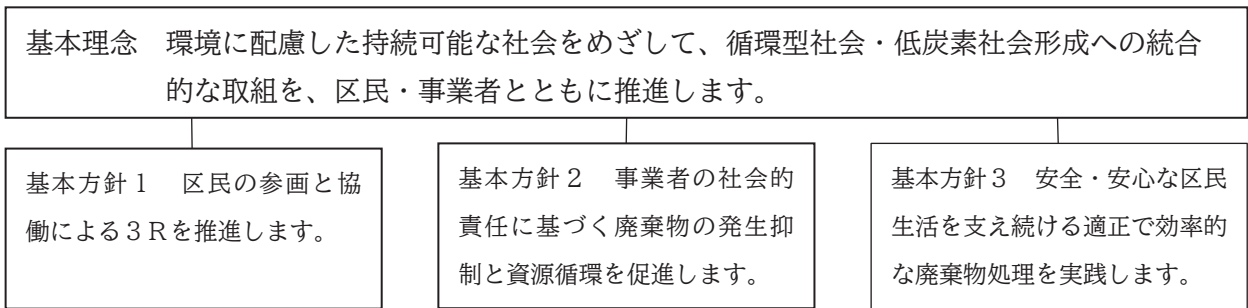
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例



【計画の位置付け（概念図）】



【港区一般廃棄物処理基本計画の施策体系】



港区がめざす12の数値目標

項目	単位	実績値 (令和元年度)		目標値	
		年間量	一人1日当たりの量	中間年度 (令和8年度)	最終年度 (令和14年度)
1   総排出量	年間量	179,221	t/年	164,500	151,800
	一人1日当たりの量	1,880.6	g/人・日	1,583	1,313
2   区収集可燃ごみ量	年間量	50,665	t/年	41,300	33,200
	一人1日当たりの量	531.6	g/人・日	397	287
3   可燃ごみへの資源混入割合		25.7	%	24	21
4   食品ロス発生量	年間量	5,287	t/年	3,800	2,600
	一人1日当たりの量	55.5	g/人・日	37	22
5   プラスチック排出量	年間量	12,658	t/年	12,100	11,600
	一人1日当たりの量	132.8	g/人・日	116	101
6   資源化率		29.3	%	40	50
7   資源回収量	年間量	22,353	t/年	30,100	36,700
	一人1日当たりの量	234.6	g/人・日	289	317
8   集団回収による資源回収量	年間量	5,643	t/年	6,800	7,700
	一人1日当たりの量	59.2	g/人・日	65	67
9   ごみと資源の分別状況		39.7	%	53	65
10   持込ごみ量		103,020	t/年	90,100	79,000
11   再利用計画書上の再利用率		紙類：60.0 厨芥類：14.0	%	紙類：66 厨芥類：20	紙類：72 厨芥類：25
12   温室効果ガスの排出量		22,372	t-CO <sub>2</sub> /年	18,300	14,900

- 目標達成に向けた取組
- 1 事業系ごみの発生抑制
  - 2 プラスチックの使用抑制と資源循環
  - 3 食品ロスの削減
  - 4 資源回収の拡大
  - 5 持続可能な集団回収制度の構築
  - 6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
  - 7 災害等への対応力の向上
  - 8 効果的な普及・啓発と環境学習の充実

# 港区災害廃棄物処理基本方針

## 内 容

### 1 方針策定の目的

災害時に発生する災害廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を生じさせるおそれがあります。復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。

### 2 方針の位置付け

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28（2016）年 1 月・環境省）において、地方公共団体が策定するものとする災害廃棄物処理計画であり、関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法を示すものです。

### 3 方針の対象

#### (1) 対象とする災害

震災や風水害など、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害を対象とします。

#### (2) 対象とする廃棄物

区民から排出される廃棄物のほか、中小企業から排出された災害廃棄物で家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの、区が独自に支援の対象とする小規模企業から排出された災害廃棄物等は、「港区災害廃棄物処理基本方針」及び「港区一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）」に基づき、区が主体的に適正処理します。

区が支援対象とする小規模企業等を除く事業所から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、原則として事業者の自己処理責任により適正処理することとします。

### 4 処理方針

災害時においても、できる限り平等に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物の処理方針を踏まえ、具体的な取組を進めます。災害が発生した場合は、この処理方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに処理方針を定め、廃棄物の処理に当たっては、分別や感染症対策を徹底したうえで実施します。なお、災害廃棄物は本来、所有者財産であることから、処理を進める際は、被災者の立場・心情に十分配慮します。

## 災害廃棄物の処理方針

### ①適正かつ迅速な処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、状況変化に対応し、迅速な処理を行います。広域での処理が必要な場合は、東京都と協力して処理を進めます。

### ②リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。

### ③環境に配慮した処理

災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理や脱炭素に配慮した処理を推進します。

### ④衛生的な処理

生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物は、有害性や腐敗性等、優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。

### ⑤安全作業の確保

住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

### ⑥経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。

### ⑦関係機関等との協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合、関連機関・関係団体、災害ボランティア等と協力・連携して処理を推進します。

# 環 境 課



## 概 要

環境の保全に関する基本的事項について調査審議する区長の付属機関です。

## 内 容

## 調査審議事項

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
- 3 1、2に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

## 委員構成

学識経験者4人以内、区民及び事業者7人以内、区議会議員3人以内で構成されています。

任期は2年です。

## 根拠法令等

港区環境基本条例

港区環境審議会規則

## 事業開始時期

平成10年4月

## 事業の実施状況（令和4年度）

開催日	内容
令和4年11月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区環境基本計画の進捗状況について</li> <li>・港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)の進捗状況について</li> <li>・港区環境基本計画改定に係るアンケート結果(速報)について</li> </ul>
令和5年3月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「港区環境基本計画(令和3年度～令和8年度)」の改定に係る基本的な考え方について</li> <li>・港区環境基本計画の改定に係る部会の設置について</li> <li>・港区環境基本計画改定に係る基礎調査結果(概要)について</li> <li>・環境分野に関連する令和5年度の取組について</li> </ul>

## 1 港区の環境アセスメント制度

## 概要

大規模ビルの新築などの開発事業の際には、都市の生活環境の保全や創造への十分な配慮、事業の計画・実施に当たって区民の意見が適切に反映されることが必要です。

環境影響調査及びそれに伴う事後調査の手続を定めることにより、事業の計画・実施に際し都市の生活環境の保全及び創造について適切な配慮がなされ、区民の健康で快適な生活を確保することができます。

港区は、23区で唯一、独自の制度を定めており、事業者が自主的に実施する環境影響調査等を確認し、指導しています。また、平成25年3月に、ビル風対策を強化するため「港区ビル風対策要綱」を制定しました。

## 区民の参加

## （情報の提供）

事業者が作成する環境影響調査計画書、環境影響調査書案、環境影響調査書及び事後調査報告書は、その都度、環境課、各総合支所、三田図書館及びホームページ上で縦覧又は閲覧に供されます。

## （区民意見の提出）

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

## 内容

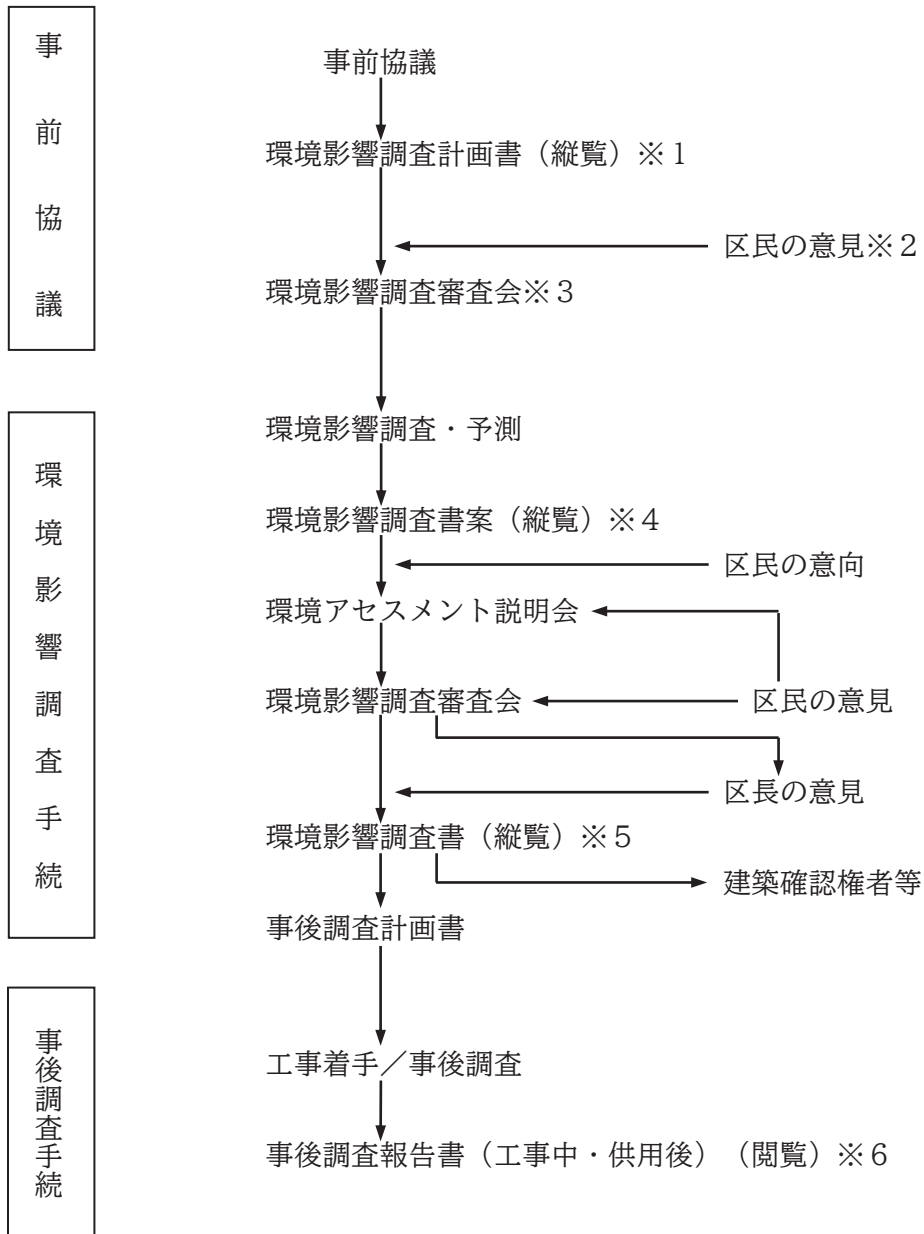
対象事業は、建築基準法上の建築物の新築で、延べ面積5万㎡以上（駐車場を含む。）のもの。

調査項目は、地域や建物の特性及び区民の意向等を考慮して下記の項目から選定します。

表1 環境調査項目

環境要素	環境調査項目
① 交通	自動車交通量、歩行者交通量、駐車場、自転車・自動二輪車駐車場、交通安全
② 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル、地球温暖化の防止・エネルギー利用、ヒートアイランド現象の緩和
③ 大気	大気質、臭気
④ 水・土	水利用、排水、雨水、地形・地質（地盤沈下、地下水等を含む。）、土壤汚染
⑤ 静穏	音、振動、低周波音
⑥ 建造物影響	電波受信状態、風、日照、光
⑦ 植物・動物	緑、生物・生態系
⑧ 景観	都市景観
⑨ 史跡・文化財	史跡・文化財
⑩ 地域貢献等	地域活動・コミュニティ、公開空地等、防災・防犯、住民への説明、有害生物への対応、その他

<港区環境影響調査手続の流れ>



※1 環境影響調査計画書

事業者は、対象事業を計画したときは、計画内容に基づき、表1の調査項目について環境影響調査計画書を作成して、区長に提出します。また、事業が複数の街区にわたる場合には、複数の街区全体で環境に配慮した調査項目を選定します。区長は環境影響調査計画書を縦覧し、区民の意見を求めます。

※2 区民意見の提出

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

※3 港区環境影響調査審査会

環境影響調査に関する事項等を審査するため学識経験者で構成する「港区環境影響調査審査会」を設置しています。審査会は、環境影響調査計画書の内容や区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的見地から意見を述べます。



#### ※4 環境影響調査書案

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響調査計画書に基づく区との事前協議等を経た上で、環境影響調査書案を作成し、区長に提出します。その後、縦覧、住民説明会を実施し、区民の意見を求めます。

#### ※5 環境影響調査書

事業者は、区長及び区民の意見を踏まえて、環境影響調査書案に検討を加え、環境影響調査書を作成し区長に提出します。

#### ※6 事後調査計画書と事後調査報告書

事業者は、事後調査計画書を作成し区長に提出します。そして、事後調査計画書に基づき工事中及び供用後に調査を実施し、事後調査報告書を区長に提出します。

### 根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

### 事業開始時期

平成7年10月

### 事業の実施状況（令和4年度）

環境影響調査計画書の縦覧件数 2件

環境影響調査書案の縦覧件数 1件

環境影響調査書の縦覧件数 6件

事後調査報告書（工事中・供用後）の閲覧件数 5件

※東京都アセスメント対象案件の縦覧件数（評価書案1件、見解書1件、評価書7件）

## 2 東京都の環境アセスメント制度

東京都の環境アセスメント制度は、東京都環境影響評価条例に基づき実施しており、東京都が指定する一定規模以上の事業の計画に対しては、計画段階における環境影響評価手続を実施しています。対象事業は、道路の新設、飛行場の設置、発電所又は送電線路、廃棄物の処理施設の設置又は変更、高層建築物の新築などです。

### <都民の参加>

#### （1）情報の提供

事業者が作成する「環境配慮書（計画段階）」及び「評価書案」の内容を周知するため縦覧期間中に説明会を開催し、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」、「環境影響評価書案」、「見解書」、「環境影響評価書」は縦覧に供され、「事後調査計画書」及び「事後調査報告書」を公表しています。

#### （2）意見の提出等

都民は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、環境保全の見地から意見を提出することができます。また、「環境配慮書」、「環境影響評価書案」及び「環境影響評価書案に係る見解書」について、都民の意見を聴くため、「都民の意見を聴く会」を開催します。なお、知事は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、区長の意見を求めることとなっています。

## 3 国の環境アセスメント制度

国の環境アセスメント制度は、環境影響評価法に基づき、規模が大きな道路、空港等の13種類の事業を対象としており、その手続は、東京都環境影響評価条例に定められています。「環境影響評価方法書」、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」により、事業の実施に伴う環境影響について、広く情報提供が行われ、意見がある場合は、意見を述べるすることができます。



環境影響調査審査会

環境課

#### 設置の目的と役割

港区環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱に基づき事業者から提出された環境影響調査書等に関する事項を審査します。

審査会は、区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的な見地から意見を述べます。

#### 審査事項

- 1 環境影響調査計画書、環境影響調査書案及び事後調査に関すること。
- 2 その他環境影響調査に関すること。

#### 審査会の委員構成

審査会は、学識経験を有する9名以内で構成されています。委員の任期は2年です。

#### 根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

#### 事業開始時期

平成7年10月

#### 事業の実施状況（令和4年度）

開催回数 8回

※ 環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱の対象となる規模（延べ面積5万㎡以上の建築物の新築）の事業について、事業者が環境影響調査計画書、環境影響調査書案等の審査対象となる図書を区に提出したときに開催されます。

概 要

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。

内 容

1 港区環境美化推進協議会及び表彰

環境美化の推進や、喫煙による迷惑を防止するために必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

また、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に貢献した区民等、事業者及び地域活動団体等を表彰しています。平成 30 年度から、みなとタバコルールの推進に貢献した事業者及び地域活動団体を表彰するみなとタバコルール賞を創設しました。

【港区環境美化推進協議会活動状況】

年度	開催日	内 容
4	令和4年6月1日	令和4年度みなとタバコルールの取組について、令和4年度清潔できれいなまちの実現に向けた取組について、令和4年度港区環境美化推進協議会表彰審査について
	令和4年12月9日	令和4年度表彰の被表彰候補者の決定について、みなとタバコルール推進・環境美化活動の取組について、各地区協議会の活動について、清潔できれいなまちの実現に向けた取組と今後の方向性について

【表彰団体等】

年度	部門	賞	受賞者名
4	個人	環境美化表彰	橋本 武正氏
	団体	環境美化表彰	港区立港南小学校PTA
			六本木クリーンアップ

## 2 みなとタバコルール

平成 15 年度に「みなとタバコルール」の取組を開始し、指定喫煙場所の整備や地域との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施してきました。平成 26 年度には、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人、働く人、訪れる人など全ての人を守るべきルールとして定め、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちを目指し、取組を行っています。

### 港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人を守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

- ① たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
- ② 喫煙してはならない（指定喫煙場所を除く。）。
- ③ 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。

### 港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール

- ④ 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- ⑤ 従業員その他事業活動に関わる人に、①、②、③を遵守させるよう努めなければならない。

区民・来街者へのルールの浸透を図るため、地域との協働によるキャンペーン、路面シール・ポスター等によるPR、区内全域で路上・歩行喫煙者等へ巡回指導等の啓発活動を行っています。



■駅のポスター掲示



■配電ボックスの啓発表示



■街頭ビジョン



■路面シール



■喫煙場所シール



■巡回指導員

(1) 指定喫煙場所

たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、指定喫煙場所を設置又は指定しています。

令和5年4月1日現在 指定喫煙場所数 96か所（屋外 35か所、屋内 54か所、屋外密閉型 7か所）



■品川駅港南口港南ふれあい広場指定喫煙場所  
(加熱式たばこ専用エリア併設)



■新橋駅前S L広場指定喫煙場所（屋外密閉型）

(2) 屋内喫煙所設置費等助成

平成25年4月1日から一般開放可能な屋内喫煙所を設置する建築物の所有者等に対し、その経費を区が助成しています。平成27年度から、維持管理に係る経費の助成も開始しました。

年 度	30	元	2	3	4
設置費 助成件数 (件)	9	2	1	8	3
維持管理費 助成件数 (件)	11	12	14	17	24

3 環境美化推進重点地区

吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域や、区民、事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいる地域を、環境美化推進重点地区に指定し、標示板の設置等、吸い殻等の散乱を防止する施策を重点的に実施しています。

赤坂田町通り地区	青山通り地区	六本木交差点周辺地区
大門通り地区	新橋S L広場周辺地区	

4 環境美化推進員

地域の環境美化活動を積極的に行っている区民へ、清掃用具や着用品の貸出し・保険の加入などを支援しています。

5 ごみ拾いSNSを活用した環境美化活動の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、「新しい生活様式」が提唱される中、人々が密集・密接を避け、参加者が一堂に会しない方法でも環境美化活動を推進していくことが求められています。区では、令和2年度からごみ拾いSNS「ピリカ」を活用し、令和3年7月20日には港区内で行われるごみ拾いを「見える化」するため、港区版「ピリカ」ウェブページの運用を開始しました。

令和4年度は、6月、9月、11月、3月にごみ拾いSNS「ピリカ」を活用したクリーンアップキャンペーンを実施しました。





■ 芝・麻布・赤坂・高輪地区総合支所が行ったごみ拾いSNS「ピリカ」への投稿

令和4年度に実施したイベント・キャンペーン

令和4年6月	環境月間キャンペーン
令和4年9月	SDGs週間キャンペーン
令和4年11月	秋のみなとクリーンアップキャンペーン
令和5年3月	2023春のみなとクリーンアップキャンペーン

6 各地区での環境美化活動推進の取組

地域の区民、団体、事業者及び関係行政機関からなる「各地区環境美化活動推進協議会」が各地区で、パトロールや清掃、キャンペーン活動など自発的な活動を行っています。

【各地区環境美化活動推進協議会】

名 称	設置年月日
芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	平成16年4月1日
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	平成16年4月1日
赤坂青山安全・環境美化推進協議会	平成16年4月1日
高輪地区生活安全・環境美化協議会	平成16年5月14日 ※平成18年5月12日付、高輪地区生活安全活動推進協議会から名称変更 ※平成22年5月11日付、高輪地区生活安全・環境美化活動推進協議会から名称変更
芝浦港南地区安全・美化協議会	平成16年4月1日

7 清潔できれいなまちの実現に向けた取組の実施

\*当事業の詳細内容及び実績は「港区の地域行政（総合支所）」を参照

【令和4年度各地区環境美化活動推進協議会活動状況】

芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会

(1) 協議会 第1回 R4.7.11  
第2回 R5.2.8

(2) 幹事会 第1回 R4.6.29  
第2回 R5.1.25

(3) 活動内容

① 「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～」

(計9回・1,982名参加)

芝地区内の主要駅周辺にて、午前8時から午前9時30分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動、落書き消しなどを実施。

R4.4.19 浜松町駅・大門駅周辺 213名参加

R4.5.12 芝公園駅・赤羽橋駅周辺 141名参加

R4.6.9 虎ノ門駅・神谷町駅周辺 173名参加

R4.7.20 内幸町駅・御成門駅周辺 125名参加

R4.9.13 新橋駅・内幸町駅周辺 262名参加

R4.10.13 田町駅・三田駅周辺 ※

R4.11.10 虎ノ門駅・神谷町駅周辺 226名参加

R4.12.8 浜松町駅・大門駅周辺 257名参加

R5.2.16 田町駅・三田駅周辺 258名参加

R5.3.9 新橋駅・内幸町駅周辺 327名参加

※雨天のため中止

② 地域内の連携を図る取組

ア キャンペーンに3年間継続して年間2回以上参加した5事業所に感謝状を贈呈

イ キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置

参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報などをパネルに掲載

ウ 参加事業所に事務局の役割を分担（会場受付・活動用品の準備等）

③ 「小学校の通学路点検」活動状況

御成門小学校 (R4.5.16、R4.10.26)

芝小学校 (R4.5.2、R4.11.28)

赤羽小学校 (R4.6.16、R4.10.27)

- (1) 協議会（全体会） 第1回 R4.6.20  
第2回 R5.3.14

(2) 活動内容

① 生活安全分野

ア 詐欺・悪質商法対策セミナー

麻布地区で発生している詐欺被害の実態や悪質商法から身を守るために必要な契約に関する正しい知識を専門家から学ぶセミナーを開催  
R4.11.9 六本木区民協働スペース 17名参加

イ 安全で安心できる麻布をめざす研修会

麻布警察署の職員を講師として特殊詐欺及び強盗被害から地域を守る方法を学んだ。また、令和5年が関東大震災から100年の節目の年となることから、麻布消防署の職員を講師として家具転倒防止の重要性等の防災知識を学んだ。  
R5.3.14 麻布区民協働スペース 35名参加

② 環境美化分野

ア クリーンアップキャンペーン（六本木）

六本木交差点周辺にて、清掃活動、まちの安全安心のためのルール「六本木安全安心憲章」や「みなとタバコルール」のPR、落書き消去を実施。

第1回 R4.10.27 65名参加

第2回 R5.3.16 66名参加

イ クリーンアップキャンペーン（麻布十番）

麻布十番駅周辺にて、清掃活動、「みなとタバコルール」のPR、落書き消去を実施。

R4.11.16 39名参加

ウ 子どもたちとの落書き消去活動

南山小学校周辺にて、南山小学校3年生の子どもたち60名と協力し小学校付近の落書きを消去。

R4.12.8 35名参加

- (1) 協議会 第1回 R4.6.30 41名参加  
 第2回 R4.11.21 41名参加  
 第3回 R5.3.17 39名参加
- (2) 地域安全講習会 R5.3.17 39名参加 (第3回協議会の中で開催)

(3) 活動内容

① 生活安全パトロール活動状況 (計11回183名参加)

R4.4.9 (17名) R4.5.26 (12名) R4.6.3 (17名)  
 R4.7.29 (13名) R4.10.24 (14名) R4.10.26 (12名)  
 R4.10.28 (22名) R4.12.14 (15名) ※1 R4.12.14 (20名) ※2  
 R4.12.26 (10名) R4.12.27 (31名)

上記※1と※2は別団体、別地域で同日実施

② 「地域清掃活動」への参加

毎月第2・4金曜日	午前9時～	青山表参道商店会
毎月第2金曜日	午前9時～	青山三・四丁目商店会
毎月第2・4金曜日	午前9時～	青山外苑前商店街振興組合
毎月第3金曜日	午前10時～	青山一丁目町会
毎月第2・4水曜日	午後12時15分～	エスプラナード赤坂商店街振興組合
毎月第1水曜日	午後5時～	赤坂通り商店会
毎月第1金曜日	午前9時～	赤坂地区総合支所周辺
毎月15日	午前10時～	南青山一丁目町会

③ 「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーンへの参加

日程		実施場所	日程		実施場所
4月	21日	赤坂駅	11月	24日	赤坂見附駅
	22日	表参道駅		25日	外苑前駅
5月	26日	溜池山王駅	12月	22日	赤坂駅 (雨天中止)
	27日	青山一丁目駅 (雨天中止)		23日	表参道駅
6月	23日	赤坂見附駅	1月	26日	溜池山王駅
	24日	外苑前駅		27日	青山一丁目駅
9月	8日	赤坂駅 (雨天中止)	2月	16日	赤坂見附駅
	9日	表参道駅		24日	外苑前駅
10月	27日	溜池山王駅	3月	9日	赤坂駅
	28日	青山一丁目駅		10日	表参道駅

④ 「社会を明るくする運動」への参加

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ⑤ 落書き消去活動 落書き発見作業 5回  
 落書き消去活動 0回



(1) 協議会総会 R4.6.1

(2) 全体役員会 R4.5.13 (書面会議)

(3) 部会長会 R5.3.1

(4) 活動内容

部会活動(4部会に分け活動)

① パトロール専門部会

ア 夏の夜間パトロール (全2コース実施 28名参加)

第1回 R4.7.25 (2コース実施 28名)

第2回 R4.7.26 (雨天中止)

第3回 R4.8.29 (雨天中止)

第4回 R4.8.30 (雨天中止)

イ 落書き消しキャンペーン

R4.11.1 (20名)

ウ あんしん・きれい (防犯) パトロール (全2コース実施 66名参加)

第1回 R4.12.5 (雨天のため、情報交換会のみ実施 38名)

第2回 R4.12.6 (2コース実施 28名)

エ 春のパトロール (全4コース実施 70名参加)

第1回 R5.3.6 (2コース実施 35名)

第2回 R5.3.7 (2コース実施 35名)

② 道路・公園専門部会

通学路点検 (合計134名参加)

高輪地区内の小学校の通学路点検を教育委員会事務局、道路管理者 (まちづくり課)、交通管理者 (三田・高輪警察署)、学校、PTA、地元町会等と春・秋の2回実施

・白金小学校 R4.6.7 (11名) R4.10.21 (11名)

・白金の丘小学校 R4.6.22 (18名) R4.11.2 (22名)

・御田小学校 R4.6.27 (18名) R4.10.31 (25名)

・高輪台小学校 R4.6.22 (14名) R4.10.5 (15名)

③ 自転車・バイク対策専門部会

ア 自転車交通安全対策イベント

・春の交通安全啓発活動

R4.4.13 (9名)

・秋の交通安全啓発活動

R4.9.30 (12名)

・交通安全教室

R4.11.12 (32名)

イ 自転車損害賠償保険加入促進啓発

・品川駅高輪口第二暫定自転車等駐輪場及び白金高輪駅自転車駐輪場にて、自転車損害賠償保険の加入促進チラシを計39枚配布

R5.2.1 (2名)、R5.2.22 (2名)

・高輪地区にある計14か所のマンションに対し、自転車損害賠償保険の加入促進ポスターを計30枚配布及び掲示板等への掲出を依頼

R5.2.8

④ 環境美化専門部会

ア 環境美化活動・キャンペーン

- ・JR東日本CSR活動支援

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ・野村証券CSR活動支援

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ・品川駅みなとタバコルール&クリーンアップキャンペーン

R4.11.10 92名参加

- ・コラボクリーンアップキャンペーン

R4.4.21 白金プラザ会 16名参加

R4.5.19 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 16名参加

R4.9.29 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 47名参加

R4.11.6 西町自治会 15名参加

R4.12.2 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 20名参加

R4.12.4 伊皿子自治会 13名参加

R5.1.12 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 15名参加

- ・クリーンアップ

R4.6.8 白金台駅周辺クリーンアップキャンペーン 16名参加

R4.7.14 泉岳寺駅周辺クリーンアップキャンペーン 20名参加

R4.10.13 高輪台駅周辺クリーンアップキャンペーン 雨天中止

R5.2.21 高輪台駅周辺クリーンアップキャンペーン 32名参加

イ 打ち水

R4.7.30 白金商店会 四の橋夏祭り 68名参加

ウ 文化財周辺クリーンアップキャンペーン

R4.11.17 116名参加

エ 講習会

R5.3.1 ごみの減量のために～3R（さんアール）って何だろう？  
13名参加

- (1) 協議会 第1回 令和4年4月上旬 書面会議  
 第2回 令和4年9月上旬 書面会議  
 第3回 令和5年3月上旬 書面会議
- (2) 活動内容
- ① 生活安全活動
- ア 防犯パトロール  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ② 環境美化推進活動
- ア クリーンアップキャンペーン（地域清掃活動）
- |     |          |         |         |
|-----|----------|---------|---------|
| 第1回 | R4.5.26  | 港南地区    | 78名参加   |
| 第2回 | R4.6.16  | 芝浦・海岸地区 | 75名参加   |
| 第3回 | R4.7.14  | 台場地区    | 雨天のため中止 |
| 第4回 | R4.9.29  | 港南地区    | 74名参加   |
| 第5回 | R4.10.27 | 芝浦・海岸地区 | 85名参加   |
| 第6回 | R4.12.8  | 台場地区    | 45名参加   |
- イ みなとタバコルール啓発活動（クリーンアップキャンペーンと同時開催）
- |     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 第1回 | R4.5.26  | 港南地区    |
| 第2回 | R4.6.16  | 芝浦・海岸地区 |
| 第3回 | R4.7.14  | 台場地区    |
| 第4回 | R4.9.29  | 港南地区    |
| 第5回 | R4.10.27 | 芝浦・海岸地区 |
| 第6回 | R4.12.8  | 台場地区    |
- ウ みなとタバコルール一斉キャンペーン  
 R4.11.17 品川駅港南口港南ふれあい広場・こうなん星の公園 50名参加
- ③ 防犯研修会（地域安全講習会）  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

根拠法令等

- 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例  
 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例施行規則  
 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく表彰実施要綱  
 港区屋内喫煙所設置費等助成要綱  
 港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱

公害の規制・指導  
(1) 工場・指定作業場

環境課

概要

事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、一定規模以上の事業場には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」といいます。)により、規制基準の遵守と届出等手続が義務付けられています。

区では、環境確保条例に基づく「工場」の設置認可申請、「指定作業場」の設置届出などの受付・審査を行い、騒音・振動などの規制基準を守るよう指導を行っています。

内容

工場

定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う事業場。または、2.2kW未満であっても一定の作業(印刷、製本、金属の打抜き・切断、ドライクリーニングなど)を常時行う事業場。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)認可申請が必要です。

指定作業場

20台以上の自動車駐車場、ガソリンスタンド、ボイラーなどを有する事業場。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)届出が必要です。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

1 地区別工場・指定作業場数

(令和5年3月31日現在)

地区	区分	工場	指定作業場
芝		180	567
麻布		131	290
赤坂		38	297
高輪		245	219
芝浦港南		76	245
計		670	1,618

2 年度別工場・指定作業場数

年度	区分	工場	指定作業場
30		724	1,649
元		707	1,647
2		696	1,657
3		679	1,615
4		670	1,618

3 年度別工場設置・変更件数

年度	区分	設置認可	変更認可
30		7	0
元		3	0
2		3	0
3		3	0
4		4	1

4 年度別指定作業場設置・変更件数

年度	区分	設置届	変更届
30		26	3
元		20	7
2		31	0
3		19	8
4		30	3

概 要

騒音規制法・振動規制法では、一定規模以上の出力がある送風機や印刷機械などを「特定施設」と定め規制の対象としています。特定施設を設置又は変更しようとする設置者は、事前の届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。

内 容

主な特定施設（特定施設を設置する事業場を「特定工場等」といいます。）

【騒音規制法】

- ・ 金属加工機械（圧延機械、プレス機、切断機など）
- ・ 空気圧縮機及び送風機
- ・ 木材加工機械（丸のこ盤、かんな盤など）
- ・ 印刷機械 など

【振動規制法】

- ・ 金属加工機械（プレス機など）
- ・ 圧縮機
- ・ 木材加工機械（ドラムバーカーなど）
- ・ 印刷機械 など

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 地区別特定工場等（令和5年3月31日現在）

地区	騒音規制法	振動規制法
芝	563	69
麻 布	211	34
赤 坂	266	7
高 輪	157	50
芝浦港南	218	47
計	1,415	207

2 年度別設置・廃止届出件数

年度	騒音規制法		振動規制法	
	設置	廃止	設置	廃止
30	21	10	1	4
元	25	13	0	3
2	20	10	2	4
3	13	22	0	6
4	34	22	3	10



概要

騒音規制法・振動規制法では、建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」として政令で定めています。

内容

主な特定建設作業

【騒音規制法】くい打ち機、さく岩機（ジャイアントブレイカー、ハンドブレイカーなど）、空気圧縮機などを使用する作業

【振動規制法】くい打ち機、ブレイカー（ジャイアントブレイカーなど）などを使用する作業

※一部対象とならない作業もあります。

特定建設作業の勧告基準（通常作業の場合）

・基準値（敷地境界）	騒音：85dB 以下	振動：75dB 以下
・1日の作業時間	10時間以内	
・連続作業の期間	6日以内	
・作業の時間帯	7時から19時まで	
・夜間・深夜・日曜・祝日作業	禁止	

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、事前の届出が義務付けられています。

また区は、解体工事の騒音や振動等による近隣紛争を未然に防ぐため、届出を行う施工者に対し、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を守るよう指導しています。

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数（令和5年3月31日現在）

区分 地区	騒音規制法	振動規制法
芝	167	99
麻布	150	103
赤坂	103	69
高輪	103	74
芝浦港南	85	57
計	608	402

2 年度別届出件数

区分 年度	騒音規制法	振動規制法
30	604	397
元	673	469
2	587	396
3	640	423
4	608	402

概 要

アスベストを含有する吹付け材・保温材等が使用されている建築物等の解体・改修工事の施工に当たっては、事前の調査・届出及び飛散防止措置が義務付けられており、区では規制・指導を行っています。

内 容

建築物等の解体等に当たっては、アスベストの使用の有無を事前に確認し、アスベスト含有建材の使用がある場合は、関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止策を図る必要があります。

また、届出要件に該当するアスベスト含有建築物解体等工事の施工者は、事前の届出が必要です。

区では、独自に「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を定め、工事施工者にアスベスト事前調査結果報告書の提出を指導することで、アスベストの飛散防止と近隣紛争の予防に努めています。

根拠法令等

大気汚染防止法  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)  
港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数(令和5年3月31日現在)

地区	環境確保条例	大気汚染防止法
芝	36	37
麻布	19	21
赤坂	39	39
高輪	10	10
芝浦港南	22	22
計	126	129

2 年度別届出件数

年度	環境確保条例	大気汚染防止法
30	202	203
元	213	221
2	178	181
3	108	109
4	126	129

3 石綿事前調査結果報告件数

年度	解体	改修	計
30	581	83	664
元	519	64	583
2	343	76	419
3	342	297	639
4	502	512	1,014

※「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づく件数

概要

土壌汚染対策法や環境確保条例では、一定の条件を満たす場合に、土壌汚染の状況を調査することが義務付けられています。区では、環境確保条例第116条に基づく報告の受付・審査などの事務を行っています。

内容

環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者は、工場・指定作業場を廃止・除却時に土壌汚染の調査・報告が義務付けられています。

調査の結果、汚染が認められた場合は、拡散防止措置を講じる必要があり、計画書・完了届の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別届出件数

<土壌汚染対策の流れ（環境確保条例第116条）>

【土壌汚染状況調査報告書】

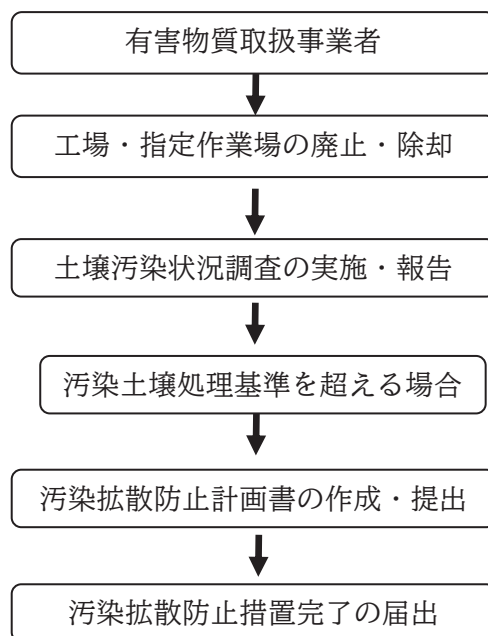
30年度	3
元年度	6
2年度	5
3年度	3
4年度	5

【汚染拡散防止計画書】

30年度	1
元年度	3
2年度	0
3年度	0
4年度	0

【汚染拡散防止措置完了届出書】

30年度	3
元年度	3
2年度	2
3年度	0
4年度	0



概要

健康への影響や環境汚染が懸念される化学物質を取り扱う事業者が、自ら環境への排出量を把握し、削減に向けた取組を進めることを目的とし、「化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）」が平成 13 年 4 月に施行されました。

同年 10 月の環境確保条例の改正により、工場・指定作業場の設置者のうち、化学物質の年間取扱量が 100 kg 以上の事業所は、毎年「適正管理化学物質使用量等報告書」の提出が義務付けられています。さらに従業員数が 21 人以上の事業所は「化学物質管理方法書」（初回及び変更時のみ）の提出が義務付けられており、区では報告の受付を行っています。

報告対象となる主な化学物質

- ・ 印刷業で使用されるインキ、溶剤などに含まれるトルエン、イソプロピルアルコール
- ・ ガソリンスタンドで貯蔵されているガソリン中に含まれるトルエン、キシレン、ベンゼン
- ・ クリーニング業で使用される洗浄剤などに含まれるテトラクロロエチレンなど条例で定める 59 物質が対象です。

根拠法令等

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別受付件数

【適正管理化学物質使用量等報告書】

30 年度	30
元年度	30
2 年度	30
3 年度	32
4 年度	32

【化学物質管理方法書】

30 年度	1
元年度	0
2 年度	0
3 年度	2
4 年度	0

概 要

区では、悪臭防止法及び環境確保条例に基づき、悪臭を発生するおそれのある事業場等について立入り、臭気調査を実施しています。

調査の結果、基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

内 容

環境確保条例に基づく指定作業場のうち、2か所の事業場で調査を行っています。

調査に当たっては、事業場の排気口又は敷地境界にて試料を採取し、決められた方法（「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」平成7年環境庁告示第63号）により測定を行います。

根拠法令等

悪臭防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 中央卸売市場食肉市場（港南二丁目）

【採取地点：最終排出口】（規制値：24以下） 【採取地点：敷地境界南側】（規制値：12以下）

年度	臭気指数	改善指導
30	25(22)	有(無)
元	16	無
2	24	無
3	24	無
4	24	無

年度	臭気指数	改善指導
30	10 未満	無
元	10 未満	無
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無

※30年度（ ）内は再調査結果

2 芝浦水再生センター（港南一丁目）

【採取地点：入口】（規制値：12以下）

年度	臭気指数	改善指導
30	10 未満	無
元	10 未満	無
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無

【採取地点：敷地境界東側】（規制値：12以下）

年度	臭気指数	改善指導
30	10 未満	無
元	10 未満	無
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無



公害の規制・指導  
(8) 公共用水域放流事業場排水調査

環境課

概要

古川・運河等の公共用水域に排水を放流する事業場に対して、立入調査による水質分析を実施しています。

内容

港区は、下水道がほぼ完備されており、排水規制は東京都下水道局が行っています。しかし、一部に運河等公共用水域に排水を放流している事業場があるため、区では定期的に立入調査を実施しています。調査の結果、環境確保条例等に定める基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

調査に当たっては、事業場から出る排水を採取し、決められた方法（「排水基準に係る検定方法」昭和49年環境庁告示第64号）による分析を行います。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

【立入調査・分析実施事業場数】

年度	事業場数	改善指導
30	7	無
元	7	無
2	7	無
3	7	無
4	7	有（無）

※令和4年度（ ）内は、再調査結果

【分析項目】

- ・ pH（水素イオン濃度）
- ・ SS（浮遊物質量）
- ・ COD（化学的酸素要求量）
- ・ 大腸菌群数
- ・ n-ヘキサン抽出物質量
- ・ 全窒素
- ・ 全リン
- ・ 透視度

概 要

環境確保条例に定める地下水揚水施設の設置者は、地盤沈下対策として、年に1度、揚水量報告書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

地区別揚水施設設置事業所数（各年度末日現在）

地区 \ 年度	30	元	2	3	4
芝	30	30	32	34	35
麻布	17	17	18	18	21
赤坂	18	19	19	19	20
高輪	9	9	9	9	9
芝浦港南	5	6	6	6	6
計	79	81	84	86	91

概要

自動車騒音・振動について定期的に測定を実施し、環境基準の達成状況などを調査しています。

内容

自動車騒音は、自動車のエンジン音や排気音などの合成音です。一般に、速度・交通量・大型車の台数などに比例して騒音が大きくなります。

区では、騒音規制法第18条に基づき、区内の幹線道路における自動車騒音を測定し、環境基本法に定める環境基準の達成状況を調査しています。

また、騒音規制法第17条、振動規制法第16条に定める要請限度についても調査を行っています。

根拠法令等

環境基本法、騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 常時監視調査結果（令和4年度）  
《幹線道路沿の環境基準》 昼 70dB 夜 65dB

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	面的評価 達成率(%)
1	南麻布3-20地先 (古川橋二子玉川線)	67	99.5
		62	98.3
2	西新橋1-10地先 (外濠環状線)	68	100
		65	97.4
3	赤坂2-5-8地先 (外濠環状線)	66	99.2
		61	95.3
4	元赤坂1-1-8地先 (外濠環状線)	70	85.9
		68	42.9
5	西新橋2-38-3地先 (外濠環状線)	62	99.4
		56	95.8
6	虎ノ門2-3-17地先 (外濠環状線)	67	100
		63	97.5
7	南青山4-25地先 (赤坂杉並線)	63	100
		61	100
8	南青山6-5-1地先 (赤坂杉並線)	65	100
		62	100
9	港南4-3-3地先 (品川埠頭線)	65	100
		59	95.6
10	台場2-3-1地先 (台場青海線)	63	95.4
		59	95.4
11	芝公園3-2地先 (区道1018号)	62	100
		57	95.6
12	芝浦1-12-3地先 (区道1026号)	67	100
		57	100
13	台場2-3-5地先 (一般国道357号)	72	14.8
		72	3.7

※上段…昼 下段…夜

※下線は環境基準の超過を表しています。

※面的評価達成率とは、評価対象戸数（評価区間での基準点敷地境界から50mの範囲の総戸数）に占める環境基準達成戸数の割合をいいます。

2 要請限度調査結果（令和4年度）  
《要請限度》

騒音 昼 75dB 夜 70dB  
振動 昼 70dB 夜 65dB  
(No.4を除く。)  
昼 65dB 夜 60dB (No.4)

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
1	白金台1-2地先 (一般国道1号線)	66	43
		63	38
2	東麻布2-31地先 (環状3号線)	68	34
		64	32
3	白金台5-11地先 (北品川四谷線/ 高速2号目黒線)	68	40
		64	35
4	西麻布3-12地先 (北品川四谷線)	70	39
		67	34
5	港南3-9地先 (日本橋芝浦大森線)	72	58
		69	53
6	高輪2-13地先 (一般国道15号線)	71	42
		68	38
7	北青山3-3地先 (一般国道246号線)	67	44
		65	39
8	西麻布3-21地先 (霞ヶ関渋谷線/ 首都高速3号線)	71	46
		70	46

※上段…昼 下段…夜

## 概要

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じ発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

最も多い苦情は、建設工事の騒音・振動に関する苦情です。近年はアスベストに関する苦情が増加傾向にあります。

平成 18 年度からは、苦情・相談の受付や処理業務を各総合支所に移管し、環境課と連携し対応に当たっています。

## 公害の種類

- ・大気汚染
- ・悪臭
- ・騒音
- ・振動
- ・土壌汚染
- ・水質汚濁
- ・地盤沈下
- ・その他

## 根拠法令等

- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・土壌汚染対策法
- ・水質汚濁防止法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

## 事業の実施状況

### 1 地区別・発生源別件数（令和 4 年度）

地区	建設苦情	一般苦情
芝	41	32
麻布	57	39
赤坂	30	33
高輪	9	18
芝浦港南	16	19
計	153	141

### 2 地区別苦情件数

地区	30	元	2	3	4
芝	88	87	132	82	73
麻布	78	106	133	100	96
赤坂	39	40	86	98	63
高輪	45	66	79	73	27
芝浦港南	19	39	54	35	35
計	269	338	484	388	294

### 3 種類別苦情件数

区分	30	元	2	3	4
大気汚染	25	35	31	20	20
悪臭	42	45	53	37	47
騒音	169	228	360	255	202
振動	17	42	52	34	27
その他	19	28	47	51	33
計	272	378	543	397	329

### 4 地区別カラス苦情件数（\*）

地区	30	元	2	3	4
芝	15	9	13	11	11
麻布	2	15	17	15	6
赤坂	6	9	14	10	5
高輪	12	4	23	13	3
芝浦港南	19	12	25	12	26
計	54	49	92	61	51

※発生源で公害の種類が重複する場合があるので「2 地区別苦情件数」より「3 種類別苦情件数」の年度別計が多くなります。

\*まちづくり課が道路・公園管理として行っているカラス対応も含んでいます。

## 概 要

令和2年3月29日より、羽田空港において新飛行経路の運用が開始されました。南風運用時の開始以降、区民からは、騒音等に対する不安の声が寄せられています。区は、区民の不安を解消するため、区独自の騒音測定調査を行い、騒音による影響を把握するとともに、国（国土交通省）に対し、その結果を示し、騒音・落下物対策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用の検討等に取り組むよう求めています。

## 内 容

南風運用時における新飛行経路の航路下において、複数の公共施設で航空機の騒音測定調査を行っています。また、国に対し、令和4年7月14日に羽田空港機能強化における住民説明会の開催について要請しました。

## 根拠法令等

環境基本法

## 事業開始時期

令和2年5月

## 事業の実施状況

## 区による騒音測定

年度	実施回数及び月		施設数
2	2回	5～6月	2か所
		9～10月	5か所
3	2回	6～7月	6か所
		8～9月	4か所
4	1回	6～9月	4か所

## 区から国に対する要請

年度	要請回数	主な要請内容
2	3回	騒音対策、安全対策、住民説明会等、飛行経路に係る運用等
3	2回	騒音対策、安全対策、区民意見の活用、飛行経路に係る運用等
4	1回	住民説明会の開催、区民意見に対する回答



環境調査

(1) 大気汚染環境総合測定局監視システム

環境課

概要

大気汚染物質には、主に工場、事業場などの固定発生源から排出されるもの（硫黄酸化物、炭化水素等）と、主に自動車などの移動発生源から排出されるもの（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等）があります。

区では、大気汚染の状況を監視するために環境総合測定局を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時測定しています。

事業開始時期 昭和 55 年 12 月（常時監視する測定局の設置）

内容

環境総合測定局の概要、及び令和 4 年度の大気汚染物質の環境基準等の達成状況や調査結果は次のとおりです。

【環境総合測定局の概要】

測定局	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
所在地	東麻布 3-9-1 一の橋公園内	赤坂 7-3-39 高橋是清翁 記念公園内	海岸 2-1-27 末広橋児童 遊園脇	西麻布 3-12-1 筈公園内	港南 4-3-28 港南小学校内
測定局別の 測定物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )				二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )
	一酸化炭素 (CO)				
	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	
	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )
	非メタン炭化水素 (NMHC)				
	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)
	メタン (CH <sub>4</sub> )				
	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )		

【大気汚染の環境基準等の達成状況】（令和4年度） ○は達成、×は未達成

測定項目	環境基準	測定局				
		一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下。	※	/	/	/	○
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下。	※	/	/	/	/
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下。	※	○	○	○	/
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下。	※	×	×	×	×
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下。	※	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下。	※	○	○	/	/

測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	※

※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はありません。

※ 令和4年度の一の橋局は、有効測定日が4日間のため参考です。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（平成30～令和4年度） ○は達成、×は未達成  
数値は年間平均値を表示。ただし、光化学オキシダントは1時間値の最高値を表示。

項目	年度	一の橋	赤坂		芝浦		麻布		港南		
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	30	○	0.002	/	/	/	/	○	0.002		
	元	○	0.002	/	/	/	/	○	0.001		
	2	○	0.002	/	/	/	/	○	0.002		
	3	○	0.001	/	/	/	/	○	0.001		
	4	※	0.001	/	/	/	/	○	0.001		
一酸化炭素 (CO)	30	○	0.4	/	/	/	/	/	/		
	元	○	0.4	/	/	/	/	/	/		
	2	○	0.3	/	/	/	/	/	/		
	3	○	0.3	/	/	/	/	/	/		
	4	※	0.3	/	/	/	/	/	/		
浮遊粒子状物質 (SPM)	30	○	0.022	○	0.019	○	0.022	○	0.018	○	0.018
	元	○	0.019	○	0.016	○	0.021	○	0.016	○	0.015
	2	○	0.019	○	0.016	○	0.018	○	0.015	○	0.016
	3	○	0.014	○	0.014	○	0.016	○	0.011	○	0.015
	4	※	0.023	○	0.013	○	0.016	○	0.014	/	/
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	30	×	0.109	×	0.123	×	0.098	×	0.128	×	0.128
	元	×	0.162	×	0.141	×	0.163	×	0.163	×	0.129
	2	×	0.167	×	0.164	×	0.165	×	0.170	×	0.143
	3	×	0.124	×	0.108	×	0.100	×	0.116	×	0.109
	4	※	0.044	×	0.134	×	0.135	×	0.142	×	0.188

※ 令和4年度の一の橋局は、有効測定日が4日間のため参考です。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（平成30～令和4年度）○は達成、×は未達成

項目	年度	一の橋		赤坂		芝浦		麻布		港南	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 単位：ppm	30	○	0.024	○	0.020	○	0.024	○	0.018	○	0.022
	元	○	0.022	○	0.019	○	0.022	○	0.017	○	0.021
	2	○	0.020	○	0.016	○	0.020	○	0.016	○	0.018
	3	○	0.019	○	0.016	○	0.021	○	0.015	○	0.018
	4	※	0.009	○	0.017	○	0.022	○	0.016	○	0.019
非メタン 炭化水素 (NMHC) 単位：ppmC	30	×	0.17								
	元	×	0.20								
	2	×	0.23								
	3	×	0.24								
	4	※	0.22								
一酸化窒素 (NO) 単位：ppm	30	0.010		0.008		0.014		0.006		0.009	
	元	0.009		0.007		0.011		0.005		0.009	
	2	0.007		0.005		0.009		0.004		0.007	
	3	0.007		0.005		0.008		0.004		0.006	
	4	0.005		0.005		0.009		0.004		0.007	
メタン (CH <sub>4</sub> ) 単位：ppmC	30	2.01									
	元	2.02									
	2	2.04									
	3	2.07									
	4	2.08									
微小粒子状 物質 (PM <sub>2.5</sub> ) 単位：μg/m <sup>3</sup>	30	○	12.9	○	12.8	○	14.1				
	元	○	11.4	○	11.0	○	11.5				
	2	○	10.4	○	10.3	○	9.9				
	3	○	9.0	○	9.4	○	8.9				
	4	※	13.5	○	9.2	○	9.5				

※ 非メタン炭化水素は指針値の達成状況を表し、6～9時の年間平均値を表示

※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はないため、年間平均値のみ表示

※ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) は、長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価します。

※ 令和4年度の一の橋局は、有効測定日が4日間のため参考です。

【物質別の測定数値】（令和4年度） 各数値の下線は環境基準及び指針の超過を表します。

■二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	環境基準による日平均値 0.04ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.001	0.001	0.001	0.002	0
港南	0.001	0.004	0.003	0.010	0

■一酸化炭素 (CO)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値 の最高値	環境基準による日平均値 10ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.3	0.4	0.4	0.5	0

■浮遊粒子状物質 (SPM)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	環境基準による日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	日
一の橋	0.023	0.030	0.030	0.040	0
赤坂	0.013	0.038	0.029	0.058	0
芝浦	0.016	0.048	0.035	0.092	0
麻布	0.014	0.049	0.034	0.176	0

■オキシダント (Ox)

測定局	年間 平均値	1時間値の 最高値	1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間		1時間値が0.12ppmを 超えた日数と時間	
	ppm	ppm	日	時間	日	時間
一の橋	0.030	0.044	0	0	0	0
赤坂	0.027	<u>0.134</u>	34	118	2	4
芝浦	0.036	<u>0.135</u>	17	51	2	5
麻布	0.028	<u>0.142</u>	40	151	2	5
港南	0.025	<u>0.188</u>	29	105	2	8

■二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

測定局	年間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の98%値	1時間値の 最高値	98%評価値による日平均 値0.06ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.009	0.008	0.010	0.018	0
赤坂	0.017	0.048	0.035	0.078	0
芝浦	0.022	0.056	0.046	0.115	0
麻布	0.016	0.052	0.039	0.096	0
港南	0.019	0.048	0.038	0.090	0

■非メタン炭化水素 (NMHC)

測定局	年間 平均値	6時~9時 における 年平均値	6時~9時 3時間平均 値の最高値	月平均値の 最高値	6時~9時3時間平均値が 0.31ppmCを超えた日数
	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日
一の橋	0.22	0.24	<u>0.35</u>	0.22	<u>1</u>

■一酸化窒素 (NO)

測定局	年間平均値	日平均値の 最高値	1時間値の最高値
	ppm	ppm	ppm
一の橋	0.005	0.007	0.018
赤坂	0.005	0.040	0.141
芝浦	0.009	0.046	0.152
麻布	0.004	0.036	0.093
港南	0.007	0.048	0.209

■メタン (CH<sub>4</sub>)

測定局	年間平均値	6時～9時におけ る年平均値	6時～9時3時間 平均値の最高値
	ppmC	ppmC	ppmC
一の橋	2.08	2.11	2.14

■微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

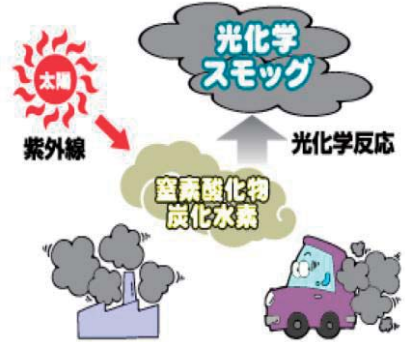
測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 98%値	1時間値の 最高値	日平均値が <sup>3</sup> 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
一の橋	13.5	26.8	15.7	42.0	0
赤坂	9.2	26.4	20.3	63.0	0
芝浦	9.5	27.5	22.4	87.0	0

※ 令和4年度の一の橋局は、有効測定日が4日間のため参考です。

概要

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグによる影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグ緊急時における注意報などは東京都が発令しますが、区では防災行政無線等で区民へ周知しています。



内容

- 1 光化学スモッグ注意報等が発令された場合の対応
  - (1) 区に登録された区有施設、学校等にFAXの一斉送信
  - (2) 防災行政無線及び防災ラジオによる放送
  - (3) 本庁舎及び区有施設等で看板を掲示
  - (4) ホームページの緊急情報、ツイッター、フェイスブック及びデジタルサイネージに掲載

2 対応期間

6月～10月（ただし、期間外に注意報等が発令された場合は、随時対応）

3 緊急時の発令の基準

区分	発令の基準
注意報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の1.2以上（0.12ppm以上）の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
警報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の2.4以上（0.24ppm以上）の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の4以上（0.40ppm以上）の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき

4 港区における光化学スモッグ注意報発令回数

（区東部）千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区の地域

年度	30	元	2	3	4
回数	2	1	2	1	2



環境調査  
(3) 古川・運河の水質調査

環境課

概要

水質汚濁とは、河川、海、湖沼などの水質が、工場などの産業排水、家庭からの生活排水などの流入によって汚濁することをいいます。港区の水域は、全長4.3kmの古川、芝浦港南地区にある高浜運河、芝浦運河など大小13の運河、埠頭の先に広がる東京湾からなっています。

古川・運河の水質は、工場・事業場等の排水規制の強化や下水道の整備等により改善されつつあります。区では、古川、運河とも定期的に水質調査を行っています。

内容

令和4年度の水質調査結果と環境基準の達成状況は以下のとおりです。

<古川の水質調査>

場 所	①狸 橋 白金5-1先 ③一の橋 麻布十番4-1先	②古川橋 南麻布2-15先 ④金杉橋 浜松町2-13先
項 目	生物化学的酸素要求量 (BOD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS) 水素イオン濃度 (pH)・透視度・水温・電気伝導率等	
回 数	1回/2か月	

<古川の水質の年平均値>

場 所			① 狸 橋	② 古川橋	③ 一の橋	④金杉橋
項 目	単 位	環 境 基 準				
水温	℃	-	21.3	20.3	20.0	19.3
透視度	cm	-	>100	>100	>100	>100
pH	-	6.0以上8.5以下	7.5	7.4	7.1	7.0
DO	mg/L	2以上	8.9	5.7	5.1	5.3
BOD	mg/L	8以下	2.6	1.8	1.6	1.8
SS	mg/L	100以下	3	2	1	2
電気伝導率	μS/cm	-	436	616	3,400	8,500

<運河の水質調査>

場 所	①芝浦運河 (末広橋) 海岸2-1先 ③芝浦西運河 (夕風橋) 芝浦4-20先 ⑤高浜運河 (御楯橋) 港南1-6先	②新芝運河 (藻塩橋) 芝浦3-5先 ④京浜運河 (港南大橋) 港南5-7先
項 目	化学的酸素要求量 (COD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS) 水素イオン濃度 (pH)・透明度・水温・電気伝導率等	
回 数	1回/2か月	

<運河の水質の年平均値> ※下線は、環境基準の超過を表しています。

場 所			①末広橋	②藻塩橋	③夕風橋	④港南大橋	⑤御楯橋
項 目	単 位	環 境 基 準					
水温	℃	-	20.4	21.0	22.9	21.9	23.2
透明度	m	-	1.47	1.65	1.44	1.59	1.40
pH	-	7.0以上8.3以下	7.0	7.1	7.0	7.4	7.2
DO	mg/L	2以上	6.3	6.4	6.6	9.0	6.6
COD	mg/L	8以下	7.4	<u>8.5</u>	8.0	6.5	7.8
SS	mg/L	-	2	2	2	4	3
電気伝導率	μS/cm	-	16,000	12,600	14,300	27,400	13,300

環境調査  
(4) 雨天時における運河等の水質調査

環境課

概要

平成 25 年度より、東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、雨天時の運河等の水質調査を開始しました。雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い水が運河等に排出されることによる影響を調査します。数値の比較をするため、晴天時も調査します。

内容

東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、晴天時と雨天時の水質を調査しています。令和 4 年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

事業開始時期

平成 25 年 9 月

事業の実施状況

測定場所

- 1 御楯橋（港南 1 - 6 先）
- 2 浜路橋（港南 1 - 3 先）
- 3 高浜水門沖（港南 3 - 9 先）

雨天時の測定

1 御楯橋

項目	単位	基準値	令和 4 年 7 月 26 日			令和 5 年 3 月 18 日		
			14:30	15:50	16:45	11:35	12:35	13:35
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	7.3	7.1	7.3	6.9	7.0	7.1
DO	mg/L	2mg/L 以上	6.3	6.1	6.0	7.4	5.1	7.5
COD	mg/L	8mg/L 以下	9.6	10	8.6	11	11	10
大腸菌群数	MPN/100ml	-	45	20	23	790	70	790
SS	mg/L	-	1	4	2	3	5	4
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.44	0.49	0.43	1.5	1.2	0.98
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	9.5	8.6	7.5	13	12	13

## 2 浜路橋

項目	単位	基準値	令和4年7月26日			令和5年3月18日		
			13:40	14:50	16:20	11:10	12:10	13:10
pH	-	7.0以上 8.3以下	7.4	7.6	7.3	6.9	7.1	7.0
DO	mg/L	2mg/L以上	6.5	6.1	5.8	8.6	9.4	9.4
COD	mg/L	8mg/L以下	23	26	23	31	31	28
大腸菌群数	MPN/100ml	-	490	78	23	7.8	7.8	130
SS	mg/L	-	20	16	12	28	21	18
全リン	mg/L	0.09mg/L以下	1.0	1.1	1.0	1.5	1.5	1.3
全窒素	mg/L	1mg/L以下	11	13	13	18	18	20

## 3 高浜水門沖

項目	単位	基準値	令和4年7月26日			令和5年3月18日		
			14:10	15:40	16:30	11:20	12:20	13:20
pH	-	7.0以上 8.3以下	7.2	7.0	7.3	7.4	7.1	7.1
DO	mg/L	2mg/L以上	6.3	7.6	6.6	8.5	8.1	8.3
COD	mg/L	8mg/L以下	12	12	12	19	20	18
大腸菌群数	MPN/100ml	-	2,300	330	13,000	<1.8	2	13
SS	mg/L	-	11	9	8	22	17	21
全リン	mg/L	0.09mg/L以下	0.65	0.67	0.67	1.1	1.2	1.2
全窒素	mg/L	1mg/L以下	6.4	7.0	6.7	12	13	15

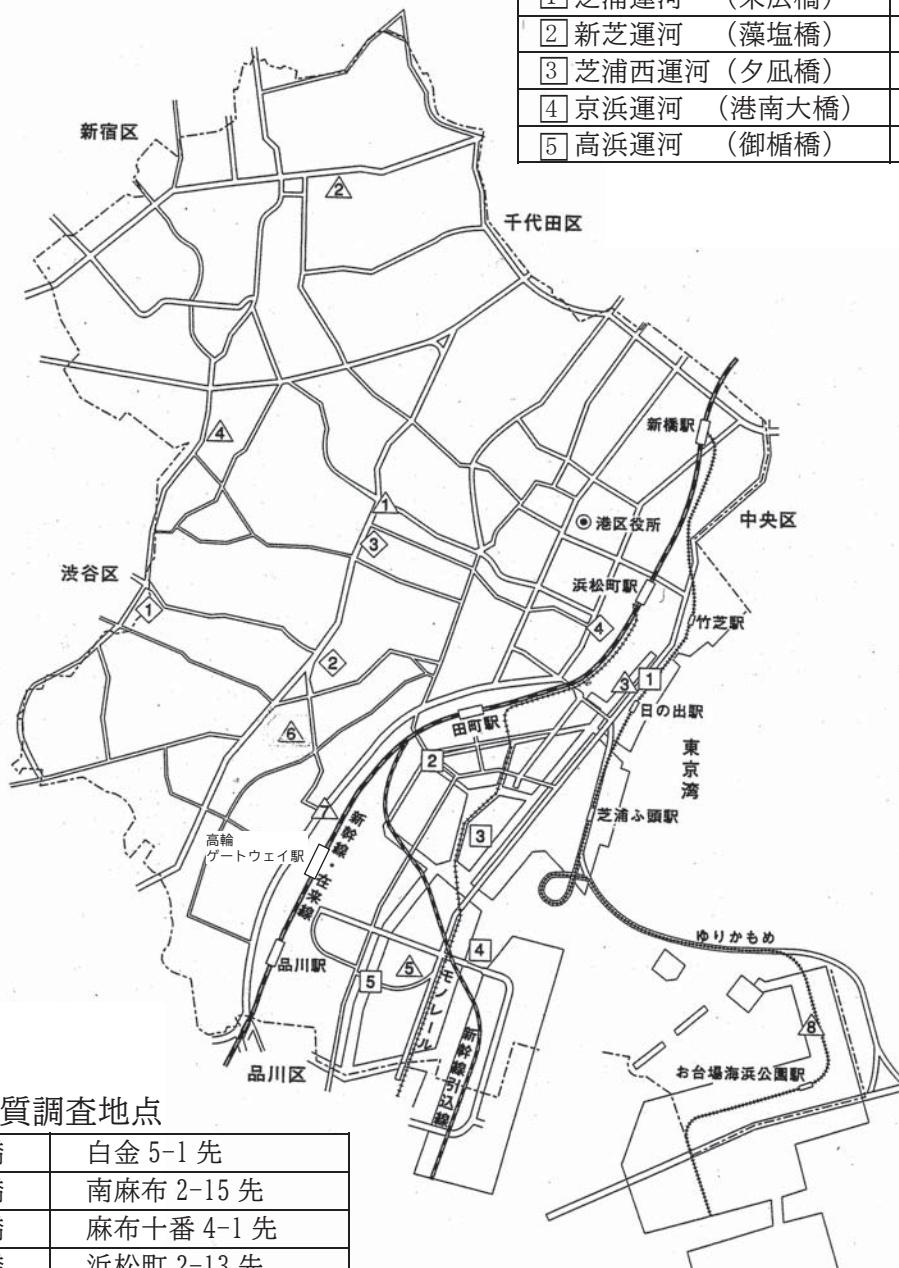
### 晴天時の測定（令和4年7月27日）

項目	単位	基準値	御楯橋	浜路橋	高浜水門沖
pH	-	7.0以上 8.3以下	7.1	7.1	7.1
DO	mg/L	2mg/L以上	6.7	6.7	6.9
COD	mg/L	8mg/L以下	6.5	6.3	7.8
大腸菌群数	MPN/100ml	-	33,000	11,000	33,000
SS	mg/L	-	2	1	8
全リン	mg/L	0.09mg/L以下	0.82	0.17	0.47
全窒素	mg/L	1mg/L以下	9.1	9.5	6.7

<環境総合測定局・古川・運河の測定地点一覧>

運河の水質調査地点

①	芝浦運河 (末広橋)	海岸2-1先
②	新芝運河 (藻塩橋)	芝浦3-5先
③	芝浦西運河 (夕風橋)	芝浦4-20先
④	京浜運河 (港南大橋)	港南5-7先
⑤	高浜運河 (御楯橋)	港南1-6先



古川の水質調査地点

①	狸橋	白金5-1先
②	古川橋	南麻布2-15先
③	一の橋	麻布十番4-1先
④	金杉橋	浜松町2-13先

環境総合測定局設置場所

測定局	所在地
① 一の橋	東麻布3-9-1 一の橋公園内
② 赤坂	赤坂7-3-39 高橋是清翁記念公園内
③ 芝浦	海岸2-1-27 末広橋児童遊園脇
④ 麻布	西麻布3-12-1 筭公園内
⑤ 港南	港南4-3-28 港南小学校内
⑥ 港区高輪 (東京都)	高輪1-6 都有地
⑦ 第一京浜高輪 (東京都)	高輪2-20
⑧ 港区台場 (東京都)	台場1-3-1 お台場レインボー公園内

注) ⑥・⑦・⑧は、東京都で設置

環境調査  
(5) 台場水質調査

環境課

概 要

区はお台場海浜公園で、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海にかかわる様々なイベントを行っています。安心して泳げる海をめざし、平成26年度からお台場海浜公園内で水質調査を実施しています。

内 容

お台場海浜公園内の海域と水際において水質を調査しています。過去5年間に実施した調査結果は以下のとおりです。

お台場海浜公園先海域の水質調査

調査地点	項目	単位	環境基準	30年度	元年度	2年度	3年度
区立お台場レインボー公園前先海域	COD	mg/L	8以下	3.2	3.2	4.1	3.3
	DO		2以上	9.0	8.3	8.4	9.4
台場駅前先海域	COD		8以下	4.0	3.2	4.1	3.2
	DO		2以上	8.6	7.9	7.8	9.2

COD:化学的酸素要求量 DO:溶存酸素量

※数値は各年度の平均値です。

※東京都で重複して調査をしているため、令和3年度をもって廃止しました。

お台場海浜公園水際の水質調査

測定地点	項目	単位	(参考) 水浴場水質 判定基準	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
お台場学園前水際	COD	mg/L	8以下	8.3	3.8	5.9	3.4	6.5
都営台場一丁目アパート1号棟前水際				4.8	3.6	6.0	3.5	6.0
区立台場保育園前水際				5.5	3.5	6.4	3.7	6.4

COD:化学的酸素要求量

※数値は各年度の平均値です。

※参考表記の水浴場水質判定基準は水質Cの基準です。台場は現在水浴場ではありませんので、ただちに適用される基準ではありません。

環境調査  
(6) ダイオキシン類調査

環境課

概 要

平成12年1月15日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を総称してダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は、廃棄物の焼却過程、金属の精錬、製紙などの事業活動から発生し、急性毒性のほかに、発がん性、催奇形性などの毒性が報告されています。区では、年1回、水質及び底質中のダイオキシン類の調査を行っています。

内 容

令和4年度に実施した水質及び底質中ダイオキシン類の調査結果は以下のとおりです。

ダイオキシン類調査結果と環境基準

(単位:水質 pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g)

媒体	調査地点	毒性濃度	環境基準
水質	御楯橋	0.059	1 以下
底質		13	150 以下

※ 水質調査=水中に含まれる物質の検査

※ 底質調査=河川等の底にある土質の検査

※ TEQ (毒性当量) はPCDDs、PCDFs及びCo-PCBをWHO-TEL (2006) によって2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した総量を示す



環境調査  
(7) 運河等の臭気調査

環境課

概要

雨天時に運河等の悪臭の苦情が寄せられたことを受け、令和3年度から運河等の臭気調査を開始しました。数値の比較をするため、晴天時も調査します。

内容

雨天時及び晴天時に運河等において、臭気指数及び硫黄系4物質の調査をしています。

根拠法令等

悪臭防止法

事業開始時期

令和3年7月

事業の実施状況

令和4年度に実施した運河の臭気調査の結果は以下のとおりです。

※参考表記の基準は、悪臭防止法の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準です。本調査対象で適用される基準ではありませんが、参考として記載しています。

雨天時の測定

1 新港南橋

項目	単位	(参考)基準	令和4年7月26日			令和5年3月18日		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	6	-	-	11	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

## 2 新芝運河

項目	単位	(参考) 基準	令和4年7月26日			令和5年3月18日		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	15	-	-	10	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

## 3 芝園橋

項目	単位	(参考) 基準	令和4年7月26日			令和5年3月18日		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	9	-	-	4	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

### 晴天時の測定（令和4年7月27日）

項目	単位	(参考) 基準	新港南橋			新芝運河		
			表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	-	28	4	-	-	5	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

### 晴天時の測定（令和5年3月6日）

項目	単位	(参考) 基準	芝園橋		
			表層	中層	底層
臭気指数	-	28	4	-	-
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001

概 要

アスベストの飛散による環境汚染を防止し、区内に住み、働く人々の健康を保持することを目的に、アスベスト対策を行う場合に対策費の一部を助成しています。

内 容

1 助成対象建築物

アスベストを含有する吹付け材又は保温材等を使用している(又は使用した疑いのある)建築物

2 助成対象者

- ・ 区内に対象建築物を所有する個人又は中小企業者
- ・ 区内にある共同住宅の管理組合の代表者

3 助成金の額

対策費用の2分の1相当額(千円未満切捨て)

(1) 吹付け材等のアスベスト含有検査	限度額	10万円
(2) 建築物のアスベスト除去等工事	限度額	50万円
	限度額	200万円

根拠法令等

港区アスベスト対策費助成要綱

事業開始時期

平成17年10月

事業の実施状況

(単位：件)

種別		年度				
		30	元	2	3	4
検 査	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	0	7	2	2	8
	事業所等	1	0	2	1	0
工 事	一戸建ての住宅	0	1	0	0	0
	共同住宅	5	1	1	0	2
	事業所等	0	0	4	0	2
計	一戸建ての住宅	0	1	0	0	0
	共同住宅	5	8	3	2	10
	事業所等	1	0	6	1	2

緑化推進  
(1) 緑化推進事業

各総合支所まちづくり課  
環境課

概要

港区は、都心部にあって経済・文化の中心として発展する一方、起伏に富んだ自然の地形や自然教育園、有栖川宮記念公園、芝公園などの公園緑地のほか、大使館や神社・仏閣も多く、昔ながらの建物とともに樹木などが多く残っています。

しかし、活発な都市化の波が、区内に残る貴重な緑や自然環境に影響を与えることが懸念されます。

樹木などの緑は、大気の浄化、防災効果をはじめ、景観の向上、住み働く人々の心の安らぎ、鳥や昆虫など小動物のすみかとなるなど、その効用は多岐にわたっています。最近ではビルの屋上や壁面の緑化がヒートアイランド現象の緩和に効果があることが確認されています。

内容

昭和49年6月 「港区みどりを守る条例」を制定しました。

昭和57年3月 「港区緑化基本方針」を策定しました。

昭和63年4月 緑と水の環境を守り育てるため、「港区緑と水の総合計画」(第1次)を策定しました。

平成11年3月 「港区緑と水の総合計画」(第2次)を策定しました。

平成15年12月 「港区みどりを守る条例施行規則」の緑化基準を強化し、伐採届を制度化すると同時に、屋上等緑化についても新たに助成制度を設けました。

平成16年4月 「港区みどりの街づくり賞実施要領」を制定し、民間緑化施設の表彰制度を設けました。

平成18年3月 「港区緑と水に関する基本方針」を策定し、20年後の2026年における緑被率を25%とする目標を掲げました。

平成21年3月 緑化施策の充実を図るため、「港区みどりを守る条例」、「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要領の一部改正を行いました。

平成20年4月～平成21年6月 港区生物現況調査を実施しました。

平成23年3月 「港区緑と水の総合計画」(第3次)を策定しました。

平成26年3月 「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」を策定しました。

平成28年1月 「港区みどりを守る条例施行規則」を一部改正し、「生物多様性緑化ガイド」を策定しました。

平成30年2月 「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」を改定しました。

令和3年2月 「港区生物多様性地域戦略」を統合した「港区環境基本計画」を策定しました。

「港区緑と水の総合計画」(第4次)を策定し、緑被率の目標値を2030年までに24%と、変更しました。

令和5年3月 「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要綱を改正し、保護樹木・樹林及び特別保護樹木・樹林の指定基準及び補助金額を見直しました。(令和5年4月施行)

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和49年6月

## 1 保護樹木・樹林の指定と補助

### 概 要

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある樹木・樹林を守り、いつまでも健全に育てていくため、区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林を所有者や管理者からの申請に基づき調査の上、保護樹木・樹林として指定しています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し維持管理に要する費用の一部を補助しています。

また、樹木の倒木・枝折れなど偶発的な事故により、第三者に損害を与えた場合、所有者等の負担を軽減するため区が所有者等に代わり賠償保険に加入しています。

### 指定基準及び年間補助金額（令和5年3月31日現在）

区分	指 定 基 準	年間補助金額
樹	・ 樹木は地上1.2mの高さで幹の周囲が1.0m以上のもの	1本目 7,500 円
	・ 株立した樹木で高さが3m以上のもの	2本目以降1本につき 5,500 円
木	・ つる性の樹木で枝葉面積20㎡以上のもの	20㎡以上30㎡未満 3,000 円
		30㎡以上20㎡増すごとに 1,000 円を加算
樹	・ 樹林面積が200㎡以上のもの	200㎡以上1,000㎡未満 40,000 円
		1,000㎡以上2,000㎡未満 50,000 円
		2,000㎡以上3,000㎡未満 60,000 円
		3,000㎡以上 70,000 円
林	・ 生け垣の長さが20m以上のもの	20m以上25m未満 10,000 円
		25m以上5mを超えるごとに 2,000 円を加算

※ 補助金額は一所有者又は一管理者毎に年額7万円を限度とします。

内 容

保護樹木・樹林の指定実績

年度 区分		30		元		2		3		4	
		件		件		件		件		件	
樹木	指 定	4	28 本	3	13 本	4	23 本	6	30 本	3	9 本
	解 除	7	10 本	11	11 本	8	8 本	7	15 本	6	8 本
	年度末 指定数	136	662 本	127	664 本	139	680 本	139	695 本	139	695 本
つる性樹木	指 定	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本
	解 除	0	0 本	0	0 本	0	0 本	0	0 本	1	1 本
	年度末 指定数	1	1 本 (140 m <sup>2</sup> )	1	1 本 (140 m <sup>2</sup> )	1	1 本 (140 m <sup>2</sup> )	1	1 本 (140 m <sup>2</sup> )	0	0 本
樹林	指 定	1	200 m <sup>2</sup>	0	0 m <sup>2</sup>	0	0 m <sup>2</sup>	0	0 m <sup>2</sup>	0	0 m <sup>2</sup>
	解 除	1	200 m <sup>2</sup>	3	1,212 m <sup>2</sup>	1	154 m <sup>2</sup>	2	250 m <sup>2</sup>	1	665 m <sup>2</sup>
	年度末 指定数	29	109,786 m <sup>2</sup>	28	108,574 m <sup>2</sup>	28	108,421 m <sup>2</sup>	27	108,171 m <sup>2</sup>	27	107,506 m <sup>2</sup>
生け垣	指 定	3	325.6m	1	23.8m	0	0m	1	48.7m	1	75.9m
	解 除	0	0m	0	0m	0	0m	1	37.3m	0	0m
	年度末 指定数	19	1,619.5m	20	1,643.3m	20	1,643.3m	20	1,654.7m	20	1,730.6m
年間補助 金 額	5,192 千円		5,258 千円		5,208 千円		5,076 千円		5,168 千円		

※ 指定・解除の件数は、全部指定・一部追加指定、全部解除・一部解除をそれぞれ1件としてカウントし、1年間に指定及び解除の処理を行った件数を表しています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和 49 年 6 月



地区別の保護樹木・樹林の指定数（令和5年4月1日現在）

		芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	5地区計
樹木	指定件数	14件	40件	23件	59件	3件	139件
	指定本数	114本	184本	102本	271本	24本	695本
つる性樹木	指定件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	指定本数	0本	0本	0本	0本	0本	0本
樹林	指定件数	9件	6件	4件	8件	0件	27件
	指定面積	43,743㎡	14,318㎡	31,128㎡	18,317㎡	0㎡	107,506㎡
生け垣	指定件数	3件	3件	4件	9件	1件	20件
	指定延長	417.6m	214.5m	461.2m	530.3m	107.0m	1,730.6m

2 樹木の引き取り・あっせん（グリーンバンク）（令和3年3月終了）

概要

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区民からの申請を受けて区が移植可能かどうか等を判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。

また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用を図っています。

内容

樹木の引取り・あっせん実績

種別		年度				
		30	元	2	3	4
引 取 り	調査件数	3件	1件	0件	—	—
	実施件数	1件	0件	0件	—	—
	引取本数	4本	0本	0本	—	—
あ っ せ ん	実施件数	0件	1件	0件	—	—
	あっせん本数	0本	5本	0本	—	—
引取り・あっせん 実 施 合 計		1件 4本	1件 5本	0件 0本	— —	— —

根拠法令等

港区みどりを守る条例、港区みどりを守る条例施行規則  
港区グリーンバンク事業実施要領

事業開始時期

平成元年4月

## 1 屋上等緑化の助成

### 概要

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現に資することを目的に、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。

屋上等緑化を促すため、令和5年3月に「港区屋上等緑化助成要綱」を改正し、助成内容を拡充しました。(令和5年4月施行)

### 内容

#### 1 対象建物

敷地面積 250 ㎡未満の新築建物及び既存建物
-------------------------

敷地面積 250 ㎡以上で竣工後 5 年以上の既存建物
-----------------------------

#### 2 屋上等緑化の助成基準（令和5年3月31日現在）

種別	助成単位	限度額
屋上緑化	所要経費の 1/2 又は 2.5 万円/㎡のいずれか低い方	500 万円
壁面緑化	所要経費の 1/2 又は 1.5 万円/㎡のいずれか低い方	45 万円

※ 同一箇所での場合、一申請当たりの合計限度額は、500 万円とします。

※ 屋上 3 ㎡以上、壁面 10 ㎡以上の緑化面積が要件となります。

## 2 緑化指導

### 概要

区では、うるおいと緑豊かなまちづくりをめざし、緑化基準に基づき緑化するよう指導を行っています。

### 内容

#### 1 接道部の緑化

敷地面積が 250 ㎡以上の建築計画がある場合に、あらかじめ緑化計画書を提出し、接道部の長さに次表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化します。

### 接道部緑化率

敷地面積 施設別	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
	住宅	6/10		7/10	
事務所 店舗 工場	3/10	5/10	6/10	7/10	
学舎 校等	6/10	7/10		8/10	
屋外運動競技施設 処 理 場	7/10			8/10	
その他	3/10	6/10		7/10	

## 2 緑化面積の確保

接道部の緑化を行ったうえ、次の式により算出される面積以上（接道部緑化面積を含む。）の緑化をします。

$$\text{基準緑化面積} = \text{基準緑化面積A} + \text{基準緑化面積B}$$

$$\text{基準緑化面積A} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率 a}$$

$$\text{基準緑化面積B} = \text{延べ床面積} \times \text{緑化率 b}$$

敷地面積	緑化率 a
1,000 ㎡未満	3%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	4%
3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	6%
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	8%
10,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	10%
30,000 ㎡以上	12%

建物の用途	緑化率 b
敷地面積 1,000 ㎡以上の事務所、店舗、工場、学校、学舎等、その他業務系施設	2.5%
住宅、その他住宅系施設 敷地面積 1,000 ㎡未満の業務系施設	1.5%

※ 屋上、ベランダ等については、土壌厚が30cm未満の場合、緑化面積の3/4を算入します。ただし、日照を十分確保し、かん水設備等を設けた場合は、全てを算入できます。土壌厚が30cm以上確保されている場合は、全て算入します。

※ 壁面緑化は、緑化面積又は補助資材の1/2を算入します。ただし、かん水設備等を設け、十分な日照が確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき又は接道部緑化をしたときは全てを算入できます。

※ 下記の条件を満たす、既存の樹木（植栽後おおむね5年経過しているもの）を残す場合は、基準緑化面積の1/2を上限として、その面積に2を乗じた面積を算入することができます。

- ・ 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- ・ 面積が100㎡以上の一群の樹林
- ・ 長さ20m以上の生け垣

### 3 道路・公園等の緑化基準

施設の種類	緑化の基準
道路	1 歩道の幅員が2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設けます。 2 歩道の幅員が2.5m未満の道路については、可能な限り植樹します。
公園等	1 児童遊園・街区公園又は運動公園については、敷地の10分の3以上を緑化します。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地の10分の5以上を緑化します。 3 緑地については、敷地面積の10分の8以上を緑化します。

### 4 伐採届

以下に掲げる樹木を伐採する場合は、事前に「伐採届」の提出が必要となります。

- ・地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- ・面積が100㎡以上の一群の樹林
- ・長さ20m以上の生け垣

<代替植栽の基準>

樹木 1本当たり

樹林 10㎡当たり

生け垣 10m当たり

それぞれ中高木1本以上又は3㎡以上の植栽

### 3 民間緑化施設の表彰制度

#### 概要

区では、安全で快適な生活環境や生きものにもやさしい自然との共生都市を実現するため、また緑化計画に対する区民や事業者の意識の高揚を図るため、民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを「港区みどりの街づくり賞」として表彰しています。

#### 内容

##### 1 対象

原則として、表彰を行う年度の前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、港区みどりを守る条例施行規則第11条の緑化基準を満たしているもの

##### 2 選定

受賞施設の選定は、年度毎に選任された学識経験者、都市緑化に造詣の深い区民及び環境リサイクル支援部長をもって組織する選定審査会が、次に掲げる選定基準を基に決定します。

- (1) 周辺の景観と調和し、優れたデザインであること。
- (2) 維持管理が適切に行われていること。
- (3) 自然環境の保護と再生に努めていること。

- (4) 建築物と植栽地がバランスよく配置されていること。
  - (5) 既存樹木を活用していること。
  - (6) あらゆる生きものが、相互に関わり合いながら生きられる生物多様性に配慮した植栽計画となっていること。
  - (7) 在来植物を取り入れていること。
  - (8) 地域社会とのつながりを持ち、地区への貢献度及びみどりの公開性が高いこと。
  - (9) 先進的又は総合的にレベルの高い緑化技術を取り入れ、新しい緑の創出に創意工夫がなされていること。
- ※表彰の件数は、5点を上限として、毎年度の選定審査会で決定しています。

#### 根拠法令等

港区みどりを守る条例  
 港区みどりを守る条例施行規則  
 港区屋上等緑化助成要綱

#### みどりの育成事業実績

(単位：件)

種別	年度	30	元	2	3	4
屋上等緑化助成		3	2	2	2	0
公共・民間施設緑化指導		140	122	112	99	111
伐採届		25	32	21	19	22
港区みどりの街づくり賞 表彰件数		5	5	2	3	5

緑化推進  
(4) みどりの普及・啓発

各総合支所まちづくり課  
環境課

概 要

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページ等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに次の各種事業を行っています。

内 容

1 植木市（令和3年3月終了）

植木市は、区民の緑に対する関心を高めるため、春に有栖川宮記念公園で1回、秋に芝公園で1回（区民まつり）の合計2回、延べ3日間開催しています。

会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを市価より安く販売するとともに草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及びみどりの相談も行っています。

2 園芸講座（令和3年3月終了）

区民の方に緑に関する知識を深めていただき、緑化意識の向上や家庭での植物栽培の参考としていただくため初心者を対象に講義と実技の講座を行っています。

3 港区みどりの活動員制度

この制度は、港区みどりを守る条例第20条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及・啓発活動を支援する制度です。

みどりの活動員等は、区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として活動を行います。

区は、活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則



みどりの普及・啓発事業実績

種別 \ 年度	30	元	2	3	4
植木市	2回 延べ2日	1回 延べ1日	1回 延べ1日	—	—
みどりの相談	30件	14件	11件	—	—
園芸講座	2講座 延べ10回	2講座 延べ10回	1講座 延べ1回	—	—
みどりの活動員 認定数	5団体	4団体	1団体	1団体	1団体

※ 平成30年度の植木市は、雨天のため1日中止となりました。

※ 令和元年度の植木市は、雨天のため2日中止となりました。

※ 植木市、みどりの相談、園芸講座は、令和3年3月終了。



■ 植木市の様子

## 概要

区民、事業者と協力して、樹林や湧水、水辺のある緑地などの自然環境を保全します。また、多様な生きものがすめるまちをめざして、ビオトープづくりや生物多様性の保全再生事業を推進し、自然環境の保全と再生を図ります。

## 内容

### 1 ビオトープづくり

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。

これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

設置場所	箇所数	設置場所	箇所数
芝浦中央公園	2 箇所	白金台どんぐり児童遊園	1 箇所
元麻布三丁目緑地	1 箇所	港南緑水公園	1 箇所
芝公園	1 箇所	高輪森の公園	1 箇所
杜の公園	1 箇所	高松くすのき公園	1 箇所
亀塚公園	1 箇所	芝浦公園	1 箇所

### 2 港区生物現況調査（第2次）

港区では、区内に生息する生物の現況を調査し、生きものと共生できるまちづくりを進めるため、平成 20 年 4 月から平成 21 年 6 月にかけて区内 44 か所で生物現況調査を行いました。

この調査では、専門調査員による調査のほか、「セミの抜け殻をしらべよう」、「どんぐりマップをつくろう!」、「タンポポの花をしらべよう」など、区民参加型調査（アンケート調査：4 回、現地型調査：1 回）を行い、2,217 人から情報の提供がありました。

専門調査員による現地調査では、陸上植物 637 種、昆虫・クモ類 724 種、ほ乳類・は虫類・両生類を合わせた小動物が 15 種、鳥類 77 種、淡水と海水の魚類 78 種など動物、植物をあわせて「2,171 種類」の生きものが確認され、そのうち、生息数が減少傾向にある重要種と呼ばれる珍しい生きものが「89 種類」、外国や他の地域から人間の活動によって入ってきた生きもの（外来種）が「212 種類」確認されました。

### 3 生物多様性推進事業

平成 21 年度には、生物現況調査の調査結果を活用して、一般向け冊子「港区のみどりと生きもの 2010」や、小学生用副読本「Let's meet 夏の虫」などの製作を行いました。この副読本「Let's meet 夏の虫」を活用して、区立小学校の 3・4 年生を対象に、平成 22 年度から毎年継続して、生きもの調査「みんなと生きもの調査隊」を行っています。

区民を対象に、身近な公園等で生きものについて学ぶ「生きもの観察会」を開催しています。令和 4 年度は、国立科学博物館附属自然教育園において、“秋の生きもの探し”を開催し、植物や昆虫の他、港区のめざす自然環境のシンボルとしているカワセミを観察しました。

小学校の屋外プールに生息しているヤゴを、プール清掃で流されてしまう前に救出してトンボに羽化するまでを観察する「学校プールのヤゴ救出観察会」を、御成門・芝・東町小学校の 3 校で実施し、ギンヤンマやアカトンボ類など総計約 740 匹のヤゴを救出しました。

小学校・保育園等の教育機関のビオトープの維持管理や整備に対して、専門家を派遣し指導・アドバイスを行う「学校ビオトープづくり支援」において、ビオトープに関する指導助言は 2 施設 2 回、園児・児童向け観察会は 3 施設 4 回、指導者向け勉強会は 3 施設 3 回、合計 8 施設 9 回実施しました。

有栖川宮記念公園での池のしゅんせつの機会に合わせて生物調査を実施し、区民等ボランティアの協力を得て 33 種 5,275 個体の生きものを採取、分類しました。生物調査では、小学生及びその保護者を対象とした生物調査見学会と、当日採取された生きものを展示する「ミニ水族館」を同時に開催し、専門家の解説を交えて外来種問題への周知啓発を行いました。



■ 有栖川宮記念公園での池の生物調査



■ 学校プールのヤゴ救出観察会(芝小学校)

概 要

区では、「港区みどりを守る条例」に基づき、おおむね5年ごとに、区内の樹木や緑地等の緑と、湧水等の自然の水の実態を調査し、緑と水の現状と経年変化を公表しています。

令和3年度に実施した第10次調査では、航空写真の撮影と現地調査を行い、緑被率調査や湧水・地下水調査等を行いました。

この調査は、土地利用や地域別の緑と水の現況と経年変化を把握し、区が進めてきた都市緑化やみどりの保全と再生の取組の効果を解析し、今後の緑化行政の方向を定めるための重要な資料になるものです。

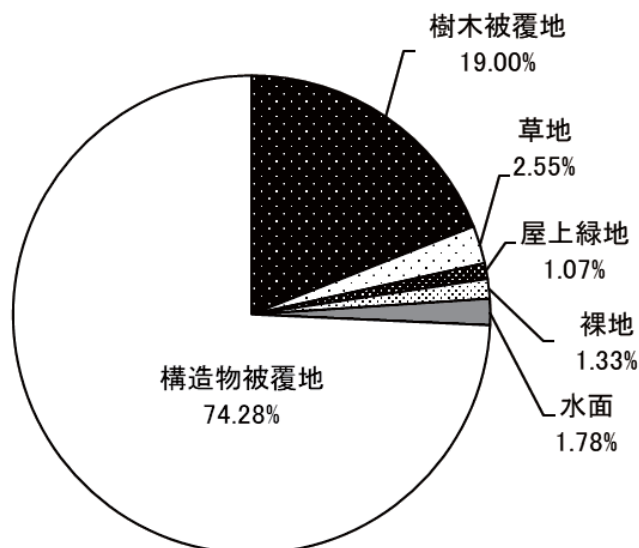
内 容

1 区全体の緑被地等の状況

港区の緑被率は22.62%です。港区全域の5分の1以上（面積では469.59ha）が緑で覆われています。緑被率とは、緑被地が区域面積に占める割合をいい、緑の豊かさを表す一つの指標です。また、緑被地とは樹木や草地で覆われた土地と屋上緑地の面積を指します。

緑被率は前回調査の平成28年度より、0.84ポイント増加しました。

項目	面積(ha)	比率(%)
オープンスペース	534.03	25.72
緑被地	469.59	22.62
樹木被覆地	394.40	19.00
草地	53.03	2.55
屋上緑地	22.16	1.07
裸地	27.58	1.33
水面	36.87	1.78
構造物被覆地	1,541.96	74.28
調査区域面積	2,075.99	100.00



※ 小数第3位で四捨五入しているため集計値が合わない場合があります。  
 ※ 調査区域面積は、東京都都市計画基本図データの行政界図形面積とするため、区公表面積と異なります。



## 2 みどりに関するデータ

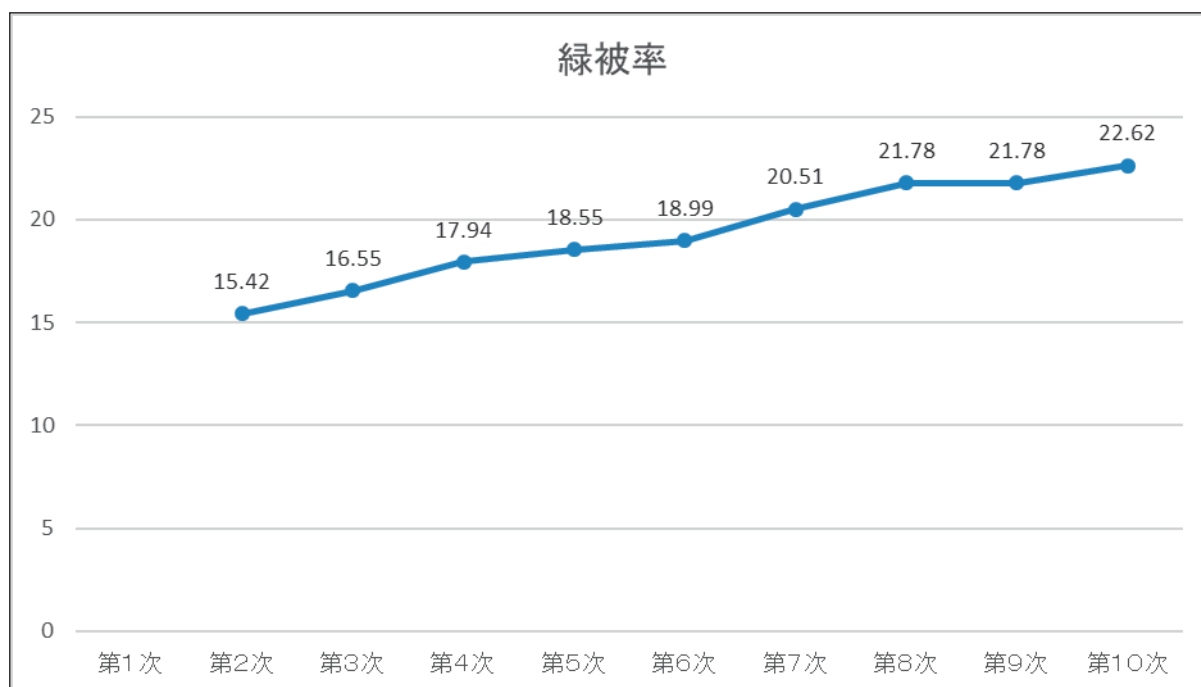
港区みどりの実態調査（第10次）調査結果（令和3年度実施）

緑被率	22.62%（面積469.59ha）
みどり率（※）	26.08%（面積541.40ha）
自然湧水地	17か所
屋上緑地	3,424か所 221,579.6㎡
壁面緑化（緑化面積20㎡以上）	164か所 11,242㎡
街路樹	12,315本 （区道5,389本、都道5,359本、 国道1,567本）
公園緑地	166か所 1,062,440.54㎡

※ みどり率とは、樹木被覆地、草地、屋上緑地、公園、河川、運河、池の面積が、区域面積に占める割合を指します。

調査年度	第1次 S48年	第2次 S54年	第3次 S60年	第4次 H2年	第5次 H7年	第6次 H13年	第7次 H18年	第8次 H23年	第9次 H28年	第10次 R3年
緑被率 （%）	—	15.42	16.55	17.94	18.55	18.99	20.51	21.78	21.78	22.62

港区の緑被率の推移



根拠法令等

港区みどりを守る条例

概 要

ハクビシン及びアライグマ（以下「ハクビシン等」といいます。）の家屋内侵入等による区民の生活環境被害に対応するため、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意し、ハクビシン等の捕獲等の対策を実施します。

内 容

家屋の所有者等から、ハクビシン等の家屋内侵入等の被害に関する相談を区が受けた場合、専門業者が現場調査を行ったうえで、捕獲用の箱わなを設置し、ハクビシン等を捕獲・処分します。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
 第13次東京都鳥獣保護管理事業計画  
 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画  
 港区ハクビシン等対策事業実施要綱

事業開始時期

平成31年4月

事業の実施状況

項目	地区	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
	年度						
現場調査 (単位：件)	元	5	5	8	24	1	43
	2	2	18	6	33	0	59
	3	2	5	9	13	1	30
	4	3	9	6	14	0	32



項目		地区	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
		年度						
ハク ビ シ ン	箱わな設置 (単位：件)	元	5	4	8	20	0	37
		2	2	14	6	27	0	49
		3	1	1	9	11	1	23
		4	2	5	6	11	0	24
	箱わなによる捕獲・処分 (単位：頭)	元	1	1	1	5	0	8
		2	0	5	2	8	0	15
		3	0	0	1	2	0	3
		4	1	0	1	5	0	7
	回収による処分 (単位：頭)	元	2	0	1	0	1	4
		2	0	1	0	0	0	1
		3	0	0	1	1	0	2
		4	1	1	0	0	0	2
ア ラ イ グ マ	箱わな設置 (単位：件)	元	0	0	0	0	0	0
		2	0	1	0	2	0	3
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
	箱わなによる捕獲・処分 (単位：頭)	元	0	0	0	0	0	0
		2	0	0	0	1	0	1
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
	回収による処分 (単位：頭)	元	0	0	0	2	0	2
		2	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0

# 地球温暖化対策担当



## 概 要

区は、区が事業者として温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するため、港区環境基本条例に基づき、区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行し、区有施設における二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

## 内 容

## 1 二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量実績の算出

## (1) 二酸化炭素排出量 (※)

区長部局					
年度	30	元	2	3	4
総量 (t-CO <sub>2</sub> )	17,124	13,995	12,793	13,108	10,652
延床面積 (㎡)	441,287	446,851	446,118	453,778	458,859
面積当たりの排出量 (t-CO <sub>2</sub> /㎡)	0.0388	0.0313	0.0287	0.0289	0.0232
教育委員会					
年度	30	元	2	3	4
総量 (t-CO <sub>2</sub> )	13,238	11,711	7,556	10,053	8,478
延床面積 (㎡)	318,332	322,995	322,502	334,758	356,457
面積当たりの排出量 (t-CO <sub>2</sub> /㎡)	0.0416	0.0363	0.0234	0.0300	0.0238

## (2) エネルギー使用量 (※)

区長部局					
年度	30	元	2	3	4
総量 (KL)	9,397	9,177	9,081	9,352	9,712
延床面積 (㎡)	441,287	446,851	446,118	453,778	458,859
面積当たりの使用量 (KL/㎡)	0.0213	0.0205	0.0204	0.0206	0.0212
教育委員会					
年度	30	元	2	3	4
総量 (KL)	7,308	6,913	6,810	7,382	7,990
延床面積 (㎡)	318,332	322,995	322,502	334,758	356,457
面積当たりの使用量 (KL/㎡)	0.0230	0.0214	0.0211	0.0221	0.0224

※ 各年度の換算係数を使用して算出しています。

## 2 法令に基づく区有施設のエネルギー使用量等の報告

区では、区有施設のエネルギー使用量の把握、集計、管理を行うとともに、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づいて、エネルギー使用量等を国や東京都へ報告しています。

### 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

港区環境基本条例

概 要

環境負荷の少ない生活文化の形成のため、環境保全について関心を持ち、考え、行動するための情報発信、学習、交流の場として、セミナー、ワークショップ、展示等を実施しています。

施設概要

所在地：浜松町1-13-1

延べ面積：1,157.98平方メートル

開設年月日：平成20年6月1日

開館時間：午前9時30分～午後8時

休館日：毎月第4月曜日（祝日と重なるときはその翌日）、年末年始、臨時休館日

ホームページ：<https://minato-ecoplaza.net/>

施設内容：エントランスホール、事業エリア（多目的室）、会議室（A、B）、ビオトープ

管理運営：港区エコみらいプロジェクト（指定管理者）

指定管理期間：令和5年4月～令和10年3月

根拠法令等

港区立エコプラザ条例、港区立エコプラザ条例施行規則  
港区立エコプラザ運営要綱、港区立エコプラザ利用登録要綱

事業開始時期

平成7年6月 暫定施設として旧鞆絵小学校に開設

平成20年6月 現所在地に移転し、本格開設



事業の実施状況

1 来館者数及び開館日数

年度	30	元	2	3	4
来館者数	54,459人	69,250人	52,314人	70,504人	73,281人
開館日数	347日	340日	288日	347日	347日

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月、5月は臨時休館



## 2 令和4年度講座内容（抜粋）

講座名	内容	開催回数 (参加者数)
こども自然教室	エコプラザ屋上での野菜の栽培やビオトープでの生き物観察を通して、自然環境への興味や環境への意識を高める講座	6回 (延120人)
木工基礎講座～国産材利用と日本の森の環境を学ぶ～	木作業で木と触れることを通して、積極的に国産材を生活に取り入れること、日本の森の環境について考える講座	7回 (延59人)
エコ実験パフォーマンス	科学実験やパフォーマンスを通じた、様々な環境についての学習とテーマに沿ったワークショップ	2回 (延110人)
紙すきワークショップ	エコプラザの屋上で栽培しているコウゾ等や、ビオトープの植物を使った紙すき体験ワークショップ	3回 (延39人)
持続可能な暮らしを考える	田舎で自然と共に暮らしている方から環境への取組を学び、持続可能な暮らしについて考える講座	2回 (延44人)
水のふしぎサイエンスラボ	水の様々な実験を通じて、水の性質を学び、水不足、水汚染、気候変動など、日本や世界の水問題について考える講座	2回 (延30人)
オーガニックコットンでぬいぐるみ	オーガニックコットンを使ったぬいぐるみ作りを通じて、オーガニックコットンの栽培環境や生産者への配慮について学ぶ講座	2回 (延39人)
リユース♡♡ブリッジ～子ども服の交換会～	不要になった洋服の交換を通じて、リユースについて学び、物を大切にすること、ごみ削減について考える講座	3回 (延36人)



概要

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させることを目的とし、区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信・交換、交流する場として開催するイベントです。令和4年度までに41回開催しています。

内容

(令和4年度)

主催 港区

エコライフ・フェアMINATO2022 実行委員会

開催日時 令和4年5月21日(土) 午前10時～午後3時

会場 区立有栖川宮記念公園(港区南麻布5-7-29)

内容 緑のカーテン用苗の無料配布

リサイクル用品のバザー

自然素材を用いた体験型ワークショップ

出展団体の環境に関する活動の紹介、パネル展示

布団・不用園芸土・廃食用油の回収

フードドライブ(未利用食品の回収)

エコクイズラリー(各出展団体が環境に関するクイズを出題)

ステージイベント(省エネ・節電体験など)

事業開始時期

昭和55年度

事業の実施状況

年度	30	元	2	3※	4
開催日	5月19日(土)	5月18日(土)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	12月1日(水)～ 1月31日(月)	5月21日(土)
出展団体数	20	21		—	19
来場者数	約4,000人	約4,400人		245人(Webサイト訪問数)	約1,680人

※令和3年度はオンライン開催



■会場の様子



■ステージの様子

概 要

環境に配慮した行動の大切さを学ぶことを目的として、小・中学生の環境に関する自主的な研究作品を募集し、優れた作品を表彰、展示します。

内 容

- 応募資格 区内在住又は在学の小学校4年生から中学校3年生までの児童又は生徒
- 応募区分 個人又はグループ
- テ ー マ エネルギー・水・大気・節電・緑・生きもの・リサイクル・ごみなどの環境問題や環境保全に関すること
- 作品要件 模造紙2枚以内又はレポート用紙30枚以内（形式は自由）
- 審 査 区が設置する審査会で審査し、各応募区分につき、最優秀賞、優秀賞、独創賞等を選定します。また、提出された作品を総合的に審査し、学校賞を選定します。
- 展 示 入賞作品は、エコプラザや港区役所等で展示します。

根拠法令等

港区小・中学生の環境に関する自主研究作品表彰実施要綱

事業開始時期

平成4年4月

事業の実施状況

年度		30	元	2	3	4	
応募 作品数	小学生	個人の部	418点	313点	243点	213点	209点
		グループの部	1点	3点	1点	3点	8点
		小計	419点	316点	244点	216点	217点
	中学生	個人の部	430点	653点	553点	426点	428点
		グループの部	44点	35点	20点	11点	1点
		小計	474点	688点	573点	437点	429点
合計		893点	1,004点	817点	653点	646点	
学校賞 受賞校	小学校	お台場学園港陽	芝	御成門 赤羽	御成門 芝 港南	芝 赤羽	
	中学校	赤坂	港南 白金の丘学園白金の丘 赤坂	港南 赤坂	港南 白金の丘学園白金の丘 お台場学園港陽	高松 お台場学園港陽	

## 概 要

家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進することを目的として、区民の環境にやさしい自発的な行動やイベントへの参加に対してポイントを付与する「みなとエコチャレンジ」を実施します。ポイント数に応じて、景品と交換します。

## 内 容（令和4年度）

## 1 対象者

区民（世帯単位での参加）

## 2 参加方法

- (1) 「みなとエコチャレンジ」専用ホームページから参加登録
- (2) エントリーシートを郵送、FAX又は持参し参加登録

## 3 ポイント内容（主なもの）

ポイントの種類	付与条件	ポイント数
環境に優しい電力ポイント	温出効果ガスの排出の少ない電力を利用する	二酸化炭素排出係数に応じて500～1000ポイント
エネルギー使用量確認ポイント	電気・ガス・水道使用量を記録して、前年同月の使用量と比較する	〈電気、ガス〉 3か月ごとに100ポイント 〈水道〉 6か月ごとに100ポイント
環境行動チェックポイント	環境に配慮した行動を実践したか3か月ごとに記録する	3か月ごとに50ポイント
環境行動ポイント	環境イベント等に参加する（あきる野環境学習、エコライフ・フェアMINATO等）	200ポイント×参加回数（上限） 1世帯当たり2,400ポイント
	エコマークを収集する	10ポイント×エコマーク枚数（上限） 1世帯当たり2,000ポイント
	LED照明を購入する	20ポイント×購入個数（上限） 1世帯当たり100ポイント
	省エネルギー性能の高い家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・照明器具等）を購入する	各200ポイント
	太陽光発電システム、蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、高断熱サッシ、日射調整フィルムを設置する	

#### 4 景品（主なもの）

景品名	交換 ポイント数
あきる野環境学習の無料優先参加券（1回1グループ4人まで）	5,000
あきる野環境学習植樹体験の無料優先参加券（1回1グループ4人まで）	2,500
あきる野環境学習の優先参加券（1回1グループ4人まで）	1,000
区内共通商品券（500円分、1世帯2枚まで）	700
間伐材おちょこ&コースター	900
間伐材ヒノキアイピロー	500
間伐材クロス鍋敷き	400

#### 事業開始時期

平成24年7月

#### 事業の実施状況

年度	30	元	2	3	4
参加世帯数	590世帯	685世帯	720世帯	797世帯	890世帯
ポイント交換世帯数	81世帯	80世帯	90世帯	91世帯	115世帯
交換ポイント数合計	179,175 ポイント	162,700 ポイント	163,625 ポイント	115,900 ポイント	149,400 ポイント

## 概 要

区民の多くが集合住宅に居住するという区の特徴を踏まえ、集合住宅共用部分におけるエネルギー使用量の効果的な抑制を支援することにより二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷低減を図ります。

## 内 容

## 1 港区マンション省エネガイドブックの作成及び配布

集合住宅共用部分の省エネルギー対策をまとめた省エネガイドブックを作成し、配布します。

## 2 省エネコンサルタントの派遣

希望する集合住宅の管理組合等を対象に、省エネコンサルタントを集合住宅1棟につき最大4回派遣し、エネルギーの使用状況等を診断します。集合住宅共用部分の設備改修や運用改善等、省エネルギー化に関する提案や、区分所有者間の合意形成を円滑に進めるための助言を行います。

## 根拠法令等

港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領

## 事業開始時期

平成 25 年 7 月

## 事業の実施状況

<省エネコンサルタントの派遣>

年度	30	元	2	3	4
派遣棟数	49 棟	43 棟	34 棟	45 棟	45 棟
派遣回数	延 100 回	延 85 回	延 68 回	延 88 回	延 91 回



概 要

企業や各種団体の本部機能が集中している区の特性を生かし、事業者、区民及び区が連携して環境保全活動に取り組むことを目的とし、新しい協働の場として平成18年5月に設立した任意団体です。

区は、当該会議の会員であるとともに、事務局の運営を支援します。

内 容

会員が中心となり、環境保全に関する普及啓発活動を実施します。また、会員の情報収集の場として環境に関するセミナーや講演会を実施します。当該会議は、会員の会費で運営します。

事業開始時期

平成18年5月

事業の実施状況

1 会員事業者数

年 度	30	元	2	3	4
事業者数	53 事業者	57 事業者	58 事業者	57 事業者	60 事業者

※ 各年度3月末現在

2 事業実績

(1) セミナー・講演会

会員事業者が環境に関する最新の情報を収集する機会として実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	実施内容
30	3回	98人	・SDGsの現状と展望 ・パリ協定・SDGs対応の企業経営とイノベーション 他
元	4回	155人	・SDGsについて ・トレードオフ 他
2	4回	74人	・SDGsについて ・サーキュラーエコノミーについて 他
3	4回	69人	・再生可能エネルギーと社会 ・COP26を受けて今後の展望 他
4	3回	32人	・健康に生きるためにSDGsでできること ・SDGsと経営について 他

## (2) エコツアー

会員事業者が情報を収集する機会として、環境配慮型施設等の見学会を実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	見学場所
30	1回	12人	・東京都廃棄物埋立処分場
元	1回	24人	・昭和電工「プラスチックケミカルリサイクル」工場
2	1回	12人	・浜松町駅周辺、ウォーターズ竹芝、ヤマツピア棧橋、天王洲アイル
3	1回	19人	・東京ポートシティ竹芝、ウォーターズ竹芝
4	1回	14人	・リコージャパン株式会社 田町営業所

## (3) 打ち水大作戦

「打ち水」の普及、啓発を目的として実施

年度	開催回数	参加人数 (延)	会 場
30	4回	357人	・区立芝公園 ・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・お台場ペDESTリアンデッキ自由の女神前広場
元	4回	262人	・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・国際新赤坂ビル西館地下広場 ・竹芝客船ターミナル広場
2	2回	16人	・港区役所 ・トヨタモビリティ東京 芝浦本社、三田店
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
4	2回	117人	・東京ポートシティ竹芝オフィス棟 ・日比谷通り

#### (4) エコバザー

会員事業者等からの提供品を販売し、収益は区内の子どもの環境教育に関する用途に充てる（保育園等への木製の玩具の寄付等）

年度	開催回数	会場
30	3回	・有栖川宮記念公園 ・浜松町駅北口交通広場（ハマサイト） ・芝公園
元	1回	・有栖川宮記念公園
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
4	2回	・有栖川宮記念公園 ・芝公園

#### (5) 企業と環境展

会員事業者の環境保全に関する取組の発表、区民を対象としたワークショップ、カフェのテーブルへの広告掲出及び環境・CSR報告書の展示等

年度	開催期間	会場
30	11/9～11/11	六本木ヒルズ内「ヒルズカフェ」
元	11/8～11/10	
2	10/23	エコプラザ
3	10/15	
4	11/11～11/13	東京ポートシティ竹芝

※ 令和2・3年度は、オンラインも併用し、シンポジウム・会員事業者の取組の発表を実施。

(6) スポーツGOMI 拾い大会

ごみ拾いをスポーツと見立て、チーム対抗で集めたごみの質と量をポイントに換算し、その得点を競うイベント

年 度	開催回数	参加人数	会 場
30	1 回	63 人	J R 新橋駅周辺
元	1 回	83 人	
2	1 回	75 人	
3	1 回	113 人	
4	1 回	120 人	

(7) クリーンアップ大作戦

会員による区内清掃活動

年 度	開催回数	参加人数	会 場
30	1 回	53 人	浜松町付近
元	1 回	54 人	
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
3	1 回	20 人	浜松町付近
4	1 回	53 人	

(8) meccEXPO

会員事業者の環境保全に関する取組のパネル展示

年 度	開催期間	会 場
30	1/4～1/30	エコプラザ（1階展示スペース）
元	12/2～12/26	みなとパーク芝浦アトリウム
2	1/4～1/26	エコプラザ（1階展示スペース）
3	1/4～1/26	
4	1/12～1/27	

(9) meccコンポスト

ごみとして処分される生ごみを堆肥として再利用する活動

年 度	時 期	場 所
4	4月～2月	ウォーターズ竹芝、港区役所



■スポーツGOMI 拾い大会



■meccEXPO

概 要

環境に配慮した取組を実施する区内事業者が取組内容を宣言し、区が宣言した店舗や事業所を、「みなとエコ宣言登録店（事業所）」として登録します。

登録店（事業所）は、宣言内容を記入した登録ステッカーの店頭等への掲出、事業のロゴの名刺への印刷等により、取組内容をPRします。

区は、登録期間中、登録店（事業所）の情報（所在地、営業時間、URLなど）、宣言内容及び特徴のある取組等を区ホームページで紹介することにより、登録店（事業所）の環境に配慮した取組を支援します。

内 容

対 象 区内事業者

宣言内容 事業者が実施する環境に配慮した取組

（例）

「区や地域の環境保全活動に積極的に参加することを宣言します。」

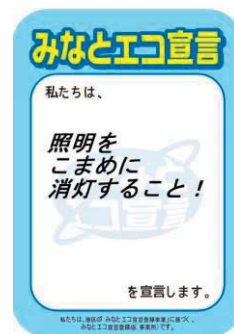
「夏場の営業日には、毎日店頭で打ち水を行うことを宣言します。」

「CO<sub>2</sub>の排出量が少ない電気を使用することを宣言します。」

「エコバッグの利用を推奨することを宣言します。」など



■ロゴ



■ステッカー

根拠法令等

みなとエコ宣言登録事業実施要領

事業開始時期

平成 25 年 7 月

事業の実施状況

年度	30	元	2	3	4
登録店 (事業所)数	75 事業所	73 事業所	80 事業所	80 事業所	75 事業所

※ 各年度 3 月末現在

概 要

都心部のヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化対策を推進するため、区有施設につる性植物を使用した緑のカーテンを設置することにより、遮熱と葉の蒸散作用による建物温度の上昇抑制、冷房負荷の低減を図ります。また、緑のカーテンの家庭への普及を図るため、区民を対象としたゴーヤ等のつる性植物の苗の配布を実施します。

内 容

1 緑のカーテンの設置

区立学校等、区有施設につる性植物（ゴーヤ等）をネットにはわせた「緑のカーテン」を設置します。

2 緑のカーテン用の苗の配布

区民を対象に、緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布します。

事業経過

- 平成19年度 旧エコプラザで緑のカーテンを実験的に設置し温度計測を実施
- 平成20年度 緑のカーテンを区有施設 14 か所に、緑のマットを保育園 1 か所に設置
- 平成21年度 緑のカーテン講習会を開催
- 平成23年度 緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布
- 平成29年度 緑のマットの設置を終了
- 令和元年度 緑のカーテン講習会を終了

事業の実施状況

年度	30	元	2	3	4
緑のカーテン設置箇所	69 箇所	66 箇所	68 箇所	71 箇所	44 箇所
講習会開催回数	6 回	7 回	-	-	-
講習会参加延べ人数	161 人	143 人	-	-	-
苗の配布数	5,000 株	5,000 株	中止	720 株	1,000 株

※ 緑のカーテン講習会は、区民を対象とした省エネルギーセミナーと併せて開催

※ 令和2年度の区民を対象とした苗の配布は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



## 概 要

手入れが行き届かずに荒廃した森を整備することによって、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせ、地球温暖化防止に役立てるため、あきる野市から約22haの市有林を借り受け「みなと区民の森」として整備しています。整備の過程で発生した間伐材は、エコプラザや幼稚園、小学校、中学校などの区有施設の内装材や家具のほか、保育園の遊具、公園の維持管理用材料など、区の様々な事業等で有効活用しています。また、区民を対象として、「みなと区民の森」や里山保全地域「横沢入」などで各種環境学習事業を実施しています。

（「みなと区民の森」所在地：あきる野市戸倉字刈寄谷）

## 内 容

### 1 「みなと区民の森」の整備

森の作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹など

### 2 環境学習の実施

対象：区民（パッケージ型環境学習※1、オリジナルツアー型環境学習※2）、保育園、小学校、児童館の児童等

内容：自然観察、植樹、里山散策、間伐材によるクラフト体験、農業体験等

※1 区が実施日、場所、学習内容を決め、参加者を募集する。募集定員 20～40 人

※2 区が指定する期間内で、参加者が希望日、同行者、場所、学習内容を決める。催行人数 7～20 人

## 事業開始時期

平成19年5月

## 事業経過

平成19年5月 区とあきる野市が、平成29年3月31日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印  
区民ボランティアの協力により、約10haの森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹などを実施

平成20年度 「みなと区民の森」に作業小屋を建設  
平成19年度整備実施部分を除く森林約10haを整備  
環境学習事業（パッケージ型）を開始

平成28年11月 区とあきる野市が、令和9年3月31日までの土地使用貸借契約期間の延長に合意し、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印

平成29年4月1日 土地使用貸借契約締結  
 契約期間：令和9年3月31日まで  
 使用貸借面積：既存使用貸借面積約20ha に約2ha 追加  
 合計約22ha  
 平成30年度 オリジナルツアー型環境学習を開始

事業の実施状況

環境学習実施実績（実施回数、参加人数）

年度		30	元	2	3	4
保育園・児童館等		30回 (延 917人)	28回 (延 811人)	27回※1 (延 606人)	33回※4 (延 709人)	37回 (延 918人)
区民 (パッケージ型)	自然 体験	10回 (延 267人)	9回 (延 253人)	4回※2 (延 58人)	9回 (延 133人)	10回 (延 272人)
	農業 体験	5回 (延 177人)	4回 (延 138人)	中止※3	4回 (延 77人)	4回 (延 150人)
区民 (オリジナルツアー型)		3回 (延 21人)	6回 (延 50人)	中止※3	6回 (延 33人)	6回 (延 64人)
合計		48回 (延 1,382人)	47回 (延 1,252人)	31回 (延 664人)	52回 (延 952人)	57回 (延 1,404人)

- ※1 保育園・児童館等への出張型環境学習を実施
- ※2 うち2回は出張型環境学習を実施
- ※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ※4 うち23回は出張型環境学習を実施

## 概 要

区では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を推進しています。また、区民への太陽光発電の利用促進及び普及啓発を図るため、みなと区民の森環境学習施設に再生可能エネルギー機器を設置しています。

## 内 容

平成 20 年に、みなと区民の森環境学習施設の屋根に太陽光発電システムを設置しました。発電した電気は、施設内の照明等の電力として利用し、余剰電力を売電しています。

お台場レインボー公園の太陽光発電システム等の環境学習設備は故障・劣化により令和 3 年 4 月に撤去しました。

## 設備内容

設備名	太陽光発電システム
設置場所	みなと区民の森環境学習施設
定格出力	3.36 kW

## 事業経過

- 平成 17 年 お台場レインボー公園に風力発電機、太陽光発電システムを設置
- 平成 20 年 みなと区民の森環境学習施設に太陽光発電システムを設置
- 令和 2 年 お台場レインボー公園の風力発電機を撤去
- 令和 3 年 お台場レインボー公園の太陽光発電システムを撤去



■みなと区民の森環境学習施設

クールルーフ推進

地球温暖化対策担当

概 要

地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を推進するため、区内に助成対象建築物を所有する個人又は法人等が、当該建築物の屋上又は屋根に高反射率塗料等被覆工事を実施する場合、材料費の一部又は全部を助成します。

内 容

助成対象者	助成額算出方法	上限額
区内に建築物を所有する個人	①、②のいずれか低い金額	30万円
管理組合等、 区内に建築物を所有する法人 ・個人事業者	①高反射率塗料等の材料費の全額 ②助成対象面積(m <sup>2</sup> )に2,000円を乗じた金額	100万円

根拠法令等

港区高反射率塗料等材料費助成要綱

事業開始時期

平成17年度 クールルーフ推進協議会（千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、東京都他7団体）を設立し、環境省の補助を受け、助成事業を実施

平成20年度 区独自事業として実施

事業の実施状況

(単位：件、千円、m<sup>2</sup>)

年度	30	元	2	3	4
件数	13	21	29	24	21
金額	1,627	6,577	4,961	4,815	4,723
助成対象面積	1,116.52	6,102.94	3,990.02	3,864.37	3,361.15

※ 助成対象面積は小数点第3位以下を切り捨てます。

## 概 要

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、クリーンエネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー機器、省エネルギー機器等を設置する区民、中小企業者等に対し、その経費の一部を助成します。

## 内 容

助成対象機器	助成対象者	令和4年度	
		助成額算出方法	上限額
太陽光発電システム	区民	太陽電池モジュールの公称最大出力 又はパワーコンディショナの定格出力 のいずれか小さい値に応じて 200,000 円/kW	80 万円
	管理組合等		150 万円
	中小企業者等	太陽電池モジュールの公称最大出力 又はパワーコンディショナの定格出力 のいずれか小さい値に応じて 150,000 円/kW	
蓄電システム	区民	初期実効容量に応じて 80,000 円/kWh	40 万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	区民	機器費の 1/4	15 万円
事業所用高効率空調機器	中小企業者等	設置経費の 1/3	60 万円
省エネルギー診断結果に基づ く設備改修	中小企業者等	設置経費の 1/4	100 万円
高断熱サッシ	区民	設置経費の 1/4	10 万円
	管理組合等	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の 1/4 ②施工戸数×100,000 円	1,000 万円
管理組合等向けLED照明	管理組合等	設置経費の 1/3	120 万円
人感センサー付照明	管理組合等	設置経費の 1/2	25 万円
日射調整フィルム	区民	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の 1/4 ②助成対象面積(m <sup>2</sup> )×4,000 円	4 万円
	管理組合等		40 万円
	中小企業者等		
電気自動車等用急速充電設備	区内に建築物を所有する個人又は中小企業者等、管理組合等、リース事業者	1基当たりの機器本体価格の 1/4	50 万円 (1基まで)
電気自動車等用普通充電設備			10 万円 (5基まで)

事業の実施状況

<助成件数実績>

(単位：件、千円)

年度		30	元	2	3	4
太陽光発電システム	件数	5	7(1)	6(1)	5(3)	10(2)
	金額	1,710	3,192	2,327	3,212	6,495
蓄電システム	件数	6	9	7	5	15
	金額	984	1,776	1,294	976	5,128
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	件数	13	4	7	7	2
	金額	3,607	600	1,050	1,050	300
日射調整フィルム	件数	35(2)	35(1)	28(2)	26(2)	41(3)
	金額	1,156	1,218	1,068	842	1,434
高断熱サッシ (区民)	件数	36	25	29	38	33
	金額	2,754	1,888	2,446	3,059	2,943
高断熱サッシ (管理組合等)	件数	5 [428]	3 [270]	3 [391]	5 [185]	6 [715]
	金額	20,400	18,700	26,600	18,500	39,750
人感センサー付照明	件数	2	4	1	2	0
	金額	295	386	250	217	0
事業所用高効率空調機器	件数	31(31)	25(25)	23(23)	40(40)	29(29)
	金額	9,171	7,992	5,427	11,432	8,433
省エネルギー診断結果に 基づく設備改修	件数	8(8)	2(2)	7(7)	13(13)	12(12)
	金額	5,504	671	3,960	7,081	6,444
管理組合等向けLED照明	件数	15	35	15	34	38
	金額	5,454	16,103	8,423	14,606	24,000
電気自動車等用急速充電 設備	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
電気自動車等用普通充電 設備	件数	0	0	1	2	1
	金額	0	0	100	105	1
燃料電池自動車	件数	5(2)	—	—	—	—
	金額	2,525	—	—	—	—
計	件数	161(43)	149(29)	127(33)	177(58)	187(46)
	金額	53,560	52,526	52,945	61,080	94,928

※ 件数欄の( )は業務用の件数で内数、[ ]は施工戸数で外数



## 根拠法令等

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成要綱

港区電気自動車等用充電設備導入費助成要綱

## 事業経過

平成17年4月	住宅用太陽光発電システム設置費助成事業開始
平成20年4月	住宅用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
平成21年4月	太陽光発電システム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える 業務用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
平成21年11月	業務用太陽光発電システム設置費助成事業開始 業務用高効率空調機器設置費助成事業開始
平成23年4月	住宅・業務用太陽熱温水器設置費助成事業開始 住宅・業務用太陽熱ソーラーシステム設置費助成事業開始 業務用省エネルギー診断結果に基づく設備改修助成事業開始
平成23年7月	住宅・業務用日射調整フィルム設置費助成事業開始
平成24年4月	住宅・業務用ガス発電給湯器（エコウィル）設置費助成事業開始 住宅・業務用燃料電池システム（エネファーム）設置費助成事業開始 住宅用高断熱サッシ設置費助成事業開始 電気自動車等用急速充電設備設置費助成事業開始 電気自動車等用普通充電設備設置費助成事業開始
平成24年6月	住宅用蓄電システム設置費助成事業開始
平成25年3月	高効率給湯器（エコジョーズ）助成事業終了
平成25年4月	住宅用人体センサー付照明設置費助成事業開始 日射調整フィルム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
平成26年3月	高効率給湯器（エコキュート）助成事業終了
平成27年4月	高断熱サッシ設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
平成30年3月	太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、ガス発電給湯器（エコウィル）、業務用燃料電池システム（エネファーム）助成事業終了
平成30年4月	燃料電池自動車導入費助成事業開始 管理組合等向けLED照明設置費助成事業開始
平成31年3月	燃料電池自動車導入費助成事業終了

## 概要

令和4年度から令和6年度にかけて電動化が可能な全ての庁有車を、ZEV※を中心とした電動車に転換します。

※ZEV (Zero Emission Vehicle)

ZEVとは、走行時にCO<sub>2</sub>等を排出しない電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) のことです。

## 事業経過

令和4年度 本庁舎及び各地区総合支所（芝浦港南地区総合支所を除く。）に、普通充電設備を設置、まちづくり課の軽貨物車4台を電気自動車に転換

## 事業開始時期

令和4年度



■令和4年度に導入した電気自動車

## 概 要

区の二酸化炭素排出量のうち建築物からの排出量は、全体の約8割を占めています。今後も再開発をはじめとした建築物の延べ面積の増加に伴い、二酸化炭素排出量の増加が予想されることから、区内の建築物について、省エネルギー性能に係る基準や人工排熱に係る基準を定め、環境配慮を誘導しています。

## 内 容

区内に延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を新築、増築又は改築する場合に、規模に応じたエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化、ヒートアイランド現象の緩和のための措置を講ずることを建築主の責務とします。

### 1 建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置

建築物の面積等に応じて以下の基準を定める。

- |   |             |
|---|-------------|
| (1) 延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 以下の建築物 | E R R 5%以上  |
| (2) 延べ面積 10,000 m <sup>2</sup> 超の建築物<br>(都市開発諸制度活用案件を除く。)     | E R R 10%以上 |
| (3) 延べ面積 10,000 m <sup>2</sup> 超で都市開発諸制度を活用する建築物              | E R R 22%以上 |

※E R Rとは設備機器の省エネルギー率を表す指標で、基準値からの低減率によりエネルギーの効率性を示し、数値が大きいほど設備の省エネルギー性能が高くなります。

### 2 建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置

建築物からの人工排熱は地上 5 m以上の高さとする。

## 根拠法令等

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例施行規則

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例に基づく環境配慮の目標基準等を定める要綱

## 事業開始時期

令和3年4月

## 事業経過

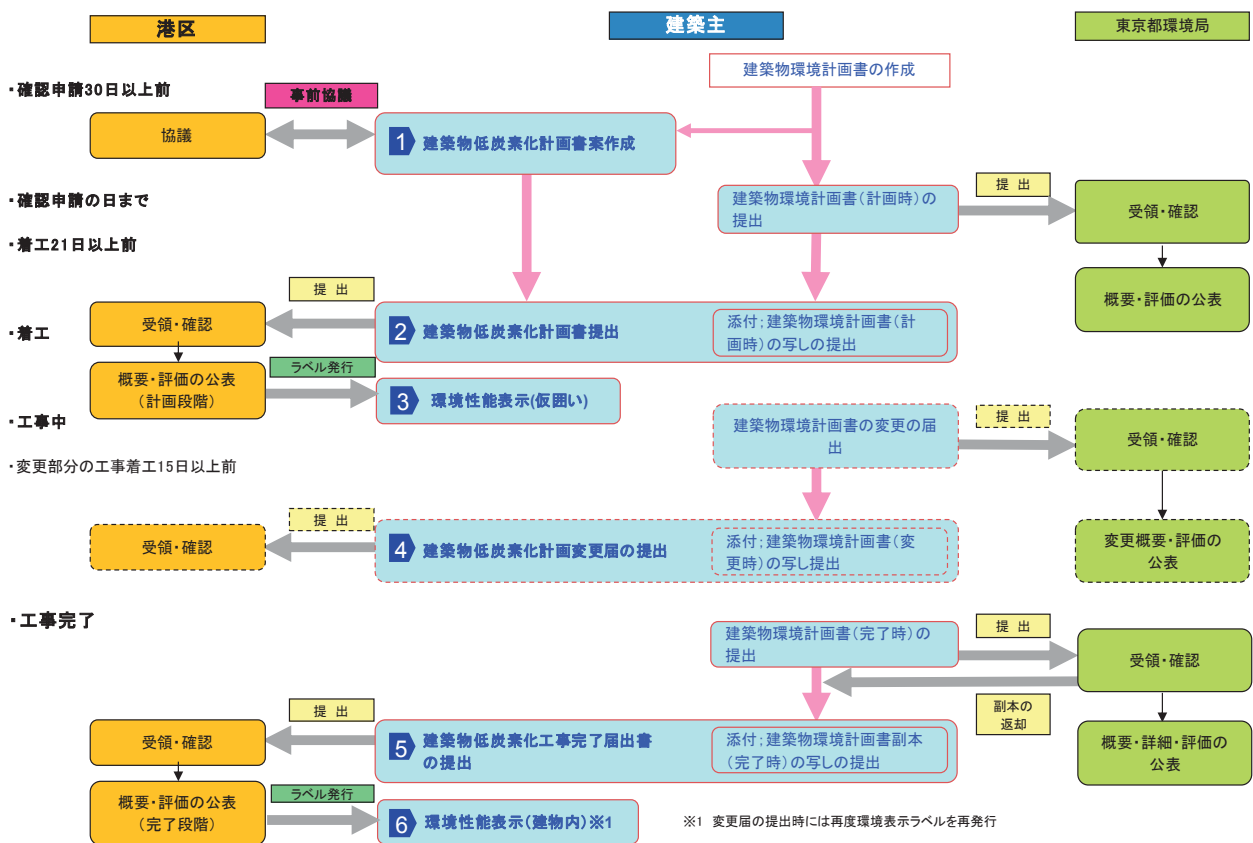
令和3年4月 港区民間建築物低炭素化促進指導要綱に基づく民間建築物低炭素化促進制度から移行

## 事業の実施状況

年度	3	4
建築物低炭素化計画書の提出	25件	29件
建築物低炭素化計画変更届出書の提出	0件	0件
建築物低炭素化工事完了届出書の提出	0件	3件

## 届出のフロー

建築主は、東京都知事に提出した「建築物環境計画書」又は所管行政庁若しくは登録省エネ判定機関に提出した「建築物エネルギー消費性能確保計画書」等の副本（添付書類を含む。）又は第三者評価機関に提出した「BELS申請書」の写しを添えて、区長に提出します。



(注) 代表的な例として、「建築物環境計画書」を添付して提出するフローを示しています。

## 概 要

二酸化炭素排出量の多い区内事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の実績報告書の提出を義務付けるとともに自主的な削減目標や削減対策等の取組に関する報告を促し、事業者の環境配慮に対する意識の向上を図ります。

## 内 容

## 1 対象事業所

- (1) 延べ面積が1万㎡以上の区内事業所
- (2) 東京都の地球温暖化対策報告書の報告義務対象の区内事業所
- (3) 東京都の総量削減義務と排出量取引制度対象の区内事業所

## 2 取組内容

- (1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の報告と主な報告内容の公開
- (2) テナント事業者と協力した地球温暖化の防止に関する対策を推進する体制整備
- (3) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減を更に促進する優秀水準の達成（努力義務）

## 根拠法令等

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例  
 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例施行規則  
 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例に基づく環境配慮の目標基準等を定める要綱  
 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例実施要領

## 事業開始時期

令和3年4月

## 事業の実施状況

年度	3	4
港区地球温暖化対策報告書提出事業所数	897	916

## 概 要

ヒートアイランド対策に取り組んでいる区内の建築物を「ヒートアイランド対策貢献建築物」として認定し、区ホームページ等で公表するなどして取組を広くPRすることで、普及・啓発を図り、区内におけるヒートアイランド対策を促進します。

## 内 容

## 1 制度対象

区内に新築、増築又は改築する建築物又は既存建築物  
(個人が所有し、自己の居住の用に供する戸建て住宅を除く。)

## 2 申請要件

以下に定めるとおりヒートアイランド対策を実施していること。

- ・延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の場合…以下の内2つ以上
- ・延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合…以下の内3つ以上

- (1) 排熱位置の高さによる配慮  
(平均地盤面から5メートル以上の高さの確保)
- (2) 高反射率塗料の塗布
- (3) 日射調整フィルム又は熱線再帰性フィルムの貼付
- (4) 高断熱サッシの導入
- (5) 事業所用高効率空調機器の導入
- (6) 屋上・壁面緑化及び敷地内の緑化
- (7) その他ヒートアイランド現象緩和に資する対策と認められるもの

## 根拠法令等

港区ヒートアイランド対策貢献建築物認定制度実施要綱

## 事業開始時期

令和4年11月

## 事業の実施状況

年度	4
認定件数	0



概要

地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区内の公共施設・民間建築物等での国産木材の使用を促進し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。区内の二酸化炭素固定量を増加させるとともに、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与します。

内容

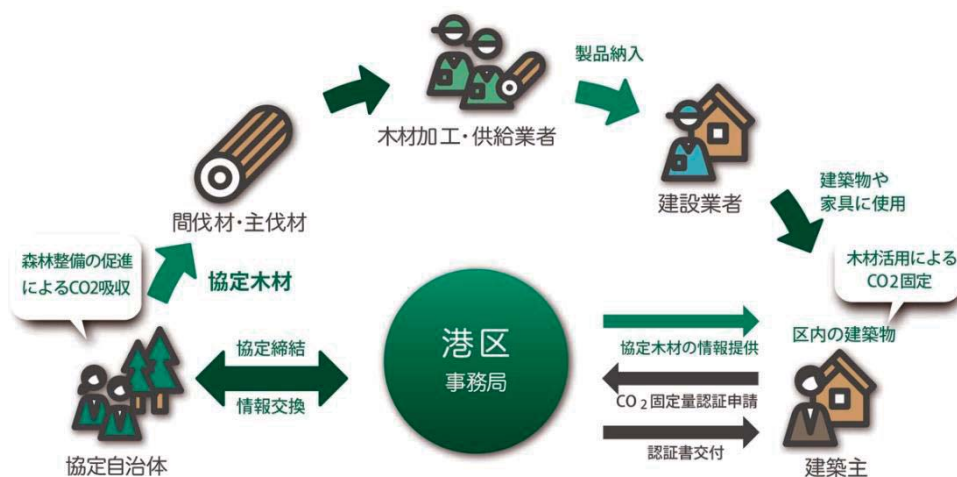
区内で延べ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を建築する建築主に、国産木材使用計画書の提出を求め、1 m<sup>2</sup>当たり 0.001 m<sup>3</sup>を超える国産木材を使用するよう指導し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

本制度では、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材（協定木材）の使用を促しています。

また、区内のテナントビルで事業活動を行う事業者においては、1 m<sup>2</sup>当たり 0.001 m<sup>3</sup>を超える国産木材を使用した場合、テナント事業者の申請に応じて、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

平成 30 年度からは、テナント店舗等において内外装や家具等の目に見える場所に使用したモデル店舗を創出するために協定木材を使用した際の経費を助成しています。

<制度のイメージ>



根拠法令等

- 港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱
- 港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱
- 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金交付要綱

### 事業開始時期

- 平成23年10月 港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度  
平成25年9月 港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定  
認証制度  
平成30年5月 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業

### 事業の実施状況

#### 港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度

年度	認証件数	二酸化炭素固定量 (t-CO <sub>2</sub> )
30	20	456.17
元	29	870.02
2	27	807.83
3	24	748.58
4	29	800.91

#### 港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度

年度	認証件数	二酸化炭素固定量 (t-CO <sub>2</sub> )
30	4	8.82
元	3	4.10
2	7	6.76
3	5	20.29
4	4	3.31

#### 港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業

年度	助成金活用店舗数
30	4
元	4
2	8
3	2
4	3

協定締結自治体(令和5年4月1日現在)

北海道	紋別市	埼玉県	秩父市	三重県	松阪市	岡山県	津山市
	森町		飯能市		尾鷲市		真庭市
	豊富町	東京都	あきる野市		紀北町		西粟倉村
	津別町		檜原村	滋賀県	多賀町	山口県	長門市
	滝上町	新潟県	村上市	兵庫県	宍粟市	徳島県	三好市
青森県	十和田市	福井県	あわら市	宇陀市	那賀町		
岩手県	葛巻町		坂井市	奈良県	吉野町	愛媛県	西条市
	住田町	大月市	黒滝村		西予市		
宮城県	石巻市	山梨県	北杜市		十津川村		久万高原町
	登米市		身延町		川上村	高知県	馬路村
秋田県	大館市		長野県		丹波山村		東吉野村
	湯沢市	飯田市		和歌山県	新宮市		梶原町
	上小阿仁村	天龍村	鳥取県	智頭町	四万十町		
	仙北市	高山市		南部町	福岡県	八女市	
山形県	金山町	岐阜県	郡上市	日南町	熊本県	湯前町	
	白鷹町		東白川村	島根県	隠岐の島町	宮崎県	都城市
福島県	いわき市		中津川市	静岡県	宮崎県		延岡市
	塙町	静岡市	日南市				
	古殿町	浜松市	えびの市				
栃木県	鹿沼市	富士宮市	諸塚村				
	日光市	富士市					
群馬県	沼田市	川根本町					

## 概 要

区は「港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度」及び「港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度」（以下、両制度をまとめて「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」といいます。）を施行し、建築物の建築やテナント店舗等の工事の際に建築主やテナント事業者に対して区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材（協定木材）の使用を促しています。

更なる協定木材をはじめとした国産木材の活用、国内の森林整備及び森林による二酸化炭素吸収の促進に資することを目的として、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度において認証した民間建築物等を表彰します。

## 内 容

### 1 表彰対象

「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、前年度1年間に認証した民間建築物等が表彰対象となります。

### 2 審査・選定基準

みなと森と水ネットワーク会議会員である協定自治体が以下の選定基準により投票し、投票結果を受けて区が決定します。

- (1) 木材の使用方法が公開性や視認性、デザイン性に優れ、創意工夫が見られること。
- (2) 先進的な技術を利用して木材を使用していること。
- (3) 木材の活用に先導的な役割を果たしていること。
- (4) 協定木材等の利用に積極的に取り組んでいること。

## 根拠法令等

港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度表彰実施要綱

## 事業開始時期

令和4年4月

## 事業の実施状況

### 受賞件数

賞名	年度	4※
最優秀賞		3
優秀賞		9
奨励賞		9
特別賞		2
テナント店舗特別賞		4
合計		27

※みなとモデル二酸化炭素固定認証制度開始から10年間（平成23年10月1日から令和4年3月31日）の認証施設を対象とした。

概 要

区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結している全国の自治体（協定自治体）と国産木材の活用促進等についての情報共有や意見交換を行うため、首長による会議（みなと森と水サミット）を開催しています。

また、みなと区民の森づくり事業、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度など、地球温暖化対策としての日本の森林整備及び国産木材活用の促進に向けた区の実施を踏まえ、都市生活者である区民が、森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて学ぶことを目的とした、親子向けワークショップや協定自治体グルメコラボ等のイベントを実施しています。

事業開始時期

平成 19 年 11 月

事業の実施状況

年度	実施日	実施内容	来場者数
30	平成 30 年 10/22～11/10	森と水サミット 2018、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ、林産地見学会	約 1,500 人
元	令和元年 10/27～11/10	森と水サミット 2019、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ、林産地見学会	約 1,600 人
2	令和 2 年 10/28	森と水サミット 2020（WEB 会議形式） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、その他のイベントは中止	—
3	令和 3 年 10/26～12/12	森と水サミット 2021（WEB 会議形式）、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ	約 1,200 人
4	令和 4 年 10/27～12/17	森と水サミット 2022（会場開催・WEB 会議形式併用）、親子向けワークショップ、協定自治体グルメコラボ	約 1,200 人



## 概 要

「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を達成するため、区内で使用される電力の再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）割合 100%を目指す再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ 100」を掲げ、区有施設に率先して再エネ 100%の電力を導入するとともに、区内事業者や区民の再エネ電力への切替えを促進します。

## 内 容（主な取組）

- 1 MINATO再エネオークションの実施（区内事業者向けの取組）
  - 2 首都圏再エネ共同購入プロジェクトの実施（区内事業者向けの取組）
  - 3 MINATO再エネ 100 電力利用事業者認定（区内事業者向けの取組）
  - 4 再エネ電力を供給している小売電気事業者情報の公開（区民向けの取組）
  - 5 区有施設に再エネ 100%の電力を導入する方針の決定（区有施設の取組）
- ※その他、東京都が実施する「みんなのおうちに太陽光」キャンペーンの周知に協力

## 根拠法令等

港区再エネ電力普及促進プロジェクト「MINATO再エネ 100」実施要綱

## 事業開始時期

令和3年11月

## 事業の実施状況

- 1 MINATO再エネオークション利用実績

年度	3	4
利用事業者数	1	6

- 2 首都圏再エネ共同購入プロジェクト利用実績 ※令和4年度から実施

年度	4
利用事業者数	2

- 3 MINATO再エネ 100 電力利用事業者認定

年度	3	4
認定事業者数	0	0

- 4 再エネ電力を供給している小売電気事業者情報の公開

年度	3	4
参加小売電気事業者数（累計）	5	4

「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート

地球温暖化対策担当

## 概要

区内で使用される電力の再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）割合100%を目指す再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」を推進するため、使用する電力を再エネ100%由来の電力に切替えるきっかけとして、区民、事業者に対し区内共通商品券を交付します。

## 内容

使用する電力を再エネ100%由来の電力に切替え、以降3か月以上継続して使用した区民、事業者に対し、区内共通商品券2万円を交付します。

## 根拠法令等

港区「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート事業実施要綱

## 事業開始時期

令和4年10月

## 事業実績

（単位：件、千円）

年度		4
申請	件数	9 (0)
	金額	18

※申請件数欄の（ ）は事業者の件数

## 概要

全国の自治体において太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）によって発電された電力の利用の普及及び拡大を図るため、再エネ電力を供給する会社を登録し、区内の事業者へ周知することで再エネ電力の導入を促進します。

## 内容

### 1 対象者

電気事業法の登録を受けた電力会社（区内・区外企業を問わない）

### 2 主な登録要件

- （1）供給する電力に再エネ電力が含まれている小売電気事業者であること。
- （2）発電所が立地する自治体と区が「再生可能エネルギーの活用に関する協定」を締結していること。
- （3）供給される電力の二酸化炭素排出係数が、区の定める基準未満であること。

## 根拠法令等

みなと全国連携エネルギー登録制度実施要綱

## 事業開始時期

令和元年 11 月

※令和 5 年 7 月廃止

## 事業の実施状況

年度	登録事業者数（累計）	区内事業者への導入件数
元	2	0
2	2	0
3	2	0
4	1	0

みなとりサイクル清掃事務所



区の清掃施設

みなとりサイクル清掃事務所

概要

区内の家庭から出る資源やごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、区が収集し、処分しています（少量排出事業者についても、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、区が廃棄物処理手数料を徴収した上で収集していますが、現在、新規事業者の収集は受け付けていません。）。

内容

区が収集した資源やごみの中間処理や最終処分は、以下の施設で行っています。

1 港区の清掃施設

施設の名称	施設の役割
みなとりサイクル清掃事務所 (港南 3-9-59)	資源やごみの収集に関する相談等について、電話や窓口で対応しています。 また、区の廃棄物処理に関する計画の策定や、正しい資源とごみの分別方法、ごみを減らすための工夫などに関する啓発活動も行っています。 このほか、区が所有するごみ収集車の整備等も行っています。
芝浦清掃作業所 (港南 3-1-18)	資源・ごみ集積所から収集した不燃ごみを大型車に積み替える施設です。リサイクルが可能な金属類等を手作業で回収し、発火の恐れがあるスプレー缶やライターを安全に破碎処理しています。令和4年度から、不燃ごみとして収集した陶磁器・ガラス類、おもちゃもリサイクルのためピックアップ回収を行っています。年末年始を除き、日曜日に粗大ごみの直接持ち込みの受入をしています。
新堀粗大ごみ中継所 (芝 3-2-14)	収集した粗大ごみを大型車に積み替える施設です。 リサイクルが可能な金属類や、木製品をピックアップ回収しています。
みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所 (元麻布 3-9-6)	麻布、赤坂地区に多い狭小路地で回収したびん・かんやペットボトル、古紙等の資源を大型車に積み替える施設です。 建て替え工事のため令和4年7月1日から令和6年3月（予定）まで休止します。
港資源化センター (港南 5-7-1)	資源・ごみ集積所から回収した資源プラスチックやびん・缶、ペットボトルから、リサイクルに適さない異物を手作業等で除去し、民間のリサイクル施設に運搬するための圧縮や梱包を行っています。

2 港区以外が管理運営する関連施設

施設の名称	施設の役割
港清掃工場 (港南 5-7-1)	資源・ごみ集積所から収集した可燃ごみを焼却する施設です。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
京浜島不燃ごみ処理センター (大田区京浜島 3-7-1)	不燃ごみを破碎して減容化する施設です。区の不燃ごみは芝浦清掃作業所で積み替え、こちらの施設に搬入しています。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
粗大ごみ破碎処理施設 (江東区海の森 2-4-79)	粗大ごみを破碎して減容化する施設です。区の粗大ごみは新堀粗大ごみ中継所で積み替え、こちらの施設に搬入しています。東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営を行っています。
中央防波堤外側埋立処分場 (江東区海の森 3丁目地先) 新海面処分場 (江東区青海 3丁目地先)	清掃工場が発生する焼却灰や破碎した不燃ごみ、粗大ごみを埋立処分する施設です。 東京都が管理運営を行っています。

このほか、金属類や木製の粗大ごみ等については、民間事業者にリサイクルを委託しています。



清掃一部事務組合・清掃協議会分担金

みなとりサイクル清掃事務所

## 概 要

平成 12 年 4 月「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、清掃事業が東京都から各区へ事務移管されました。特別区が共同して円滑な清掃事業を実施するため設置した、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会の分担金及び負担金を各区で負担しています。

## 内 容

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合の主な事務  
東京二十三区と共同処理する必要があるごみ処理施設等の整備及び管理運営に関する事務
- 2 東京二十三区清掃協議会の主な事業  
廃棄物収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務

## 根拠法令等

東京二十三区清掃一部事務組合同規約  
東京二十三区清掃協議会規約

## 事業開始時期

平成 12 年 4 月

## 事業の実施状況

(単位：円)

年 度	東京二十三区 清掃一部事務組合分担金	東京二十三区 清掃協議会負担金
30	1,104,366,000	600,000
元	1,137,208,000	400,000
2	1,389,054,000	300,000
3	1,591,604,000	300,000
4	1,242,703,000	400,000

## 概 要

区内の家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみは区が収集します。事業所から排出される廃棄物は、自己処理（民間の廃棄物処理業者への委託や清掃工場への持ち込み）が原則ですが、少量排出事業者については、家庭ごみの収集に支障のない範囲で区が有料で収集しています（現在、新規事業者の収集は受け付けていません。）。

## 内 容

可燃ごみ（燃やすごみ）は、生ごみや、汚れが落とせないプラスチック、再資源化できない紙類、ゴム、皮革製品、CD、ビデオテープ、衣類、紙おむつ等です。

不燃ごみ（燃やさないごみ）は、陶磁器、ガラス類、金属製品、30 cm未満の小型家電製品、カセットボンベ、スプレー缶、電球等です（平成20年10月から、分別区分が変更され、プラスチックについては資源プラスチックとして回収しています。）。

可燃ごみや不燃ごみは、地域ごとに定められた収集日に集積所に出されたものを清掃車で収集していますが、台場地区の可燃ごみについては専用の「管路収集システム」を使用しています。

平成27年3月から、小型プレス車を使用していた不燃ごみ収集について、スプレー缶や使い捨てライター等による車両火災を防ぐため、積み込んだ廃棄物を圧縮しないタイプの軽小型貨物車に変更しました。また、大型集合住宅の不燃ごみについても、平成30年4月から軽小型貨物車を使用し収集を行っています。

事業所から排出される廃棄物は、民間廃棄物収集運搬業者へ収集を委託するよう周知しています。なお、事業所から排出される一般廃棄物については、臨時持込ごみとして、排出事業者が直接、港清掃工場へ持ち込むことも可能です。この際の事務手続については区が受け付けています。

この他、区では新橋や六本木など大きな繁華街の一部について、地元の町会や商店会と連携して、店舗や事業所から排出されるごみを自己処理に導き、街の美観を保つよう取り組んでいます。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

## 事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

## 事業の実施状況

### 収集回数等

種 別	収集場所	収集頻度	搬入先
可燃ごみ	集積所	週 2 回	港清掃工場
不燃ごみ		月 2 回	京浜島不燃ごみ処理センター

※可燃ごみは、区内全域（台場地区除く。）を3区分し、月・木、火・金、水・土に収集

※不燃ごみは、区内全域を12区分し、第一・第三の月曜日から土曜日及び、第二・第四の月曜日から土曜日に収集

### 可燃ごみ・不燃ごみの収集量の推移 (単位：t)

年度 区分	30	元	2	3	4
可燃ごみ	48,142	48,407	48,948	47,595	46,641
不燃ごみ	2,120	2,077	1,950	1,862	1,768
※管路ごみ	2,283	2,258	1,503	1,556	1,775
合 計	52,545	52,742	52,401	51,013	50,184

※台場地区の可燃ごみ（焼却は有明清掃工場で行っています。）

### 臨時持込ごみ (単位：件)

年 度	30	元	2	3	4
承認件数	548	670	653	487	462

## 概 要

区内の家庭から出る家具などの大きなごみ（最大辺が30cm以上の品物）は、粗大ごみとなり、有料（処理券方式）で区が収集しています。

従来から行っている戸別収集や高齢者・障害者世帯などからの運び出し収集に加えて、平成27年2月からは、日曜日に限り芝浦清掃作業所への直接持ち込みも受け入れています。なお、粗大ごみの収集及び直接持ち込みには、事前の申し込みが必要です。

令和5年3月からは、区単独の粗大ごみ受付センターである「みなと粗大ごみ受付センター」の運営を開始しました。

## 内 容

### 1 申込手続

区が委託する「粗大ごみ受付センター」に電話又はインターネットで申し込みます。

### 2 排出方法

手数料に応じた金額分の「有料粗大ごみ処理券」を貼付し、指定された日に、戸別収集の場合は玄関前などに排出し、直接持ち込みの場合は芝浦清掃作業所に持参します。

### 3 区で収集できないもの

家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、消火器、バッテリーなど

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）  
資源の有効な利用の促進に関する法律  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則  
港区粗大ごみの運び出し収集実施要綱

## 事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

## 事業の実施状況

### 収集量と申込件数

(単位：収集量は t、申込件数は件)

年 度	30	元	2	3	4	
収 集 量	2,388	2,381	2,641	2,760	2,867	
申 込 件 数	戸別収集	107,432	112,690	135,016	143,224	144,541
	運び出し	719	812	755	514	961
	直接持込み	3,860	4,077	4,133	4,145	4,110
	合 計	112,011	117,579	139,904	147,883	149,612

※令和3、4年度版事業概要の2年度収集量は、2,641 t に訂正します。

### 令和4年度粗大ごみ収集量（上位10品目）

順 位	品 目
第1位	箱物家具
第2位	いす（ソファを除く）
第3位	布団
第4位	衣装箱
第5位	テーブル
第6位	敷物
第7位	掃除機
第8位	スーツケース
第9位	照明器具
第10位	ごみ箱

## 概要

区では、「港区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を区民・事業者とともに推進しています。

廃棄物のうち、再使用、再生利用が可能なものは、資源として回収しており、区民・事業者が主体となって行うものと、区が主体となって行うものがあります。

## 内容

資源回収品目は、資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトル、使用済み乾電池、使用済み小型家電製品、古着、使用済み蛍光灯等 17 品目です。

### 1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

#### (1) 集団回収

地域の方々が自主的にグループを作り、町会・自治会、PTA等を中心に、家庭等から出る古紙や缶等の資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を実践している団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等、様々な支援をしています。

※平成30年7月1日から中小企業基本法上の小規模事業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象としました。

※令和3年4月1日から、資源回収量1キログラム当たり6円を支払っていた報奨金を、品目別に上げました（新聞、雑誌、段ボール、金属類、びん類、その他は7円、布類は10円、紙パック、その他再生可能紙は20円）。

※令和3年4月1日から、集団回収のネットワークを支える古紙回収業者の経営を支援するため、古紙の市況価格が大幅に下落した場合に適用する、回収業者に対する助成制度を開始しました（古紙の市況価格が8円を下回る場合、古紙回収量1キログラム当たり3円）。

※令和3年4月1日から、優良な資源回収業者の区への登録及び紹介を開始しました。

#### (2) 小規模事業所のリサイクル

区内の小規模事業所から出る古紙等のリサイクルルートを確保し、事業者の自己処理責任による資源リサイクルを円滑に進めるため、「みなとエコ・オフィス町内会」、「港区オフィスリサイクルシステム」の2つのシステムへの支援を行っています。

### 2 区が主体となって行う資源回収

#### (1) 資源プラスチックの回収

平成20年10月から週1回、資源プラスチック回収日に、区内全域の集積所で回収しています。

#### (2) 古紙、びん、缶の回収

平成11年度から週1回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。



- (3) ペットボトルの回収  
平成 18 年 7 月から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。  
令和 4 年 4 月から、回収した使用済みペットボトルを全てペットボトルにリサイクルする水平リサイクルを開始しました。
- (4) 使用済み乾電池の回収  
昭和 59 年度から、各総合支所や区立図書館等で拠点回収しています。
- (5) 使用済み小型家電製品の回収  
平成 24 年 9 月から、各総合支所、台場分室、みなとりサイクル清掃事務所、エコプラザで拠点回収を開始しました。  
現在は、三田いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、青山いきいきプラザ、白金台いきいきプラザ、芝浦港南区民センターの 5 か所を加え、全 13 か所で拠点回収しています。
- (6) 古着の回収  
平成 25 年 5 月から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所、エコプラザで拠点回収を開始しました。現在は、各総合支所、台場分室の 6 か所に加え令和 3 年 4 月から芝浦港南区民センター、神明・南麻布・ありす・西麻布・青山・白金台の各いきいきプラザ、浜松町駅北口自転車等駐車場、港区スポーツセンターの 9 か所を増設し、全 18 か所で回収しています。
- (7) 使用済み蛍光灯の回収
- ①不燃ごみからの回収  
平成 25 年度から、集積所で回収した不燃ごみの中からピックアップ回収しています。
- ②拠点回収  
平成 25 年 5 月から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所、エコプラザで拠点回収しています。
- (8) 古着・廃食用油・使用済み小型家電製品等のイベント回収  
平成 24 年度から年間 4 回程度、古着・廃食用油・使用済み小型家電製品のイベント回収を実施しています。平成 25 年度からはふとんを、平成 26 年度からは園芸土を回収品目に追加しています。
- (9) 不燃ごみ・粗大ごみからの金属製品、コード類等の回収  
平成 24 年 5 月から、区が収集した不燃ごみ・粗大ごみの中から、金属製品、コード類等をピックアップ回収しています。  
また、平成 26 年 1 月から羽毛ふとん、平成 27 年 2 月から、直接持込みされた粗大ごみからふとんをピックアップ回収しています。
- (10) ペットボトルキャップの回収  
平成 26 年 3 月から、みなとりサイクル清掃事務所、いきいきプラザ等で拠点回収しています。
- (11) 廃食用油の回収  
平成 26 年度から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。
- (12) 廃木材の回収  
平成 28 年度から、区が収集した粗大ごみの中から、木製品をピックアップ回収しています。

(13) 陶磁器・ガラス類の回収

令和3年度から、みなとりサイクル清掃事務所及びみなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。また、令和4年度から、区が収集した不燃ごみからピックアップ回収しています。

(14) おもちゃの回収

令和4年6月から、みなとりサイクル清掃事務所及びエコプラザで拠点回収しています。また、令和4年度から、区が収集した不燃ごみから金属複合物を含むおもちゃをピックアップ回収しています。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区集団回収実践団体支援要綱

港区集団回収古紙回収業者助成金交付要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

集団回収

(単位：kg)

年 度		30	元	2	3	4
古 紙	新聞	1,843,201	1,613,276	1,204,792	1,183,857	1,161,214
	雑誌	1,544,675	1,521,355	1,373,022	1,245,728	1,240,955
	段ボール	1,903,458	1,911,965	2,179,079	2,156,632	2,142,846
	紙パック	4,018	3,510	2,437	3,979	4,525
	その他再生可能紙	15,432	28,348	24,858	26,001	21,835
	計	5,310,784	5,078,454	4,784,188	4,616,197	4,571,375
布 類		45,132	43,737	19,014	19,366	22,996
金 属 類	鉄類	71,964	75,643	98,633	73,427	66,258
	アルミ類	141,706	150,933	179,787	162,867	145,411
	その他	9,240	11,586	0	311	137
	計	222,910	238,162	278,420	236,605	211,806
び ん 類		65,596	75,566	182,155	175,506	166,002
そ の 他		206,546	206,715	159,327	155,536	153,735
合 計		5,850,968	5,642,634	5,423,104	5,203,210	5,125,914
活動団体数		393	394	404	409	412

小規模事業所のリサイクルシステム加入者数

(単位：事業所)

年 度	30	元	2	3	4
みなとエコ・オフィス町内会	162	114	116	116	124
港区オフィスリサイクルシステム	205	210	221	225	225

2 区が主体となって行う資源回収

(単位：kg)

年 度		30	元	2	3	4	
集積所回収	資源プラスチック	2,611,400	2,650,760	2,844,660	2,705,720	2,650,510	
	古紙	6,874,370	7,139,110	7,642,550	7,659,930	7,661,790	
	びん・缶	4,219,494	4,307,892	4,667,768	4,501,511	4,214,297	
	ペットボトル	1,217,170	1,255,860	1,358,480	1,366,210	1,330,010	
拠点回収	紙パック	-※2 2拠点	-※2 2拠点	-※2 1拠点	-※2 1拠点	-※2 1拠点	
	使用済み乾電池	8,004 50拠点	7,620 50拠点	7,792 50拠点	5,751 50拠点	7,783 50拠点	
	使用済み小型家電製品	2,838 13拠点	1,847 13拠点	2,114 13拠点	2,183 13拠点	1,664 13拠点	
	古着	57,355 9拠点	70,518 9拠点	61,699 9拠点	89,006 18拠点	91,249 18拠点	
	使用済み蛍光灯	120 3拠点	172 3拠点	108 3拠点	131 3拠点	55 3拠点	
	ペットボトルキャップ	934 10拠点	798 10拠点	604 10拠点	686 18拠点	844 18拠点	
	廃食用油	180 2拠点	0 2拠点	295 2拠点	150 2拠点	135 2拠点	
	陶磁器・ガラス類	- -	- -	- -	846 2拠点	2,614 2拠点	
	おもちゃ	- -	- -	- -	- -	508 2拠点	
	イベント回収	古着	325 3回	341 2回	-※3 -	-※3 -	-※3 -
廃食用油		37 3回	16 2回	-※3 -	-※3 -	20 1回	
使用済み小型家電製品		41 3回	30 2回	-※3 -	-※3 -	2 1回	
ふとん		108 3回	144 2回	-※3 -	-※3 -	25 1回	
園芸土		1,550 4回	750 2回	-※3 -	-※3 -	345 1回	
ピックアップ回収		不燃ごみ	金属製品等	534,180	535,780	466,010	426,330
	コード類		30,050	29,295	25,282	17,393	12,146
	使用済み蛍光灯		25,446	27,783	27,273	25,248	20,783
	使用済み小型家電製品		-	-	-	3,037	2,883
	陶磁器類		-	-	-	-	8,990
	ガラス類		-	-	-	-	4,850
	おもちゃ(金属複合物)		-	-	-	-	1,097
	粗大ごみ	金属製品等	367,260	325,160	259,490	246,990	110,300
		羽毛ふとん	240	65	541	445	300
		ふとん	115	30	0※1	0※1	0※1
廃木材		396,040	357,420	324,620	379,720	427,360	

※1 引渡し条件が厳格化され、汚れ・染み等のない保存状態の良いもののみとなったため0となっています。  
 ※2 拠点回収の紙パックについては、回収の効率化を図るため、平成30年度から集積所の古紙を回収する車両で回収しています。このため、回収量は集積所回収の古紙に含みます。  
 ※3 新型コロナウイルス感染症防止対策により、イベント中止等の理由で、回収量実績がありません。

ごみ排出実態調査

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

区内の家庭及び少量排出事業者から排出されるごみの量と組成を調査し、ごみ、資源の分別状況等の実態及び排出地域特性等を総合的に把握し、ごみの減量化、資源の再生利用等の推進を図ります。港区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理の基礎資料としても活用しています。

(令和元・2・3年度は未実施)

内 容

令和4年度に住居形態別（5形態）の各2か所の調査地域からサンプルを収集し、調査しました。

【令和4年度調査概要】

- (1)実施時期 令和4年10月14日（金）～令和4年10月27日（木）まで
- (2)調査地域 10地域（①戸建住宅、②集合住宅（管理良好）、③集合住宅（一般的管理）、④单身集合住宅、⑤住商混合の5形態から各2か所ずつ調査地域を選定）
- (3)調査対象物 各集積所の可燃ごみ、不燃ごみ、資源（古紙、びん、缶及びペットボトル）、資源プラスチックを分析しました。サンプルの収集は、みなとりサイクル清掃事務所が行いました。

事業開始時期

平成15年2月

事業の実施状況

(可燃ごみ組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
30	73.3	1.0	16.7	9.0
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	67.6	1.2	18.6	12.6

## (不燃ごみ組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
30	7.3	74.9	7.1	10.7
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	4.0	72.9	7.2	15.9

## (資源組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
30	1.1	0.9	85.5	12.5
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	1.2	0.6	98.1	0.1

## (資源プラスチック組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
30	47.4	1.4	2.8	48.4
元	—	—	—	—
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	9.2	0.7	2.5	87.6

※ ごみ排出時の外袋は、可燃ごみの中に含めています。

## 3 R 推進事業

みなとりサイクル清掃事務所

### 概要

港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・区の三者が協働・連携して、区のごみ減量及びリサイクルを推進するための具体的な方策を検討し、様々な事業を実施しています。

### 内容

港区一般廃棄物処理基本計画の理念に基づき、平成18年10月に「港区3R推進行動会議」を設置しました。この会議では、区民・事業者・区の三者が協働・連携して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めていくための具体的な方策を検討しています。

また、この会議において、一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量削減目標を実現するために、事業（みんなと3R）を実施しています。

#### 港区3R推進行動会議の構成

	団体名等	定数
座長	学識経験者	1
消費者	港区消費者団体連絡会	2
区民	公募区民	2
清掃協力会	麻布清掃協力会	1
	赤坂青山清掃協力会	1
生産者・流通業者		4
行政	芝地区総合支所協働推進課長	1
	産業振興課長	1
	環境課長	1
	みなとりサイクル清掃事務所長	1
計		15
事務局	みなとりサイクル清掃事務所	

### 行動プラン

港区3R推進行動計画は、港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、3つの基本方針をもとに進めています。

港区にいるすべての人に3Rの大切さを知ってもらう

港区にいるすべての人が、すぐにも3Rを実践するためのきっかけをつくる

区民・事業者・区の連携を促進し、3Rを推進する



事業開始時期

平成18年10月

事業の実施状況

港区3R推進行動会議開催回数 (単位:回)

年度	30	元	2	3	4
回数	4	3	3	2	4

3R推進事業

年度	事業内容	回数
30	3R実践部会	2
	区民向け学習会	11
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会(みなとパーク芝浦)	1
	みなとごみ0(ゼロ)ハッピー大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 (区と共催により実施)	2
	港区立エコプラザとの連携事業	2
元	3R実践部会	1
	区民向け学習会	10
	リユース食器貸出し事業	10
	パネル展示会(みなとパーク芝浦)	1
	みなとごみ0(ゼロ)ハッピー大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 (区と共催により実施)	2
	港区立エコプラザとの連携事業	1
	3R実践部会	0
2	区民向け学習会	1
	リユース食器貸出し事業	0
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会(みなとパーク芝浦)	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 (区と共催により実施)	0
	港区立エコプラザとの連携事業	1
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	3R実践部会	0
3	区民向け学習会	2
	リユース食器貸出し事業	0
	リユース食器レンタル料補助事業	0
	パネル展示会(港区役所本庁舎ロビー)	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収 (区と共催により実施)	0
	海洋プラスチック問題啓発イベント	1
	3R実践部会	1
	4	区民向け学習会
リユース食器貸出し事業		3
リユース食器レンタル料補助事業		0
パネル展示会(みなとパーク芝浦)		1
古着・廃食用油・園芸土の資源回収 (区と共催により実施)		1
海洋プラスチック問題啓発イベント		1

## 概 要

食品廃棄物・食品ロス削減のため、食べきり強化月間や30・10（さんまる・いちまる）運動、食べきり協力店登録制度の利用促進、生ごみ処理機購入費助成、フードドライブの実施等、様々な機会を通じて普及啓発を推進します。

## 内 容

## 1 食べきり強化月間

宴会やパーティーが多くなる年末年始、歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」とし、料理を残さずおいしく食べきることを啓発しています。

（冬の陣）12月16日～翌年1月15日

（春の陣）3月16日～4月15日

啓発方法

- ・区有施設や品川駅東口自由通路のデジタルサイネージに啓発動画を配信
- ・本庁舎、各総合支所に横断幕、懸垂幕を設置

事業開始時期 平成29年12月

## 2 30・10（さんまる・いちまる）運動

外食時の30・10運動

宴会等の外食時に、宴会開始後30分間と終了前の10分間は料理をおいしく食べることで、食品ロスを減らす取組です。

家庭版30・10運動

毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」で賞味期限や消費期限が近い食材を積極的に活用する日、毎月10日は「もったいないクッキングデー」で普段捨ててしまいがちな野菜の皮の活用や、余った料理をリメイクする日として食品ロスを減らす取組です。

## 3 食べきり協力店登録制度

飲食物を提供する区内の店舗・宿泊施設を対象に、食べ残しを減らす取組や利用者に食べきることを促す取組を行う店舗等を、食べきり協力店として登録します。

【登録の要件】

下記の取組項目を、1つ以上実践する店舗を食べきり協力店として登録します。

- (1) 小盛メニュー等の導入
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ
- (3) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (4) 食品リサイクルの実施
- (5) フードシェアリングアプリケーションソフト等の活用
- (6) フードバンクへの食品の提供
- (7) その他の食べ残しを減らすための工夫

【登録店のPR】

区民・在勤者等に食べきり協力店の取組を広く紹介し、積極的に利用するよう呼びかけています。

- (1) 申請者に対して登録証、ステッカーを交付します。
- (2) 登録店舗を、区ホームページへの情報掲載やパネル展等で紹介します。
- (3) 食べきり協力店ガイドブックを発行し、登録店の取組内容を紹介しています。



■食べきり協力店ステッカー

根拠法令等  
港区食べきり協力店登録制度実施要綱  
事業開始時期 平成 28 年 11 月

事業の実施状況（認定店舗数は令和 5 年 3 月 31 日現在）

年度	認定店舗数	うち新規店舗数
30	100	32
元	133	33
2	203	70
3	234	31
4	265	31

#### 4 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

家庭から排出される生ごみの減量及び環境負荷を低減するため、家庭用生ごみ処理機等購入者に助成金を交付しています。

根拠法令等  
港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱  
事業開始時期 平成 19 年 10 月

実施状況 (単位：世帯)

年 度	30	元	2	3	4
助成世帯数	36	36	80	133	92

#### 5 家庭用生ごみ処理機の無料貸出し

生ごみ処理機の効果等を体験したいという区民に、1世帯につき1台まで無料で貸出ししています。 ※貸出し期間は3か月以内

根拠法令等  
港区家庭用生ごみ処理機貸出要領  
事業開始時期 平成 24 年 10 月

実施状況 (単位：世帯)

年 度	30	元	2	3	4
貸出世帯数	1	6	4	6	1

#### 6 フードドライブの実施

常設受付窓口（令和 5 年 3 月 31 日現在）

芝地区総合支所	麻布地区総合支所	赤坂地区総合支所
高輪地区総合支所	芝浦港南地区総合支所	台場分室
みなとりサイクル清掃事務所	エコプラザ	白金台いきいきプラザ
がん在宅緩和ケア支援センター		

事業開始時期 平成 28 年 2 月

イベント時の実施状況 (単位：回)

年 度	30	元	2	3	4
実施回数	1	5	1	1	2

令和 4 年度未利用食品回収量  
2,246kg

概要

ごみの減量やリサイクルの推進を図るには、区民や事業者の理解と協力が重要です。平成 12 年度から清掃事業が東京都から区に移管され、区の特성에応じた事業を実施するために様々な普及・啓発活動を行っています。

内容

- 1 「港区の清掃とリサイクル」の発行  
 清掃とリサイクルについて、現状と区の取組をまとめた「港区の清掃とリサイクル」を毎年度発行しています。  
 事業開始時期 平成 14 年度
- 2 分別ガイドブックの発行  
 分別及び清掃事業全般についてまとめた「資源とごみの分別ガイドブック（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）」を発行しています。（全面改訂の都度、全戸配布）  
 事業開始時期 平成 20 年度
- 3 清掃事業及び港資源化センター紹介DVDの貸出  
 資源・ごみの正しい分別方法や清掃事業全般について紹介するために、清掃事業及び港資源化センター紹介DVDを作成し、貸し出しています。  
 いずれの番組も2か国語（日本語版・英語版）及び手話通訳対応となっています。  
 事業開始時期 平成 20 年度
- 4 施設見学会  
 清掃事業やリサイクル事業の実態を区民に理解してもらうために港資源化センターで 10 名以上の団体の施設見学を受け入れています。なお、令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止及び施設改修工事のため、受け入れを中止しました。  
 事業開始時期 平成 11 年度

実施状況

年度	30	元	2	3	4
団体数	19	22	0	0	0
参加人数	348	274	0	0	0

5 リサイクル施設見学会

社会全体の中での3Rの進展状況を幅広く区民に知ってもらうために、ごみ処理関連施設や民間のリサイクル施設のバス見学会を実施しました。なお、当事業は平成 30 年度で終了しました。

事業開始時期 平成 18 年度

実施状況

年度	30	元	2	3	4
実施回数	2				
参加人数	43				

6 出前講座の実施

3Rの概要や段ボールコンポストを理解してもらうため、町会・自治会や自主グループ等に区の職員を講師として派遣しています。

事業開始時期 平成12年度

実施状況

年度	30	元	2	3※	4
実施回数	7	6	1	2	2
参加人数	90	104	8	3	23

※ 1回はオンラインによる実施のため、参加人数は不明

7 年代別啓発リーフレットの発行

港区の清掃とリサイクルについてまとめた「港区のごみとリサイクル（小学生低学年用・小学生高学年用・中学生用）」を毎年度発行しています。（区立の小学校1年生・4年生、中学校1年生の児童生徒全員に配布）

なお、令和3年度から紙媒体の発行を廃止し、電子媒体による運用を開始しました。

事業開始時期 平成15年度

8 環境学習

次世代を担う子どもたちに環境問題についての関心を高めてもらうことを目的に、区内の小学校や中学校、幼稚園、保育園等を訪問して、環境学習を行っています。

環境学習実施回数

（単位：回）

年度		30	元	2	3	4
実施回数	小学校・中学校	3	2	2	2	2
	幼稚園・保育園	5	4	0	1	1

9 エコライフ・フェアMINATO、みなと区民まつりへの参加

清掃事業への理解と、ごみ減量やリサイクル推進による循環型社会の実現をPRするため出展しています。

例年の出展内容

（エコライフ・フェアMINATO）

- ・啓発パネル、パンフレット配布
- ・リサイクルのイベント収集例（ふとん、廃食用油、使用済み小型家電、不用園芸土等の回収）
- ・清掃車両の展示

事業開始時期 平成9年度

（みなと区民まつり）

- ・啓発パネル、パンフレット配布
- ・清掃車両の展示

事業開始年度 平成9年度

10 ごみ分別アプリ

資源・ごみの分別や地域別回収・収集日の検索、出し忘れを防止するアラーム等の機能を備えたスマートフォン向けのアプリケーションを無料で配信しています。

事業開始時期 平成28年12月

ダウンロード数

（単位：件）

年度	30	元	2	3	4
日本語版	1,124	1,849	1,803	1,922	2,506
英語版	58	144	100	73	145
合計	1,182	1,993	1,903	1,995	2,651

## 清掃協力会支援事業

麻布地区総合支所協働推進課  
赤坂地区総合支所協働推進課  
みなとりサイクル清掃事務所

### 概 要

区内のごみの減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援しています。

### 内 容

- 1 補助金交付対象団体
  - (1) 麻布清掃協力会
  - (2) 赤坂青山清掃協力会
  
- 2 補助金交付対象事業
  - (1) ごみの減量のための普及・啓発事業
  - (2) ごみの適正な処理のための普及・啓発事業
  - (3) その他、生活環境の向上を図る事業

### 根拠法令等

港区清掃協力会補助金交付要綱

### 事業開始時期

平成8年4月

### 事業の実施状況

補助金交付実績  
事業の実績に応じて1団体当たり年9万円

※ 事務事業については、清掃協力会を所管する麻布地区総合支所及び赤坂地区総合支所で行っています。



概 要

ごみの減量、資源化に積極的に取り組む区内の小売店を「みなとエコショップ」として認定しています。さらに、認定店の中から顕著な取組を実施している店舗を「港区ごみ減量優良エコショップ」として年1回表彰しています。みなとエコショップの取組内容は、区ホームページ等に掲載し、区民にみなとエコショップを積極的に利用していただけるよう広く紹介しています。



■認定ステッカー

内 容

- 1 認定の要件
  - (1) 売り場の延床面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の区内小売店であること。
  - (2) 簡易包装の推進や環境に配慮した商品の販売など、区が指定する全7項目の認定基準のうち2項目以上に取り組んでいること(同項目中で2事例以上の取組を実施している場合も可)。
- 2 認定店のPR
  - (1) 認定店には、認定書と認定ステッカーを贈呈します。
  - (2) 認定期間中(2年間)は「店舗紹介」や「ごみの減量・資源化の取組内容」の記事を区ホームページ等で紹介します。
- 3 みなとエコショップでの買い物行動の促進(平成25年4月開始)
 

認定店での区民の買い物行動を促進するために、みなとエコショップで買い物をした際のレシートの枚数に応じて「みなとエコチャレンジ」の環境行動ポイントが付与され、貯まったポイントに応じて港区内共通商品券や環境省が推進するエコ・アクション・ポイントなどと交換できます。
- 4 港区ごみ減量優良エコショップ表彰
 

令和4年度は1店舗を表彰し、港区長から表彰状を贈呈しました。

根拠法令等

みなとエコショップ表彰制度実施要綱  
 港区ごみ減量優良エコショップ表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成24年12月

事業の実施状況(認定店舗数は、令和5年3月31日現在)

(単位:店舗)

年度	認定店舗数	うち新規店舗数	表彰店舗数
30	101	18	5
元	136	22	7
2	162	26	7
3	164	2	3
4	166	2	1

## 概要

区が収集する事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料をごみ処理券により徴収します。

## 内容

ごみ処理券には、事業系有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券の2種類があり、区が指定する区内の商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のごみ処理券取扱所や、みなとりサイクル清掃事務所で販売しています。

なお、生活保護や児童扶養手当等を受けている場合、災害・ボランティア活動でごみが出た場合など一定の条件を満たしている場合は手数料を減額又は免除します。

### 1 事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料

区が収集する事業系一般廃棄物は、事業者の自己処理責任の徹底及びごみの排出抑制・再利用・資源化を図るため、ごみ量に応じた廃棄物処理手数料を事業系有料ごみ処理券により徴収しています。

なお、事業者の自己処理責任に基づく受益者負担の適正化の観点から、手数料原価と手数料との乖離をできるだけ解消するため、令和5年10月1日から、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料を改定します。

改定額 46.0 円/kg (現行処理手数料 40.0 円/kg)

#### 事業系有料ごみ処理券 (種別)

##### 現行 (令和5年9月30日まで)

特大・70リットル相当	1セット 5枚	(1枚 532円)	2,660円
大・45リットル相当	1セット 10枚	(1枚 342円)	3,420円
中・20リットル相当	1セット 10枚	(1枚 152円)	1,520円
小・10リットル相当	1セット 10枚	(1枚 76円)	760円

##### 改定後 (令和5年10月1日から)

特大・70リットル相当	1セット 5枚	(1枚 609円)	3,045円
大・45リットル相当	1セット 10枚	(1枚 391円)	3,910円
中・20リットル相当	1セット 10枚	(1枚 174円)	1,740円
小・10リットル相当	1セット 10枚	(1枚 87円)	870円

### 2 粗大ごみの廃棄物処理手数料

家庭から出る粗大ごみは、有料粗大ごみ処理券により廃棄物処理手数料を徴収しています。

なお、粗大ごみの廃棄物処理手数料は、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料を基に算定していることから、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料の改定に合わせ、令和5年10月1日申し込み分から収集品目別の手数料を改定します。

平成 27 年 2 月から、従来の戸別収集に加えて、毎週日曜日に芝浦清掃作業所で直接持込みを受け入れています。この場合の手数料は、標準重量 10 kg までは無料、それ以外の収集品目については戸別収集の廃棄物処理手数料の半額とします。

#### 有料粗大ごみ処理券（種別）

有料粗大ごみ処理券 A	1 枚 200 円
有料粗大ごみ処理券 B	1 枚 300 円

#### 現行（令和 5 年 9 月 30 日まで）

品目別標準重量	手数料（戸別収集）	手数料（直接持込み）
標準重量 10 kg	400 円	無料
標準重量 20 kg	800 円	400 円
標準重量 30 kg	1,200 円	600 円
標準重量 50 kg	2,000 円	1,000 円
標準重量 70 kg	2,800 円	1,400 円

#### 改定後（令和 5 年 10 月 1 日から）

品目別標準重量	手数料（戸別収集）	手数料（直接持込み）
標準重量 10 kg	400 円	無料
標準重量 20 kg	900 円	400 円
標準重量 30 kg	1,300 円	600 円
標準重量 50 kg	2,300 円	1,100 円
標準重量 60 kg	2,700 円	1,300 円
標準重量 70 kg	3,200 円	1,600 円

### 3 多量ごみ・臨時ごみの廃棄物処理手数料

家庭ごみの収集は原則無料ですが、以下の場合には手数料が必要です。

#### （1）多量ごみ

例えば、庭の植木を剪定したことにより、地域ごとに決められた収集曜日に 1 日当たり 10 kg を超える量のごみを排出する場合は、その 10 kg を超えた分。

#### （2）臨時ごみ

例えば、引越しのため、地域ごとに決められた収集曜日以外に臨時にごみを排出する場合。

単位	現行券手数料 （令和 5 年 9 月 30 日まで）	改定後手数料 （令和 5 年 10 月 1 日から）
1 kg 当たり	40.0 円	46.0 円

#### 根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

#### 事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

## 事業の実施状況

### 有料ごみ処理券販売実績

(単位：千円)

年 度	30	元	2	3	4
事業系有料ごみ処理券	300,486	284,770	231,175	226,717	221,751
有料粗大ごみ処理券	148,181	154,271	175,664	185,037	186,355
合計	448,667	439,041	406,839	411,754	408,106

## 概 要

家具のリユース（再使用）を推進するため、区内の家庭で不用になった良質な木製家具等を無料で引き取り、希望者に有料販売しています。

## 内 容

区内の家庭から引き取った家具は、簡単な清掃をした上で港資源化センターに展示し、希望者に有料販売しています。

平成 25 年度までは展示期間を定めて家具のリサイクル展を開催し、希望者に抽選のうえ無料（運搬料は自己負担）で提供していましたが、家具のリユース（再使用）をさらに推進するため、平成 26 年 4 月 1 日からは通年で開催し、展示家具を先着順で有料販売しています。

## 事業開始時期

平成 7 年度

## 事業の実施状況

引取件数・販売件数及び小さな家具のリサイクル展での引渡し件数 （単位：件）

	年度	30	元	2	3	4
家具のリサイクル展（通年開催）						
引取件数		1,385	1,379	1,529	1,601	1,652
販売件数		1,356	1,315	1,388	1,345	1,723
小さな家具のリサイクル展（引渡し件数）		15	16	7	14	7

概 要

新たに建築される大規模建築物について、廃棄物の保管場所の設置を指導しています。

内 容

大規模建築物から排出されるごみの減量化及び適正処理のため、区内に下記要件に該当する建築物を建設しようとする者に対して、その建築物又は敷地内に再利用対象物保管場所・廃棄物の保管場所を設置し、事前に届け出る義務を課しています。

- ・「再利用対象物保管場所」－ 事業で使用する延べ面積が1,000㎡以上の建築物
- ・「廃棄物保管場所」－ 延べ面積が1,000㎡以上の建築物  
区では、届出に基づく保管場所及び保管設備が、環境衛生上及び作業上支障があると認められるときは、改善の指示等を含む適切な指導を行っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則  
港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱  
港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届受理件数（単位：件）

年 度	30	元	2	3	4
件 数	84 (6)	76 (4)	75 (5)	75 (7)	58 (3)

（ ）内は平成17年4月から施行された港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例（1,000㎡未満）による届出で、内数です。



## 概 要

循環型社会の形成を目指して、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の減量及びリサイクルの推進、廃棄物の適正処理等を指導しています。

## 内 容

事業用途に供する床面積が1,000㎡以上の大規模建築物の所有者に対して、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するために、以下のように必要な指導・支援等を行っています。

- ・建物から排出される廃棄物等の総排出量や再利用率等を報告する「再利用計画書」の提出を義務付けており、その内容を踏まえて、立入検査による排出指導を行っています。
- ・廃棄物の減量及び適正処理に対する理解を深めるために、各建築物における廃棄物管理責任者を対象とした講習会を実施しています。
- ・事業系廃棄物の減量と資源の再利用に積極的で優れた取組を行っている事業者を表彰することにより、その功績を称えるとともに、模範的で優れた取組を広く紹介しています。

また、事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上排出、又は臨時に排出する事業者で、清掃工場に搬入する事業者を対象に一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」といいます。）の提出を義務付けています。このマニフェスト制度とは、排出事業者が自ら作成したマニフェストを通じて、廃棄物の処理の流れを明確にして、管理する制度です。これにより排出事業者等が廃棄物の排出や処理に関しての責任（排出者責任）を意識し、適正処理を確保していくことを目的としています。

## 根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

港区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

港区ごみ減量優良事業者等表彰実施要綱

## 事業開始時期

平成12年度（※港区ごみ減量優良事業者等表彰は平成21年度から）

## 事業の実施状況

### 廃棄物管理責任者講習会受講対象・再利用計画書提出対象建築物件数

(単位：件)

用途 \ 年 度	30	元	2	3	4
オフィスビル	846	834	805	831	818
店舗ビル	27	30	26	25	24
ホテル・結婚式場	58	64	66	71	70
工場・研究所	5	5	5	5	5
倉庫・流通センター	26	26	28	26	26
医療機関	13	13	12	12	12
学校	57	55	53	53	54
駅舎	35	35	37	37	36
その他建築物	80	78	73	81	78
合 計	1,147	1,140	1,105	1,141	1,123

※ 床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の件数です。

### 事業用大規模建築物への排出指導件数

(単位：件)

年 度	30	元	2	3	4
件 数	244	250	40	36	104

※ 事業用途の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物が対象です。

### マニフェスト適用対象事業者の申請件数

(単位：件)

年 度	30	元	2	3	4
件 数	18	12	11	7	7

### 港区ごみ減量優良事業者等表彰件数

(単位：件)

年 度	30	元	2	3	4
延床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	3	2	2	4	2
延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	0	0	0	0	0

概 要

資源・ごみの集積所又は集合住宅の保管場所（以下「集積所等」といいます。）の管理において、環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民や団体を表彰しています。

内 容

1 優良集積所の要件

区民からの自薦又は推薦、収集職員からの推薦のあった集積所等で、次の（１）から（４）のいずれかの要件を満たすもののうち、特に優れていると認められるものを優良集積所として表彰しています。

- （１）資源・ごみの分別ルール・排出時間（収集曜日当日）が守られている。
- （２）資源・ごみを収集した後、清掃等により集積所等が清潔に保たれている。
- （３）防鳥用ネット・資源用コンテナが収集後、集積所等から引き上げられ、適切に管理されている。
- （４）その他、ごみの減量や資源化の自主的な取組を行っている。

2 港区優良集積所等表彰（令和４年度表彰）

令和４年度は３か所の集積所等について、管理する区民・団体を表彰しました。

根拠法令等

港区優良集積所等表彰実施要綱  
 港区優良集積所等表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成 25 年 1 月

事業の実施状況

（単位：か所）

年度	30	元	2	3	4
表彰集積所数	3	3	3	4	3

## 概要

港資源化センターでは、区が回収した資源プラスチック、ペットボトル、びん、缶を選別、圧縮、梱包し、再生工場へと引き渡すための中間処理を行っています。

## 内容

- ・資源プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）の中間処理
- ・ペットボトルの中間処理
- ・びん（リターナブルびん・無色・茶色・その他）の中間処理
- ・缶（アルミ缶・スチール缶）の中間処理

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律  
 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

## 事業開始時期

平成 11 年度

## 事業の実施状況

資源引渡量

(単位：kg)

年度		30	元	2	3	4	
スチ ック プラ	プラスチック製 容器包装	1,423,440	1,564,030	1,617,920	1,597,450	1,515,270	
	製品プラス チック(注1)	629,280	534,530	553,900	610,090	619,250	
ペットボトル		1,140,330	1,164,420	1,363,610	1,364,050	1,394,610	
びん	リターナブル	69,300	68,800	71,580	70,652	72,636	
	ワン ウ エイ	無色	1,153,740	1,143,690	1,283,610	1,183,190	1,100,919
		茶色	590,390	575,360	618,260	599,520	541,218
		その他	1,673,660	1,685,320	2,004,640	1,923,490	1,797,162
缶	アルミ缶	341,712	328,812	397,640	412,390	396,848	
	スチール缶	283,630	281,530	279,510	275,730	260,550	
古紙 (注2)	新聞	755,890	610,810	783,100	991,120	1,021,890	
	雑誌	3,236,830	3,231,540	2,795,980	2,636,520	2,481,100	
	段ボール	2,881,650	3,296,760	4,063,470	4,032,290	4,158,800	
	紙パック	—	—	—	—	—	

※ 資源引渡量とは、区が資源として回収したもののうち、港資源化センターで残さを除去し中間処理した成果物を再生工場へ引き渡した量です。

令和4年度のびん、缶については、港資源化センターびん、缶中間処理設備改修工事期間中の、民間中間処理施設での中間処理及び再生工場への引渡量を含んでいます。

(注1)製品プラスチックの他に自治体独自処理分のプラスチック製容器包装も含まれます。

(注2)古紙は、民間の施設で中間処理し、再生工場へ引き渡しています。紙パックについては、資源引渡量が少ないため、平成30年度から新聞の実績に含んでいます。

## 概要

不燃ごみ・粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブル（以下「廃コード」といいます。）の剥離、使用済み携帯電話（スマートフォン以外。以下「携帯電話」といいます。）及びおもちゃの分解業務を障害者就労支援施設に委託し、電子基盤等に含まれる金属のリサイクルをしています。

## 内容

廃コード、携帯電話及びおもちゃについては、これまで、ごみの中継施設において手作業で分別回収又は拠点回収し、そのまま民間事業者に売却してきました。しかし、廃コードは、被覆しているビニールを剥離して、銅線のみを売却、また、携帯電話及びおもちゃは基盤、金属複合物とプラスチックに分解して売却する方が、売却価格が高くなることや、剥離したビニールは売却先が産業廃棄物として、焼却により処理されているため、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素も発生します。

このため、区は廃コードから銅線を取り出す作業及び携帯電話やおもちゃの分解作業を障害者就労支援施設に委託しています。委託経費は、取り出した銅線等の売却収入を充て、区の財政負担を抑制しつつ、障害者の雇用や工賃のアップ等、就労支援の拡大を図っています。

また、剥離後のビニールや分解後のプラスチックは、資源プラスチックと同様にリサイクルしています。

## 根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 事業開始時期

平成 30 年 4 月（携帯電話・令和 2 年 4 月、おもちゃ・令和 4 年 4 月）

## 事業の実施状況

（単位：kg）

年度	処理量	銅線取出し量	携帯電話引渡量	おもちゃ引渡量
30	17,670	1,032	—	—
元	29,590	1,738	—	—
2	27,310	1,756	754	—
3	27,898	1,235	663	—
4	23,916	1,158	484	1,940

概 要

高齢者や障害者世帯などへの戸別訪問収集の実施など、区民のニーズを踏まえたきめ細かい清掃事業を展開しています。

内 容

1 戸別訪問収集

平成 13 年 7 月から戸別訪問収集を行っています。65 歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人、指定難病等に罹患している人、妊娠中の人のみで構成する世帯や、一部のひとり親世帯等で、自力でゴミや資源を集積所に出すことが困難で、かつ身近な人の協力が得られない世帯を対象に、区職員が自宅を訪問してゴミ等を収集しています。事前の連絡がなく、ゴミ等が出されていない場合は、本人が利用している訪問介護事業者等と連携して、安否確認を行っています。

2 粗大ゴミの運び出し収集

65 歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳等の交付を受けている人、指定難病等に罹患している人、妊娠中の人のみで構成する世帯や、一部のひとり親世帯等で、自力で自宅から粗大ゴミを出すことが困難で、かつ身近な人の協力が得られない世帯を対象に、区職員が自宅を訪問して粗大ゴミを運び出し収集しています（運び出しに先立ち、区職員が下見を実施し、建物を損傷させるおそれがある場合などはお受けしていません。）。

3 早朝収集

新橋、六本木などの一部の繁華街を対象に、通勤等により混雑する時間帯より前の午前 7 時台にゴミを収集し、街の美観や通行に支障が生じないように努めています。

4 防鳥用ネットの交付

集積所に出されたゴミをカラス被害等から守るため、希望する区民に防鳥用ネットを交付しています。防鳥用ネットは、みなとりサイクル清掃事務所や各総合支所でお渡ししています。

5 ふれあい指導

ゴミの減量やリサイクルを推進して、資源循環型社会を構築していくため、ゴミの分別方法の説明、収集曜日以外に排出されたゴミや分別が不適切なゴミの排出者の特定及び指導を行っています。また、集積所における様々なトラブルの解消を目指し、パトロールの実施及び区民や事業者との対話を中心とする「ふれあい」を基本に、きめ細かな指導を行っています。

(1) 収集職員による指導

収集作業中や清掃車が清掃工場にゴミを搬入している間の待機時間に、分別されていないゴミや事業系ゴミの有料ゴミ処理券の貼付漏れなど、不適正なゴミの排出者が特定できた場合には、指導を行っています。

(2) ふれあい指導班による指導

街の美観保持とゴミの適正排出を啓発するため、事業者や管理が不十分な集積所の利用者への排出指導、集積所への不法投棄を監視するパトロール、地域の清掃活動の支援などの取組を行っています。



- 6 戸別訪問収集時におけるAED（自動体外式除細動器）の携行  
令和元年9月から戸別訪問収集に携わる区職員がAED（自動体外式除細動器）を携行し、心肺停止にある高齢者等があったときは救命措置を行っています。

根拠法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- 港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
- 港区戸別訪問収集実施要綱
- 港区防鳥用ネット交付要綱
- 港区資源・ごみ集積所の設置等及び収集開始に関する事務取扱要綱
- 港区粗大ごみの運び出し収集実施要綱

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

戸別訪問収集

（単位：件）

年度	30	元	2	3	4
収集件数	531	554	596	619	645
新規申込件数	131	132	183	131	179

粗大ごみ運び出し件数（令和4年度）

939件

防鳥用ネット交付枚数（令和4年度）

（単位：枚）

大（4×3m）	中（3×2m）	小（1.5×1.5m）
130	194	162

ふれあい指導件数等（令和4年度）

（単位：件）

業 務 内 容	4
分別・排出指導等	1,202
不法投棄の調査・回収等	2,778
集積所の新設・廃止・相談等	577
臨時ごみ・ボランティアごみ・ごみの後出し回収等	617
防鳥用ネット、資源用コンテナ、パンフレットの配布等	1,582
その他 ※	286

※ その他は、主に集積所看板（警告看板）の設置、交換、修理等のメンテナンス業務です。

AED（自動体外式除細動器）の携行台数（令和4年度）

8台

動物死体の引取り

みなとりサイクル清掃事務所

概 要

動物の死体のうち、25kg 未満のものに限り、飼主等から区に依頼のあったものや、道路上、敷地内等で見つかったものを委託事業者が引き取り、動物専用霊園で合同火葬及び合同埋葬をしています。

内 容

- 1 敷地内での動物死体の引取り  
敷地内における動物の死体は、原則として飼主又は土地の管理者等の責任で処分することになっていますが、飼主等から区に依頼があった場合には有料で、飼主等が不明の動物の死体は無料で引き取ります。
- 2 道路上（都道）の動物死体の引取り  
道路上の動物の死体は道路管理者が引き取りますが、都道上の動物の死体は、東京都から委託を受けて区が引き取っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

（単位：頭）

年 度	種 別	犬			猫			その他			合 計		
		有 料	無 料		有 料	無 料		有 料	無 料		有 料	無 料	
			そ の 他	都 道		そ の 他	都 道		そ の 他	都 道		そ の 他	都 道
30	内 訳	31	1	0	53	62	11	38	359	92	122	422	103
	合 計	32			126			489			647		
元	内 訳	30	3	0	64	60	13	50	389	152	144	452	165
	合 計	33			137			591			761		
2	内 訳	36	2	1	55	63	21	58	405	134	149	470	156
	合 計	39			139			597			775		
3	内 訳	39※	0	0	50※	43	18	58※	499	161	147※	542	179
	合 計	39			111			718			868		
4	内 訳	33※	0	0	50※	35	8	60※	528	110	143※	563	118
	合 計	33			93			698			824		

※令和 3、4 年度は新型コロナウイルス感染症による区民の経済的負担を軽減するため手数料を免除しています。

概 要

一般廃棄物処理業の許可証の交付及び指導

内 容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする事業者には、申請に基づき許可証を交付します。また、適正な処理を確保するために行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 地方自治法
- 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- 港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
- 東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数 (単位：事業者)

年度	30	元	2	3	4
収集・運搬業	330	322	319	318	314
処分業	0	0	0	0	0

概 要

浄化槽清掃業の指導

内 容

浄化槽法及び港区浄化槽清掃業の許可に関する条例により、浄化槽の清掃を業として行う事業者には、行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

- 浄化槽法
- 地方自治法
- 港区浄化槽清掃業の許可に関する条例
- 港区浄化槽清掃業の許可に関する規則
- 東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数 (単位：事業者)

年度	30	元	2	3	4
浄化槽清掃業	46	46	45	44	45

## 概 要

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、区長及び区規則で定める者以外の者が資源・ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止したことに伴い、資源持ち去り防止パトロールを実施しています。

## 内 容

区内の資源・ごみ集積所をパトロールし、集積所に排出された資源の状況等を調査するとともに、区民が排出した資源を無断で持ち去る者に対し、その行為について警告を行い、その場所で積んだ資源を降ろすよう指導します。

## 根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

## 事業開始時期

平成 21 年 9 月

## 事業の実施状況

年 度	区 分	パトロール実施日数	警告書交付件数
30		308	29
元		310	26
2		308	5
3		311	5
4		207	3

## 概要

地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量を削減し、また、海洋プラスチックごみの発生を抑制するため、プラスチック廃棄物を正しく処分することの重要性を啓発し、プラスチックごみの発生抑制を推進します。

## 内容

### 1 パネル展示

海洋プラスチックの現状について港清掃工場にパネル展示しています。また、令和4年10月21日から11月4日にみなとパーク芝浦にて、パネル展を開催しました。

### 2 清掃車のラッピング

区の清掃車（小型プレス車）10台に、プラスチックごみ発生抑制を啓発するラッピングをしています。

### 3 分別啓発看板の集積所設置

プラスチックの更なる分別の徹底を区民に啓発する看板を作成し、集積所に設置しています。

### 4 啓発用チラシ等の制作

プラスチックごみの発生抑制を推進するチラシ、パンフレットを制作し窓口等で配布します。

### 5 啓発イベントの実施

令和5年3月4日にみなとパーク芝浦にて、使い捨てプラスチックの削減について考えるワークショップを開催しました。

### 6 港区役所「使い捨てプラスチック」削減方針策定

区の事務事業及び施設管理から排出される「使い捨てプラスチック」をゼロにするため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定め、令和2年4月から取組を開始しました。

会議、イベントでのプラスチック製品の不使用、プラスチック製啓発品の配布や包装の廃止、施設内のペットボトル自動販売機の切替、庁舎内のコンビニなどでのレジ袋の配布取り止めなど、区自らが先導的に使い捨て型の資源利用から脱却することで、区民、事業者等の取組を喚起・牽引するとともに、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた啓発事業や環境学習、マイバッグ利用促進などの取組を効果的に展開します。

## 事業開始時期

平成31年4月





■パネル展示（港清掃工場）



■清掃車のラッピング

## 港区「区の木・区の花」



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ

発行番号 2023056-5611

### 港区の環境リサイクル

令和5年度（2023年度）版

令和5年（2023年）8月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部環境課  
東京都港区芝公園1-5-25  
電話 03（3578）2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。  
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

